

# 神山町地域防災計画 (資料編)

令和4年3月18日改訂

神 山 町



## 目 次

1 章	災害記録に関する資料	
1 節	南海道大地震被害分布図.....	1
2 節	関東以西の洋上の巨大地震の系統.....	2
3 節	主な大地震一覧表.....	3
2 章	気象等に関する資料	
1 節	気象庁震度階級関連解説表.....	5
2 節	徳島地方気象台発表の気象注意報・警報基準.....	8
3 節	地震情報に用いる海域図.....	11
4 節	主な台風の経路図.....	12
5 節	月別の台風主要経路傾向図.....	13
6 節	予報地域細分境界図.....	14
7 節	津波, 高潮, 波浪以外の泳法伝達系統図.....	15
8 節	各防災機関雨量観測所一覧表.....	15
9 節	水位観測資料を得ることのできる場所.....	16
3 章	通信施設に関する資料	
1 節	徳島県総合情報通信ネットワークシステム用無線局取扱要綱.....	17
2 節	神山町防災無線回線系統図.....	39
3 節	アマチュア無線局局名録.....	41
4 節	アマチュア無線基地局分布図.....	43
4 章	災害危険地域等に関する資料	
1 節	地すべり防止区域一覧表.....	44
2 節	地すべり危険箇所一覧表.....	47
3 節	急傾斜地崩壊危険区域指定地一覧表.....	49
4 節	急傾斜地崩壊危険箇所一覧表.....	50
5 節	急傾斜地崩壊危険区域警戒雨量基準等.....	66
6 節	土石流危険溪流一覧表.....	67
7 節	土石流対策雨量基準.....	70

8節	砂防指定地一覧表.....	71
9節	山地に起因する災害危険箇所一覧表.....	73
10節	水防危険箇所.....	79
11節	重要水防区域一覧表.....	88
12節	地震時に緊急点検を行う「農業用ダム・農業用ため池」の一覧表..	89
13節	保安林配備一覧表.....	89
14節	建築基準法による災害危険区域一覧表.....	90
<b>5章 危険物等に関する資料</b>		
1節	神山町危険物取扱事業所一覧表.....	91
2節	神山町毒物劇物取扱施設数.....	91
<b>6章 防災資器材等に関する資料</b>		
1節	水防倉庫設置及び備蓄資材の状況.....	92
2節	警察署別装備品現有状況.....	95
3節	林野火災用空中消火資器材等保有状況.....	97
4節	主要食糧（米穀）在庫数量.....	98
5節	副食調味料調達先一覧表.....	98
6節	災害救助物資備蓄数.....	99
7節	木材保有数.....	100
<b>7章 報道体制に関する資料</b>		
1節	日本放送協会の災害報道体制.....	101
2節	四国放送非常事態対策要綱.....	103
3節	エフエム徳島非常事態対策要綱.....	106
4節	徳島県における緊急警報放送について.....	109
<b>8章 災害救助に関する資料</b>		
1節	令和3年度災害救助法の適用基準.....	111
2節	令和3年度災害救助基準.....	111
<b>9章 医療・防疫に関する資料</b>		
1節	病院及び病床数.....	116

2節	特定施設に係る医療機関一覧表.....	117
3節	救急病院等一覧表.....	118
4節	神山町救急車・患者輸送車保有状況.....	119
5節	災害用薬品・資材の確保先.....	120
6節	防疫用器材保有数.....	121
<b>10章 交通に関する資料</b>		
1節	輸送の確保に関する責任者及び連絡方法.....	122
2節	主要交通途絶予想箇所一覧表.....	123
3節	荷重制限橋梁の状況（橋長15m以上）.....	123
4節	町有自動車数.....	123
<b>11章 自衛隊に関する資料</b>		
1節	災害対策用ヘリコプター降着適地一覧表.....	124
<b>12章 神山町災害対策本部に関する資料</b> ..... 125		
<b>13章 神山町防災会議及び防災関係機関に関する資料</b>		
1節	神山町防災会議条例.....	127
2節	神山町防災会議委員名簿.....	128
3節	防災関係機関連絡一覧表.....	129
<b>14章 南海トラフ地震臨時情報に関する資料</b>		
1節	南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件.....	131
2節	ひずみ計観測地点の一覧.....	134
3節	ひずみ計とは.....	135
<b>15章 その他の資料</b>		
1節	神山町建設業者一覧表.....	136
2節	神山町水道工事店一覧表.....	137
3節	一部事務組合（消防）一覧表.....	138
4節	避難施設一覧表.....	139
5節	消防水利一覧表.....	140
6節	避難路一覧表.....	140

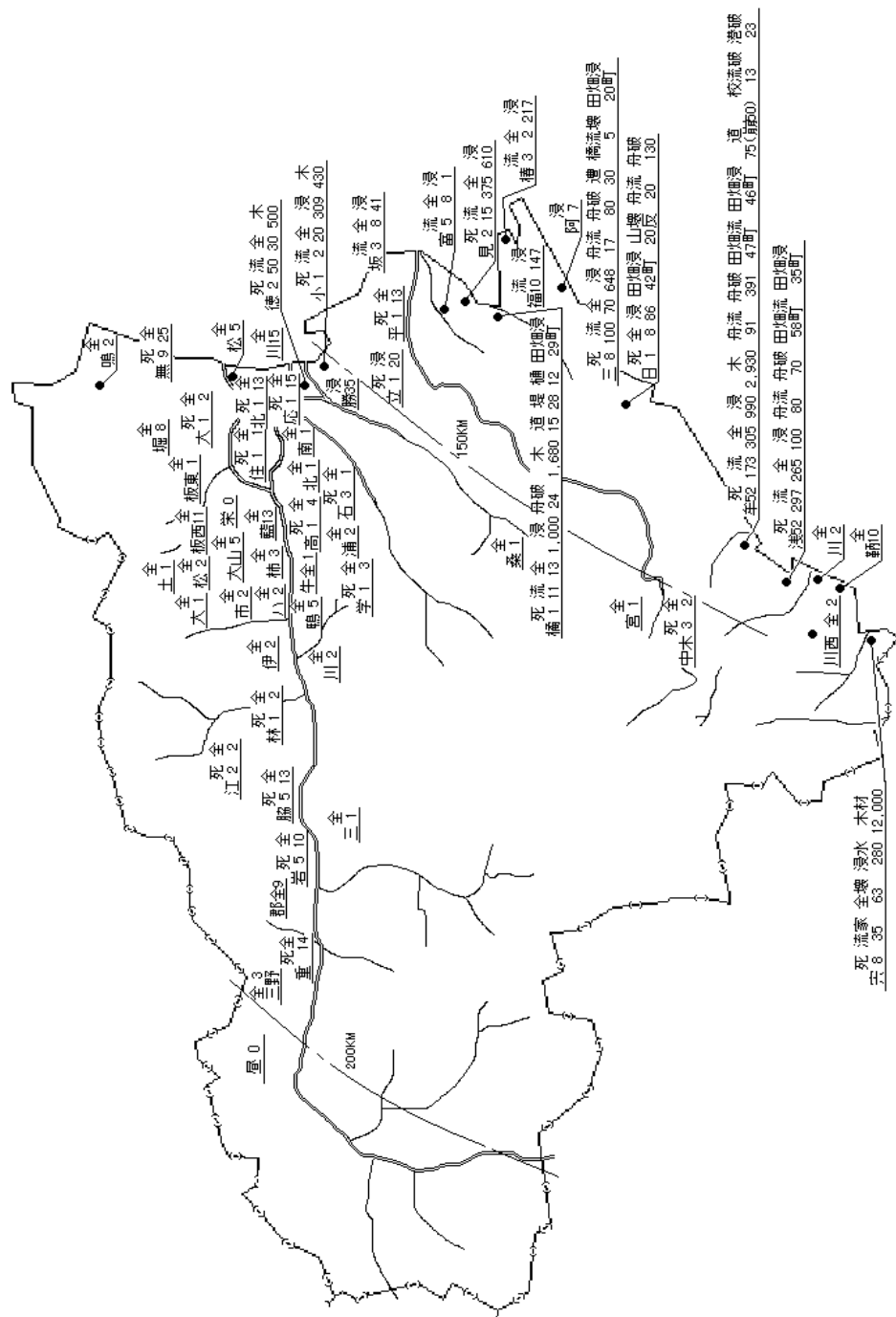
## 7節 協定書

徳島県及び市町村の災害時相互応援協定.....	154
徳島東部地域における災害時相互応援に関する協定書.....	157
徳島県市町村消防相互応援協定.....	159
徳島県消防防災ヘリコプター応援協定.....	162
消防相互応援協定書（神山町・石井町）.....	164
消防相互応援協定書（神山町・佐那河内村）.....	166
災害・事故等時の医療救護に関する協定書.....	168
災害・事故等時の医療救護に関する協定書 実施細則.....	171
鳥取県町村会と徳島県町村会との危機事象発生時相互応援協定.....	172
災害時における情報交換及び支援に関する協定書.....	174
災害時の協力に関する協定書.....	176
覚書.....	178
大規模災害時における支援活動に関する協定書.....	179
災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書.....	181
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書.....	183
災害時における応急生活物資の供給に関する協定書.....	186
災害時における救援物資提供に関する協定書.....	188
災害時における救援物資提供に関する協定書.....	189
災害時における食料の供給に関する協定書.....	190
災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書.....	192
災害時における段ボール製品の供給に関する協定.....	196

# 1 章 災害記録に関する資料

## 1 節 北海道大地震被害分布図

1 北海道大地震被害分布図 (昭和21.12.21)



## 2 節 関東以西の洋上の巨大地震の系統

関東沖	経過	東海沖	経過	南海沖
				684. 11. 29(天武 13)   M8 1/4   約 2 0 3 年
				887. 8. 26(仁和 3)   M8 ~8. 5   約 2 1 2 年
			約 2 年	
		1096. 12. 17(永長 1)   M8 ~8. 5   約 4 0 2 年		1099. 2. 22(康和 1)   M8 ~8. 3   約 2 6 2 年
				1361. 8. 3(正平 16)   M8 1/4 ~8. 5   約 2 4 4 年
	同日		同日	
1604. 2. 3(慶長 9)   M7. 9   約 9 8 年		1604. 2. 3(慶長 9)   M7. 9   約 1 0 2 年		1604. 2. 3(慶長 9)   M7. 9   約 1 0 2 年
	約 4 年		同日	
1703. 12. 31(元禄 16)   M7. 9 ~8. 2   約 1 5 2 年		1707. 10. 28(宝永 4)   M8. 4   約 1 4 7 年		1707. 10. 28(宝永 4)   M8. 4   約 1 4 7 年
	約 1 1 月		3 2 時間	
1855. 11. 11(安政 2)   M6. 9   約 6 8 年		1854. 12. 23(安政 1)   M8. 4   約 9 0 年		1854. 12. 24(安政 1)   M8. 4   約 9 2 年
	約 2 1 年		約 2 年	
1923. 9. 1(大正 12) M7. 9		1944. 12. 7(昭和 19) M7. 9		1946. 12. 21(昭和 21) M8. 0



### 3節 主な大地震一覧表

年 月 日	和 歴	規 模 M	地 域	被 害 ・ 摘 要
684. 11. 29	天武13		土佐その他南海・東海・西海	山崩れ，家屋社寺，人畜の死傷者多く，津波来襲 南海トラフ沿いの巨大地震と思われる
887. 8. 26	仁和 3	8～8.5	五畿，七道	京都で民家・官舎の倒壊，圧死多数，津波被害大 南海トラフ沿いの巨大地震と思われる
1096. 12. 17	永長 1	8～8.5	畿内，東海道	大極殿小破，東大寺巨鐘落ちる，津波社寺・民家 400余流出，東海沖の巨大地震とみられる
1099. 2. 22	康和 1	8～8.3	南海道・畿内	興福寺，摂津天王寺で被害，土佐で田千余町海に 沈下
1331. 8. 15	元弘 1	7	紀伊	田辺市の遠干潟20余町が隆起
1360. 11. 22	正平15	7.5～8	紀伊・摂津	津波が尾鷲から摂津兵庫まで来襲，人馬牛の死多 く
1361. 8. 3	正平16	8～8.5	畿内・土佐・阿波	摂津四天王寺の金堂転倒，津波で摂津・阿波・土 佐に被害
1498. 9. 20	明応 7	8.2～ 8.4	東海道全般	紀伊から房総までの海岸と甲斐で振動大，溺流死 4万1千，南海トラフ沿いの巨大地震と思われる
1586. 1. 18	天正13	7.8	畿内・東海・東山・北陸 諸道	飛騨・美濃・伊勢・近江・阿波などで被害
1605. 2. 3	慶長 9	7.9	東海・南海・西海諸道	慶長地震，津波が犬吠先から九州太平洋岸まで来 襲阿波宍喰で死者1500余等
1707. 10. 28	宝永 4	8.4	五畿・七道	宝永地震，死者2万，潰家6万，流出家2万 遠州灘沖及び紀伊半島沖で二つの巨大地震が同時 発生

年 月 日	和 歴	規 模 M	地 域	被 害 ・ 摘 要
1789. 5. 11	寛政 1	7. 0	阿波	阿波富岡町で文珠院や町屋の土蔵に被害
1854. 12. 23	安政 1	8. 4	東海・東山・南海諸道	安政東海地震，被害は関東から近畿，津波が房総から土佐の沿岸，死者2～3千人，潰・焼失約3万軒
1854. 12. 24	安政 1	8. 4	畿内・東海・東山・北陸 ・南海・山陰・山陽道	安政南海地震，被害は中部から九州，室戸・串本で約1m隆起，甲浦・加太で約1m沈下
1905. 6. 2	明治38		安芸灘	芸予地震，死者11，家屋全壊64
1946. 12. 21	昭和21	8. 0	南海道沖	南海道地震，死者1330，家屋全壊11591，半壊23487，流失1451，焼失2598，室戸，紀伊半島隆起，須崎，甲浦沈下，津波
1955. 7. 27	昭和30	6. 4	徳島県南部	死者1，負傷者8，山崩れ
1960. 5. 23	昭和35	8. 5	チリ沖	チリ地震津波，死者不明者142，家屋全壊1500余半壊2000余，（津波被害）
1995. 1. 17	平成 7	7. 2	兵庫県南部	兵庫県南部地震，阪神・淡路大地震，死者不明者6437，負傷者43792，全壊104906，半壊144274，一部損壊390506，一部地域で震度7（消防庁2006. 5. 19確定報）
2011. 3. 11	平成23	9. 0	三陸沖	東北地方太平洋沖地震、東日本大震災、死者不明者19824、負傷者6121、半壊181801、全半焼7132（2011年10月現在）、被害の多くは巨大津波によるもの
2013. 4. 13	平成25	6. 3	淡路島付近	負傷者35，全壊8，半壊101，最大震度6弱

（注）理科年表（平成28年版）による。

（注）徳島県に被害のあったと思われる地震。

## 2章 気象等に関する資料

### 1節 気象庁震度階級関連解説表

#### 【人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況】

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがある、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

### 【木造建物（住宅）の状況】

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

注1 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

注2 この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

注3 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

### 【鉄筋コンクリート造建物の状況】

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。

注1 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

注2 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

### 【地盤・斜面等の状況】

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※ <sup>1</sup> や液状化※ <sup>2</sup> が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ <sup>3</sup> 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

### 【ライフライン・インフラ等への影響】

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

### 【大規模構造物への影響】

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

## 2 節 徳島地方気象台発表の気象注意報・警報基準

### 1. 注意報

(1) 気象現象により被害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために発表する。

種 類		発 表 基 準
気 象 注 意 報	風 雪 注 意 報	風雪によって、災害が起るおそれがあり、具体的には、降雪を伴い平均風速が陸上12m/s以上と予想される場合
	強 風 注 意 報	強風によって、災害が起るおそれがあり、具体的には、平均風速が陸上12m/s以上と予想される場合。
	大 雨 注 意 報	大雨によって、災害が起るおそれがあり、具体的には 3時間雨量が90mm以上 土壌雨量指数が113以上のいずれかが予想される場合。
	大 雪 注 意 報	大雪によって、災害が起るおそれがあり、具体的には24時間の降雪の深さが5cm以上、ただし山地では20cm以上と予想される場合。
	濃 霧 注 意 報	濃霧によって、交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想され、具体的には視程が陸上100m以下になると予想される場合。
	雷 注 意 報	落雷等により被害が予想される場合。
	乾 燥 注 意 報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想され、具体的には、気象台において、最小湿度40%以下で、実効湿度60%以下と予想される場合。
	な だ れ 注 意 報	なだれによって、災害が起るおそれがあり、具体的には、積雪の深さ50cm以上あり、 1. 降雪の深さ20cm以上 2. 気象台における最高気温7℃以上 3. 降水量10mm以上のいずれかが予想される場合。
	着 雪 注 意 報	着雪によって、被害が起るおそれがあり、具体的には、気温-2℃～2℃の条件下で24時間降雪の深さ20cm以上と予想される場合。
気 象 注 意 報	霜 注 意 報	晩霜によって、農作物等に著しい被害が起るおそれがあると予想され、具体的には 晩霜期を対象とし最低気温が4℃以下と予想される場合。
	低 温 注 意 報	低温によって農作物等に著しい被害が起るおそれがあると予想され、具体的には、気象台における、最低気温が-3℃以下と予想される場合。
地 面 現 象 注 意 報	※1 地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起るおそれがあると予想される場合。
浸 水 注 意 報	※1 浸水注意報	浸水によって災害が起るおそれがあると予想される場合。

種 類		発 表 基 準
洪水 注意報	洪水注意報	大雨・長雨等による浸水によって災害が起るおそれがあると予想される場合。具体的には、 3時間雨量が90mm以上 流域雨量指数が鮎喰川流域=22以上 のいずれかが予想される場合。

※2

(2) 水防活動の利用に適合する注意報

気象注意報	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ
その他の注意報	洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ

## 2. 警報

(1) 一般の利用に適合する警報

種 類		発表基準
気 象 警 報	暴風警報	暴風によって、重大な災害が起るおそれがあり、具体的には、平均風速が陸上20m/s以上と予想される場合。
	暴風雪警報	暴風雪によって、重大な災害が起るおそれがあり、具体的には、降雪を伴い平均風速が陸上20m/s以上と予想される場合。
	大雨警報	大雨によって、重大な災害が起るおそれがあり、具体的には、3時間雨量が170mm以上 土壌雨量指数が142以上のいずれかが予想される場合。
	大雪警報	大雪によって、重大な災害が起るおそれがあり、具体的には、24時間の降雪の深さが30cm以上、ただし山地では50cm以上と予想される場合。
地面 現象 警 報	※1 地面現象警報	大雨・大雪等による山崩れ、地すべり等の地面現象により重大な災害が起るおそれがある場合。
浸水 警 報	※1 浸水警報	浸水によって、重大な災害が起るおそれがあると予想される場合。
洪水 警 報	洪水警報	大雨・長雨等による洪水によって、重大な災害が起るおそれがあり、具体的には、 3時間雨量が170mm以上 流域雨量指数が鮎喰川流域=28以上のいずれかが予想される場合。

※2

(2) 水防活動の利用に適合する警報

気象警報	大雨警報	一般の利用に適合する大雨警報と同じ
その他の警報	洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報と同じ

### 3. 気象情報

気象, および気象に関係のある水象・地象等の名を冠した情報	気象等の予報に関係のある台風・その他の異常気象等について, 具体的・補足的な内容を発表する必要がある場合。
-------------------------------	---

- 注1 ※を付した注意報・警報は、これらの標題は用いないで、気象注意報・気象警報に含めて行う。
- 注2 発表基準欄に記載した数値は、徳島県における過去の災害と気象条件との関係を調査して決めたものであり、社会環境や先行気象状況により変更することがある。
- 注3 注意報及び警報はその種類にかかわらず、これらの新らたな注意報又は警報が発表されたときに切り替えられるものとし、解除されるときまで継続される。
- 注4 水防活動の利用に適合する予報及び警報のうち水防活動用気象注意報・警報は大雨注意報・警報、水防活動用高潮注意報・警報は、高潮注意報・警報、水防活動用洪水注意報・警報は、洪水注意報・警報をもって代えるものとする。

### 4. 特別警報の発表基準について

#### (1) 気象等に関する特別警報の発表基準

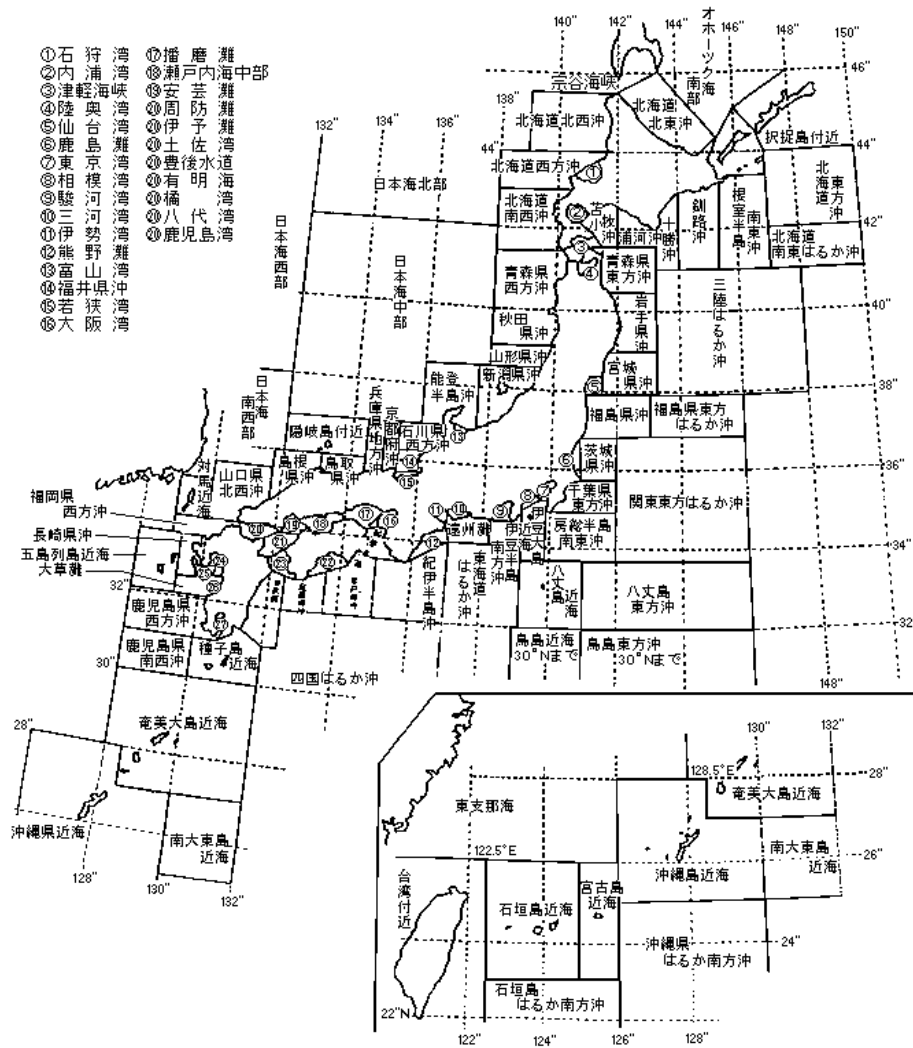
現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量になる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

- (注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をします。

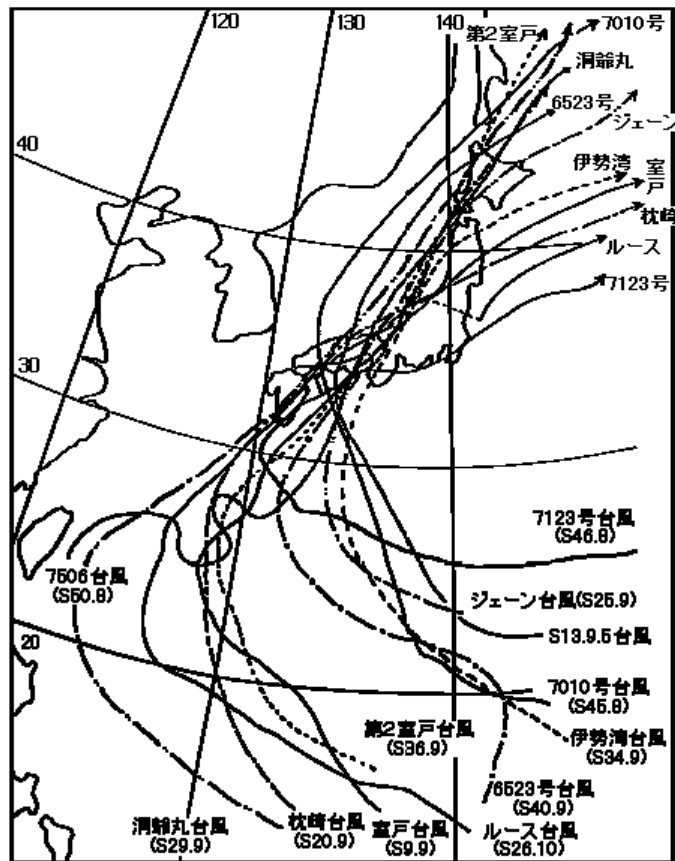


### 3節 地震情報に用いる海域図

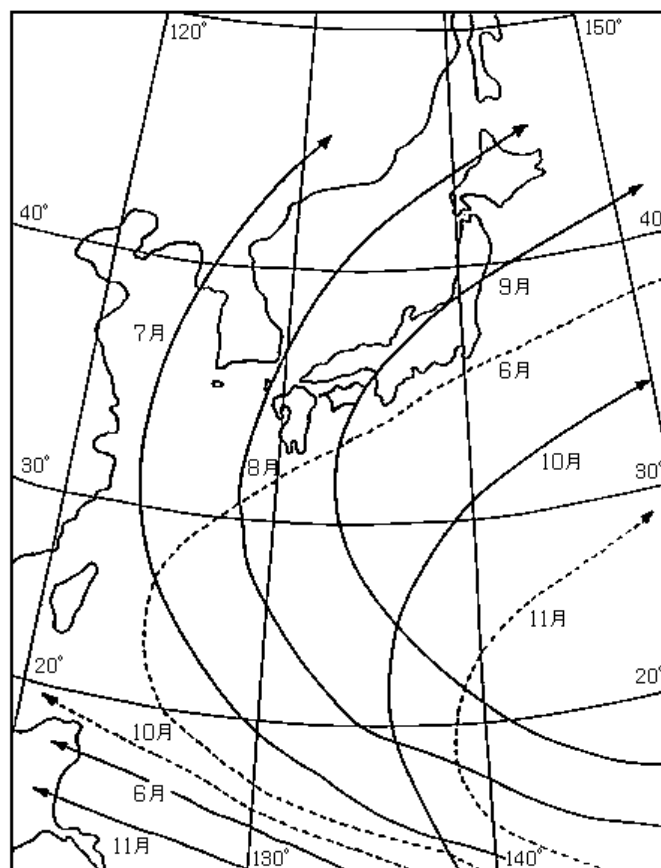
### 3 地震情報に用いる海域図



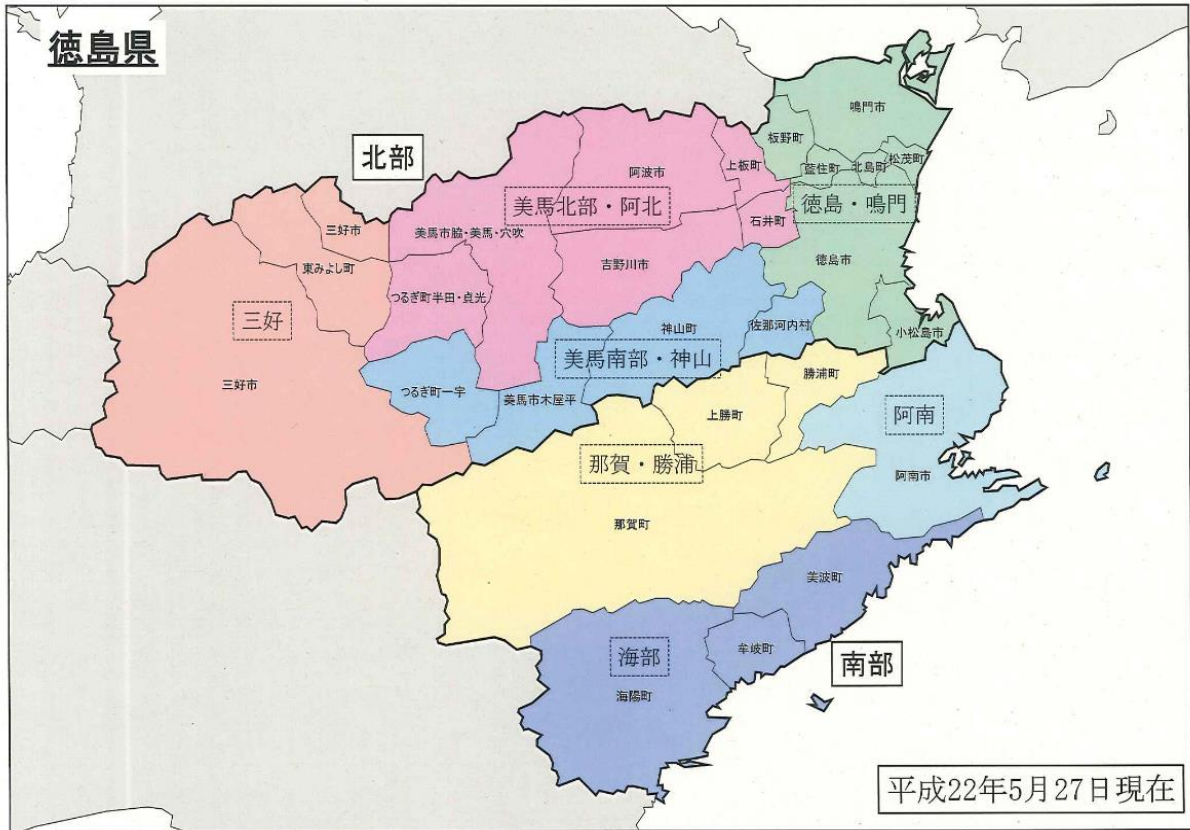
#### 4節 主な台風の経路図



## 5節 月別の台風主要経路傾向図

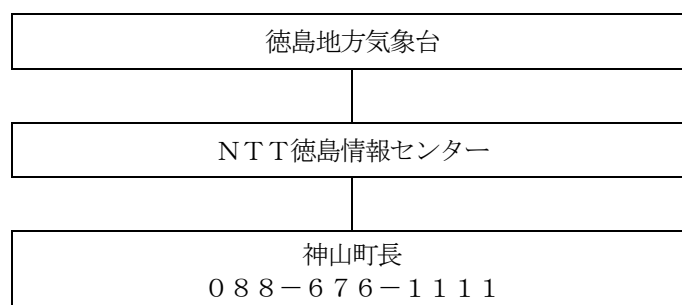


## 6節 予報地域細分境界図



一次 細分	二次 細分	市 町 村 名
北 部	徳島・鳴門	徳島市、鳴門市、小松島市、板野町、藍住町、北島町、松茂町
	美馬北部・阿北	吉野川市、阿波市、石井町、上板町、 美馬市（木屋平を除く）、つるぎ町（一字を除く）
	美馬南部・神山	神山町、佐那河内村、 美馬市（木屋平に限る）、つるぎ町（一字に限る）
	三好	三好市、東みよし町
南 部	阿南	阿南市
	那賀・勝浦	那賀町、上勝町、勝浦町
	海部	海陽町、美波町、牟岐町

## 7節 津波, 高潮, 波浪以外の泳法伝達系統図



## 8節 各防災機関雨量観測所一覧表

### 1. 雨量計

	観測所名	水系名	河川名	管理区分	所管	所在地	型式	備考
1	広野	吉野川	鮎喰川	自治体	東部県土整備局	神山町阿野字広野 154-1	0.5mm 転倒ます型 自動雨量計 テレメーター	県土防災情報
2	神山	吉野川	鮎喰川	国河川	徳島河川国道事務所	神山町阿野字福原 452	0.5mm 転倒ます型 自動雨量計 テレメーター	川の防災情報
3	寄井	吉野川	鮎喰川	自治体	東部県土整備局	神山町神領字川北 2-1	0.5mm 転倒ます型 自動雨量計 テレメーター	県土防災情報
4	石堂	吉野川	鮎喰川	自治体	河川局(砂防防災課)	神山町神領字石堂	0.5mm 転倒ます型 自動雨量計 テレメーター	土砂災害警戒システム
5	川又西	吉野川	鮎喰川	自治体	東部農林水産局	神山町上分字川又西	0.5mm 転倒ます型 自動雨量計	088-636-8291
6	役場	吉野川	鮎喰川	自治体	神山町	神山町神領字本野間	0.5mm 転倒ます型 自動雨量計	
7	消防署	吉野川	鮎喰川	自治体	神山消防署	神山町神領字本野間	0.5mm 転倒ます型 自動雨量計	
8	岳人の森	吉野川	鮎喰川	自治体	東部農林水産局	神山町上分字江田(岳人の森)	0.5mm 転倒ます型 自動雨量計	088-677-0281

### 2. 水位計

	観測所名	水系名	河川名	管理区分	所管	所在地	零点高	備考
1	広野	吉野川	鮎喰川	自治体	東部県土整備局	神山町阿野字広野 154-1	標高 44.2390m	県土防災情報
2	寄井	吉野川	鮎喰川	自治体	東部県土整備局	神山町神領字川北 2-1	標高 134.2920m	県土防災情報

## 9節 水位観測資料を得ることのできる場所

### 1. 水位観測所

河川名	所属観測所	所属	通報責任者	水 位				種別
				水防団待機	はん濫注意	避難判断	堤防高	
鮎喰川	寄 井	県	東部県土整備局〈徳島〉	m 3.70	m 4.70	m —	m 7.20	自記
鮎喰川	広 野	県	東部県土整備局〈徳島〉	2.60	3.90	—	7.00	自記
鮎喰川	上 鮎 喰	県	東部県土整備局〈徳島〉	4.10	5.80	7.00	9.40	自記

## 3章 通信施設に関する資料

### 1節 徳島県総合情報通信ネットワークシステム用無線局取扱要綱

#### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 徳島県総合情報通信ネットワークシステム用無線局の取扱いに関しては、電波法（昭和25年法律第131号）、電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）、無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）、電気通信事業法、有線電気通信法、一般財団法人自治体衛星通信機構が定める地域衛星通信ネットワーク契約約款及びそれに基づく契約・規程等、アイピースタージャパン株式会社が定めるIPSTAR衛星ブロードバンド・サービス契約約款及びそれに基づく契約・規定等によるほかこの要綱に定めるところによる。

(無線局の設置)

第2条 徳島県総合情報通信ネットワークシステム用無線局（以下「無線局」という。）の設置場所等一覧は、別表1-1のとおりとする。

- 2 登録電気通信事業者の一般財団法人自治体衛星通信機構が免許人である地球局の設置場所等一覧は別表1-2のとおりとする。
- 3 登録電気通信事業者のアイピースタージャパン株式会社が免許人である地球局の設置場所等一覧は別表1-3のとおりとする。

(統制管理者)

第3条 前条の無線局のうち徳島県庁固定局を統制局とし、統制局に統制管理者を置く。

- 2 統制管理者は、徳島県危機管理環境部長をもって充てる。
- 3 統制管理者は、無線局を統括し、その運用を統制管理する。
- 4 統制管理者は、法令違反運用の防止等、無線局の円滑な運用に努めなければならない。

(使用管理者等)

第4条 無線局に使用管理者及び無線従事者（以下「通信担当者」という。）を置く。

- 2 使用管理者は、別表1-1に掲げる者をもって充てる。
- 3 使用管理者は、無線局の使用を管理する。
- 4 統制局の使用管理者は統制管理者の権限を代行できるものとする。
- 5 通信担当者は、各無線局の使用管理者が選任する。
- 6 通信担当者は、使用管理者の命を受け当該無線局の無線設備の管理及び通信の取扱いに関する事務を処理する。
- 7 一般財団法人自治体衛星通信機構が定める地域衛星通信ネットワーク運用管理規程第6条の「地球局の管理責任者」は本条第2項の者とする。
- 8 同上運用管理規程第7条第2項の「地球局の運用管理に従事する者」は本条第4項の者とする。

(秘密を守る義務等)

第5条 通信担当者は、通信の方法及び機器の状況に注意し、迅速かつ適正な通信状態の確保に努めなければならない。

2 通信担当者その他通信に関係ある者は、通信について秘密の保持に注意しなければならない。

## 第2章 通信及び運用

(通信の内容)

第6条 通信の内容は、無線局の開設の目的に反するものであってはならない。

(運用時間)

第7条 無線局は、常時運用するものとする。ただし、平常時における移動局の交換取扱いは、午前8時30分から午後6時15分までとする。

(通信の種類)

第8条 通信の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 1 非常通信 非常事態が発生したときに行う通信
- 2 至急通信 特に緊急を要するときに行う通信
- 3 一斉通信 各無線局に対して一斉に行う通信
- 4 一般通信 至急通信及び一斉通信以外の通信で平常時に行う通信

(通信の取扱順位)

第9条 統制中の通信の順位は、非常通信、至急通信、一斉通信、一般通信の順とし同一種類の通信は受付の順位により、取り扱わなければならない。

(衛星系デジタル画像の取扱い)

第10条 衛星系によるデジタル画像の伝送及び受信は、次により取り扱うものとする。

- 1 デジタル画像の伝送の申込みを行う場合は、伝送予定日の2週間前までに別記第1号様式のデジタル画像伝送予約申込(完了通知)書2部を統制管理者に提出するものとする。
- 2 統制管理者は、前号の申込みがあった場合は、その内容を審査し、適正であると認められるときは、一般財団法人自治体衛星通信機構にデジタル画像伝送サービスの利用予約を行うものとする。
- 3 統制管理者は、前号の予約を完了したときは、申込者に対し予約内容を記入した第1号のデジタル画像伝送予約申込(完了通知)書1部を返送するものとする。
- 4 前号の予約完了後は、原則として伝送日時の変更は行えないものとする。
- 5 デジタル画像の伝送方法は次により行うものとする。
  - ア テレビカメラの映像を直接伝送すること
  - イ 録画された記録媒体を再生伝送すること。
- 6 一般財団法人自治体衛星通信機構から送られる映像番組の視聴及び録画の申込みを行う場合は、別記第2号様式のデジタル画像視聴、録画申込(承諾)書2部(録画の場合は、記



録媒体を添付すること。)を統制管理者に提出するものとする。

- 7 統制管理者は、前号の申込みがあった場合は、統制局の運用に支障がないことを確認のうえ申込者に対し前号のデジタル画像視聴、録画申込(承諾)書1部を返送するものとする。

#### (防災カメラの取扱い)

第11条 防災カメラの運用は、次により取り扱うものとする。

- 1 防災カメラとは、徳島県総合情報通信ネットワークシステムを構成する映像伝送装置として、本県が支部局、中継局に設置する撮像カメラをいい、設置場所一覧は、別表2のとおりとする。
- 2 防災カメラの映像は、徳島県総合情報通信ネットワークシステムの通信回線の運用状態を把握することを目的とするとともに、災害時における防災業務を円滑に遂行することを目的として運用等を行うものである。
- 3 防災カメラにより収集する映像は、前項の運用等の目的を達成するために必要な防災カメラ設置場所周辺の防災業務上把握が必要な映像とする。
- 4 防災カメラの運用は統制管理者が行う。
- 5 統制管理者は、防災カメラの撮像について、災害時等のやむを得ない事情があると認められる場合を除き、特定の民家等を意図的にその対象としてはならず、個人が特定されるべき利用がなされないように十分留意するものとする。
- 6 防災カメラの映像を利用する者は、第2項の防災カメラの運用等の目的の範囲内において、プライバシーの保護に十分注意して、防災カメラの映像を利用するものとする。
- 7 統制管理者は、前項の防災カメラの利用上の心得について、防災カメラの映像を利用する者による適切でないと思われる映像利用の事実を確認した場合には、直ちに、その利用者に対して防災カメラの映像利用の是正を求めることができる。
- 8 前項の他、統制管理者は、防災カメラの映像を利用する者がプライバシーの保護について十分注意することを促すため、防災カメラの利用について必要な措置を取ることができる。
- 9 防災カメラの映像は、防災関係機関等との情報共有を図るため、統制管理者の判断の下、外部提供できるものとする。
- 10 防災カメラについて、これを設置する近隣住民等から苦情等が寄せられた場合は、統制管理者において適切に対応するものとする。
- 11 統制管理者は、第2項の防災カメラの運用等の目的の範囲内において、必要に応じて、防災カメラの映像及び利用状況を記録保存することができる。

#### (保守運用)

第12条 無線局の保守運用上必要な通信は、原則として非常通信等の妨げにならないときに行わなければならない。機器を調整するための試験電波発射等についても同様とする。

#### (電話番号)

第13条 徳島県総合情報通信ネットワークシステムの電話番号は別に定めるものとする。

(通信の統制)

第14条 統制管理者は、非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、無線回線の効率的運用を図るため、必要に応じて通信を統制することができる。

- 2 統制管理者は、前項の統制をするときは、統制開始の時刻、解除の予定時刻、その他必要な事項をあらかじめ関係無線局に通知しなければならない。
- 3 統制中における一般通信は、統制台に申し込まなければならない。
- 4 一斉通信は、次の事項を明示し、統制台に申し込まなければならない。

相手局名

申込者氏名

申込者課名

申込者電話番号

一斉通信の内容等

(通信管理者の指示)

第15条 統制管理者は、無線局の利用に関し次の各号の一に該当する事実を認めるときは、直ちに適当な指示をしなければならない。

- 1 みだりに電波を発射して空間を攪乱するとき
- 2 自己の通信を強要し、統制に従わないとき
- 3 機器の調整が不良で、通信が円滑に行われないとき
- 4 法規を逸脱し、また定められた以外の通信を行うとき
- 5 その他通信の統制を害するとき

### 第3章 管理

(通信担当者の職務)

第16条 通信担当者は、常に無線設備の状態並びに通信の状況等を把握し、無線局の機能が十分に発揮できるよう努めなければならない。

(整備点検)

第17条 使用管理者は、必要に応じて通信担当者に無線設備の整備点検を行わせなければならない。

- 2 通信担当者は、前項の整備点検を行ったときは、その状況を使用管理者に報告しなければならない。

(備付け書類)

第18条 通信担当者は、無線局に必要な書類の整備及び所定の報告等を行わなければならない。

- 2 前項に掲げる無線局に備付けを必要とする書類は、次のとおりとする。
  - (1) 無線局免許状
  - (2) 無線検査簿
  - (3) 無線局免許申請(変更申請)書副本並びに関係書類、図面等の写し

- (4) 無線局関係届の写し
- (5) 電波法令集
- (6) 無線業務日誌
- (7) 無線従事者選解任届の写し
- (8) その他、関係書類

(事故に対する措置)

第19条 機器の故障、その他事故のため、無線局を運用することができない場合は、使用管理者は、直ちに統制管理者にその旨を連絡して、運用の再開に必要な措置を講じなければならない。

2 使用管理者は、事故が復旧し運用を再開したときは、直ちにその旨を統制管理者に連絡しなければならない。

(無線設備の変更の申出)

第20条 使用管理者は、無線設備の変更、又はその設置場所等を変更する必要がある場合は、直ちにその旨を統制管理者に通知し、具体的処置について協議するものとする。

(通信担当者の変更の報告)

第21条 使用管理者は、通信担当者に変更があったときは、すみやかにその旨を統制管理者に報告しなければならない。

付 則

この要綱は、昭和54年2月6日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年12月24日から施行する。

付 則

この要綱は、平成6年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年3月7日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年3月28日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年6月16日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年7月18日から施行する。

別表 1 - 1 設置場所等一覧及び使用管理者名簿

	種 別	識 別 信 号	設 置 場 所	所 属	使 用 管 理 者
1	統 制 局	ぼうさいとくしまほんぶ	徳島市万代町 1 丁目 1 番地	徳島県庁	とくしまゼロ作戦課長
2	中 継 局	〃 びざん	徳島市眉山町茂助ヶ原 7		
3	〃	〃 みよし	三好市池田町佐馬路馬場816-4		
4	〃	〃 りゅうおう	美馬市美馬町字入倉813番地の46		
5	〃	〃 かわい	美馬市木屋平字大北402-1		
6	〃	〃 きたどまり	鳴門市瀬戸町北泊529-1		
7	〃	〃 みょうじん	海部郡美波町阿部カシガフチ592-4		
8	〃	〃 かくりんじ	勝浦郡勝浦町大字生名字鷲ヶ尾14		
9	〃	〃 かみなか	那賀郡那賀町拝宮字徳ヶ谷77-2		
10	〃	〃 こたに	海部郡海陽町相川字笹無谷58-2		
11	〃	〃 ろくろう	勝浦郡勝浦町大字坂本字蜂ヶ尻37-13		
1	支 部 局	〃 とうぶしぶとくしま	徳島市南末広町37-13	東部県土整備部徳島庁舎	東部県土整備局長
2	〃	〃 とうぶしぶなると	鳴門市撫養町立岩七枚19-1	鳴門合同庁舎	東部県土整備局副局長
3	〃	〃 とうぶしぶよしのがわ	吉野川市川島町宮島字南中須736-1	吉野川合同庁舎	東部県土整備局副局長
4	〃	〃 せいぶしぶみま	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73	西部総合県民局美馬庁舎	西部総合県民局長
5	〃	〃 せいぶしぶみよし	三好市池田町マチ2415	西部総合県民局三好庁舎	西部総合県民局長
6	〃	〃 なんぶしぶあなん	阿南市富岡町あ玉谷46	西部総合県民局阿南庁舎	南部総合県民局長
7	〃	〃 なんぶしぶみなみ	海部郡美波町奥河内字弁財天17-1	南部総合県民局美波庁舎	南部総合県民局長
8	〃	〃 なんぶしぶなか	那賀郡那賀町吉野字弥八かへ64-1	南部総合県民局那賀庁舎	南部総合県民局長
9	(準)支 部 局	〃 とくしまごうちょう	徳島市新蔵町 1 丁目 35	徳島合同庁舎	東部農林水産局長
10	〃	〃 せんたーとくしま	板野郡北島町鯛浜字大西165	防災センター	とくしまゼロ作戦課長

【アナログ無線】

識 別 信 号 (眉山移動系)		所 属	常 置 場 所	使 用 管 理 者
ぼうさいとくしま	300, 302~309	徳島県庁	徳島市万代町1丁目1番地	とくしまゼロ作戦課長
ぼうさいとくしま	301	南部防災館	海部郡海陽町浅川字西福良43	南部総合県民局地域創生防災部長
ぼうさいとくしま	700	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103	徳島赤十字病院長
ぼうさいとくしま	212, 215	海上自衛隊徳島教育航空群	板野郡松茂町住吉字住吉開拓38	海上自衛隊徳島教育航空群司令
ぼうさいとくしま	213, 214	海上自衛隊第24航空隊	小松島市和田島町字洲端4-3	海上自衛隊第24航空隊運用司令
ぼうさいとくしまこうくうたい	400, 401, 413, 414, 417	消防防災航空隊事務所	板野郡松茂町笹木野豊久字朝日野15-2	とくしまゼロ作戦課長
(全県移動系)				
ぼうさいとくしま	10~15, 17, 20~24, 30~39, 48, 68, 72, 75, 78, 89, 93, 95~97, 118, 123, 124, 204~208	徳島県庁	徳島市万代町1丁目1番地	とくしまゼロ作戦課長
ぼうさいとくしま	600, 601~604, 609~637	防災センター	板野郡北島町鯛浜字大西165	とくしまゼロ作戦課長
ぼうさいとくしま	139, 605, 606	南部総合県民局地域創生防災部美波庁舎	海部郡美波町奥河内字弁財天17	南部総合県民局地域創生防災部長
ぼうさいとくしま	201	南部防災館	海部郡海陽町浅川字西福良43	南部総合県民局地域創生防災部長
ぼうさいとくしま	135, 136	南部総合県民局県土整備部美波庁舎	海部郡美波町奥河内字弁財天17	南部総合県民局県土整備部長
ぼうさいとくしま	607, 608	西部総合県民局地域創生観光部美馬庁舎	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73	西部総合県民局地域創生観光部長
ぼうさいとくしま	45, 46, 153, 154	西部総合県民局県土整備部三好庁舎	三好市池田町マチ2415	西部総合県民局県土整備部長
ぼうさいとくしま	42, 44	西部総合県民局県土整備部西祖谷詰所	三好市西祖谷山村一字280-6	西部総合県民局県土整備部長
ぼうさいとくしま	57, 58, 156	西部総合県民局県土整備部美馬庁舎	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73	西部総合県民局県土整備部長
ぼうさいとくしま	55	西部総合県民局県土整備部小屋平詰所	美馬市小屋平字川井161	西部総合県民局県土整備部長

識 別 信 号 (全県移動系)		所 属	常 置 場 所	使 用 管 理 者
ぼうさいとくしま	56	西部総合県民局県土整備部一字詰所	美馬郡つるぎ町一字村蔭475-9	西部総合県民局県土整備部長
ぼうさいとくしまこうくうたい	1~4, 410, 411, 415, 416	消防防災航空隊事務所	板野郡松茂町笹木野豊久字朝日野15-2	とくしまゼロ作戦課長
(防災相互系)				
ぼうさいとくしまけん	231, 500, 508~516, 518, 519	徳島県庁	徳島市万代町1丁目1番地	とくしまゼロ作戦課長
ぼうさいとくしまけん	520, 521	消防防災航空隊事務所	板野郡松茂町笹木野豊久字朝日野15-2	とくしまゼロ作戦課長
ぼうさいとくしまけん	501	南部防災館	海部郡海陽町浅川字西福良43	南部総合県民局地域創生防災部長
(ヘリテレ)				
ぼうさいとくしま	ヘリテレ	消防防災航空隊事務所	板野郡松茂町笹木野豊久字朝日野15-2	とくしまゼロ作戦課長
(多重系)				
ぼうさいとくしま	1000, 1001	徳島県庁	徳島市万代町1丁目1番地	とくしまゼロ作戦課長

【デジタル無線】

識 別 信 号		所 属	常 置 場 所	使 用 管 理 者
ぼうさいとくしま	211, 500~507, 511~513, , 515~543, 701~736, 739~752, 830, 831	徳島県庁	徳島市万代町1丁目1番地	とくしまゼロ作戦課長
ぼうさいとくしま	377, 510	防災センター	板野郡北島町鯛浜字大西165	とくしまゼロ作戦課長
ぼうさいとくしま	140, 141	北泊中継局	鳴門市瀬戸町北泊字北泊528-41	とくしまゼロ作戦課長
ぼうさいとくしま	231, 559~561	東部農林水産局徳島庁舎	徳島市新蔵町3-80	東部農林水産局長
ぼうさいとくしま	361, 545~553, 755~758	東部県土整備局徳島庁舎	徳島市南末広町37-13	東部県土整備局長

識 別 信 号		所 属	常 置 場 所	使 用 管 理 者
ぼうさいとくしま	341, 562～565, 759～762	東部県土整備局鳴門庁舎	鳴門市撫養町立岩七枚19-1	東部県土整備局長
ぼうさいとくしま	574	東部農林水産局吉野川庁舎	吉野川市川島町宮島字南中須736-1	東部農林水産局長
ぼうさいとくしま	311, 567～572, 763～766	東部県土整備局吉野川庁舎	吉野川市川島町宮島字南中須736-1	東部県土整備局長
ぼうさいとくしま	462, 589, 785～787	南部総合県民局地域創生防災部美波庁舎	海部郡美波町奥河内字弁財天17	南部総合県民局地域創生防災部長
ぼうさいとくしま	588	南部総合県民局地域創生防災部美波庁舎	海部郡美波町奥河内字弁財天17	南部総合県民局地域創生防災部長
ぼうさいとくしま	587	南部総合県民局農林水産部美波庁舎	海部郡美波町奥河内字弁財天17	南部総合県民局農林水産部長
ぼうさいとくしま	461, 580～586, 780～784	南部総合県民局県土整備部美波庁舎	海部郡美波町奥河内字弁財天17	南部総合県民局県土整備部長
ぼうさいとくしま	664	南部総合県民局地域創生防災部阿南庁舎	阿南市富岡町あ王谷46	南部総合県民局地域創生防災部長
ぼうさいとくしま	662, 663	南部総合県民局農林水産部阿南庁舎	阿南市富岡町あ王谷46	南部総合県民局農林水産部長
ぼうさいとくしま	411, 655～660, 794～798	南部総合県民局県土整備部阿南庁舎	阿南市富岡町あ王谷46	南部総合県民局県土整備部長
ぼうさいとくしま	597, 793	南部総合県民局農林水産部那賀庁舎	那賀郡那賀町吉野字弥八かへ64-1	南部総合県民局農林水産部長
ぼうさいとくしま	431, 590～596, 788～792	南部総合県民局県土整備部那賀庁舎	那賀郡那賀町吉野字弥八かへ64-1	南部総合県民局県土整備部長
ぼうさいとくしま	272, 678, 679, 813～815	西部総合県民局地域創生観光部美馬庁舎	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73	西部総合県民局地域創生観光部長
ぼうさいとくしま	676, 677	西部総合県民局農林水産部美馬庁舎	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73	西部総合県民局農林水産部長
ぼうさいとくしま	271, 670～674, 810～812	西部総合県民局県土整備部美馬庁舎	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73	西部総合県民局県土整備部長
ぼうさいとくしま	689	西部総合県民局地域創生観光部三好庁舎	三好市池田町マチ2415	西部総合県民局地域創生観光部長
ぼうさいとくしま	688	西部総合県民局農林水産部三好庁舎	三好市池田町マチ2415	西部総合県民局農林水産部長
ぼうさいとくしま	241, 682～686, 816～819	西部総合県民局県土整備部三好庁舎	三好市池田町マチ2415	西部総合県民局県土整備部長
ぼうさいとくしま	378, 508, 509, 753, 754	消防防災航空隊	板野郡松茂町笹木野豊久字朝日野15-2	とくしまゼロ作戦課長
ぼうさいとくしま	487	南部防災館	海部郡海陽町浅川字西福良43	南部総合県民局地域創生防災部長
ぼうさいとくしま	292, 675, 820	西部総合県民局県土整備部小屋平詰所	美馬市小屋平字川井161番地	西部総合県民局県土整備部長
ぼうさいとくしま	387	中央病院	徳島市蔵本町1-10-3	中央病院長



識 別 信 号		所 属	常 置 場 所	使 用 管 理 者
ぼうさいとくしま	259	三好病院	三好市池田町シマ815-2	三好病院長
ぼうさいとくしま	481, 801	海部病院	海部郡牟岐町大字中村字本村75-1	海部病院長
ぼうさいとくしま	356	鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32	鳴門病院長
ぼうさいとくしま	331, 573, 768	宮川内ダム	阿波市土成町宮川内字平間58	東部県土整備局長
ぼうさいとくしま	471, 661, 799	福井ダム	阿南市福井町中連71-1	南部総合県民局県土整備部長
ぼうさいとくしま	321, 823	夏子ダム	美馬市脇町字西俣名2570	西部総合県民局農林水産部長
ぼうさいとくしま	376	企業局総合管理事務所	徳島市新蔵町1-86	総合管理事務所長
ぼうさいとくしま	391, 554, 555, 767	正木ダム	勝浦郡上勝町正木	東部県土整備局長
ぼうさいとくしま	451, 695, 840	川口発電所	那賀郡那賀町吉野字イヤ谷72-1	総合管理推進センター所長
ぼうさいとくしま	392	勝浦発電所	勝浦郡勝浦町大字棚野字口立川9-7	総合管理推進センター所長
ぼうさいとくしま	687, 822	西部総合県民局県土整備部西祖谷詰所	三好市西祖谷山村一字280-6	西部総合県民局県土整備部長
ぼうさいとくしま	288	西部防災館	美馬市美馬町字中島	西部総合県民局地域創生観光部長
ぼうさいとくしま	389, 556～558, 769	徳島保健所	徳島市新蔵町3-80	東部保健福祉局副局長
ぼうさいとくしま	399, 771	小松島県民サービスセンター	小松島市堀川町1-27	東部保健福祉局副局長
ぼうさいとくしま	328, 575, 770	吉野川保健所	吉野川市鴨島町鴨島106-2	東部保健福祉局副局長
ぼうさいとくしま	287, 680, 681, 824	美馬保健所	美馬市穴吹町穴吹字明連23	西部保健福祉環境部副部長
ぼうさいとくしま	250, 690, 691, 825	三好保健所	三好市池田町字マチ2542-4	西部保健福祉環境部副部長
ぼうさいとくしま	426, 665, 666, 800	南部総合県民局保健福祉環境部阿南庁舎	阿南市領家町野神319	南部保健福祉環境部副部長
ぼうさいとくしま	381, 161, 850	徳島市役所	徳島市幸町2-5	徳島市長
ぼうさいとくしま	351, 162, 851	鳴門市役所	鳴門市撫養町南浜字東浜160-2	鳴門市長
ぼうさいとくしま	393, 163, 852	小松島市役所	小松島市横須町1-1	小松島市長
ぼうさいとくしま	421, 164, 853	阿南市役所	阿南市富岡町トノ町12-3	阿南市長

識 別 信 号		所 属	常 置 場 所	使 用 管 理 者
ぼうさいとくしま	322, 165, 854	吉野川市役所	吉野川市鴨島町鴨島115-1	吉野川市長
ぼうさいとくしま	337, 166, 855	阿波市役所	阿波市市場町切幡字古田201-1	阿波市長
ぼうさいとくしま	286, 167, 856	美馬市役所	美馬市穴吹町穴吹字九反地5	美馬市長
ぼうさいとくしま	251, 168, 857	三好市役所	三好市池田町シンマチ1500-2	三好市長
ぼうさいとくしま	394, 169, 858	勝浦町役場	勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3	勝浦町長
ぼうさいとくしま	395, 170, 859	上勝町役場	勝浦郡上勝町大字福原字下横峯3-1	上勝町長
ぼうさいとくしま	382, 171, 860	佐那河内村役場	名東郡佐那河内村字中辺71-1	佐那河内村長
ぼうさいとくしま	323, 172, 861	石井町役場	名西郡石井町高川原字高川原121-1	石井町長
ぼうさいとくしま	383, 173, 862	神山町役場	名西郡神山町神領字本野間100	神山町長
ぼうさいとくしま	452, 174, 863	那賀町役場	那賀郡那賀町和食郷字南川104-1	那賀町長
ぼうさいとくしま	485, 175, 185, 864	牟岐町役場	海部郡牟岐町大字中村字本村7-4	牟岐町長
ぼうさいとくしま	473, 176, 865	美波町役場	海部郡美波町奥河内字本村18-1	美波町長
ぼうさいとくしま	486, 177, 866	海陽町役場	海部郡海陽町大里字上中須128	海陽町長
ぼうさいとくしま	352, 178, 867	松茂町役場	板野郡松茂町広島字東裏30	松茂町長
ぼうさいとくしま	384, 179, 868	北島町役場	板野郡北島町中村字上地23-1	北島町長
ぼうさいとくしま	385, 180, 869	藍住町役場	板野郡藍住町奥野字矢上前52-1	藍住町長
ぼうさいとくしま	353, 181, 870	板野町役場	板野郡板野町吹田字町南22-2	板野町長
ぼうさいとくしま	333, 182, 871	上板町役場	板野郡上板町七条字経塚42	上板町長
ぼうさいとくしま	284, 183, 872	つるぎ町役場	美馬郡つるぎ町貞光字東浦1-3	つるぎ町長
ぼうさいとくしま	256, 184, 873	東みよし町役場	三好郡東みよし町加茂3360	東みよし町長
ぼうさいとくしま	424	阿南市消防本部	阿南市辰巳町1-33	阿南市長
ぼうさいとくしま	257	美馬市消防本部	美馬市脇町字拝原1742-1	美馬市長

識 別 信 号		所 属	常 置 場 所	使 用 管 理 者
ぼうさいとくしま	454	那賀町消防本部	那賀郡那賀町百合字石橋250	那賀町長
ぼうさいとくしま	484	海部消防組合消防本部	海部郡牟岐町大字川長新光寺98-1	海部消防組合管理者
ぼうさいとくしま	354	板野東部消防組合消防本部	板野郡北島町北村字大開11-1	板野東部消防組合管理者
ぼうさいとくしま	338	板野西部消防組合消防本部	板野郡板野町羅漢字前田35	板野西部消防組合管理者
ぼうさいとくしま	327	名西消防組合消防本部	名西郡石井町高川原字高川原66-8	名西消防組合管理者
ぼうさいとくしま	326	徳島中央広域連合消防本部	吉野川市鴨島町上下島21-1	徳島中央広域連合長
ぼうさいとくしま	258	美馬西部消防組合消防本部	美馬郡美馬町字天神119	美馬西部消防組合管理者
ぼうさいとくしま	255	みよし広域連合消防本部	三好郡東みよし町足代345-1	みよし広域連合長
ぼうさいとくしま	441	長安口ダム	那賀郡那賀町小浜字立石5-4	那賀川河川事務所事業計画課長
ぼうさいとくしま	221	徳島地方气象台	徳島市大和町2-3-36	徳島地方气象台長
ぼうさいとくしま	396	徳島海上保安部	小松島市小松島町字外開1-11	徳島海上保安部長
ぼうさいとくしま	425	第14施設隊	阿南市那賀川町小延413-1	陸上自衛隊第14施設隊長
ぼうさいとくしま	355	徳島教育航空群	板野郡松茂町住吉字住吉開拓38	海上自衛隊徳島教育航空群司令
ぼうさいとくしま	397	第24航空隊	小松島市和田島町洲端4-3	海上自衛隊第24航空隊司令
ぼうさいとくしま	388	日赤県支部	徳島市庄町3丁目12-1	日本赤十字徳島県支部長
ぼうさいとくしま	398	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103	徳島赤十字病院長
ぼうさいとくしま	372	NHK徳島放送局	徳島市寺島本町東1丁目28	NHK徳島放送局長
ぼうさいとくしま	373	四国放送	徳島市中徳島町2-5-2	四国放送株式会社社長
ぼうさいとくしま	375	エフエム徳島	徳島市幸町1丁目6	株式会社エフエム徳島社長
ぼうさいとくしま	737	自衛隊徳島地方協力本部	徳島市万代町3丁目5	自衛隊徳島地方協力本部長
ぼうさいとくしま	900	徳島大学病院	徳島市蔵本町2-50-1	徳島大学病院長
ぼうさいとくしま	901	徳島市民病院	徳島市北常三島2-34	徳島市民病院長

識 別 信 号		所 属	常 置 場 所	使 用 管 理 者
ぼうさいとくしま	902	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120	吉野川医療センター院長
ぼうさいとくしま	903, 907	阿南医療センター	阿南市宝田町川原2	阿南医療センター院長
ぼうさいとくしま	904	海南病院	海部郡海陽町四方原字広谷16-1	海南病院長
ぼうさいとくしま	905	半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中藪234-1	半田病院長
ぼうさいとくしま	906	田岡病院	徳島市万代町4-2-2	田岡病院長
ぼうさいとくしま	908	ホウエツ病院	美馬市脇町大字猪ノ尻字八幡神社下南130-3	ホウエツ病院長
ぼうさいとくしま	909	阿波病院	阿波市市場町市場字岸ノ下190-1	阿波病院長
ぼうさいとくしま	910	上那賀病院	那賀郡那賀町小浜137-1	上那賀病院長
ぼうさいとくしま	911	市立三野病院	三好市三野町芝生1270-30	市立三野病院長
ぼうさいとくしま	912	国立病院機構徳島病院	吉野川市鴨島町敷地1354	徳島病院長
ぼうさいとくしま	913	国立病院機構東徳島医療センター	板野郡板野町大寺字大向北1-1	東徳島医療センター院長
ぼうさいとくしま	738	美波病院	海部郡美波町田井105-1	美波病院長

別表 1 - 2 地球局の設置場所等（一般財団法人自治体衛星通信機構）

	設置場所 (地球局)	局番号	住所
1	徳島県庁	36-211	徳島市万代町1丁目1番地
2	防災センター	36-377	板野郡北島町鯛浜字大西165
3	南部総合県民局美波庁舎	36-461	海部郡美波町奥河内弁財天17-1
4	西部総合県民局美馬庁舎	36-271	美馬市脇町大字猪尻建神社下南73
5	徳島県立南部防災館	36-487	海部郡海陽町浅川字西福良43
6	徳島県衛星可搬局2	36-213	板野郡松茂町笹木野豊久字朝日野15-2
7	徳島県衛星可搬局3	36-214	板野郡松茂町笹木野豊久字朝日野15-2
8	東みよし町三好庁舎	36-263	三好郡東みよし町昼間3673-1
	(受信専用局)		
1	徳島県衛星可搬局	36-002	徳島市万代町1丁目1番地
2	徳島市役所	36-023	徳島市幸町2-5
3	鳴門市役所	36-024	鳴門市撫養町南浜字東浜160-2
4	小松島市役所	36-026	小松島市横須町1-1
5	阿南市役所	36-021	阿南市富岡町トノ町12-3
6	吉野川市役所	36-040	吉野川市鴨島町鴨島115-1
7	阿波市役所	36-039	阿波市市場町切幡字古田201-1
8	美馬市役所	36-042	美馬市穴吹町穴吹字九反地5
9	三好市役所	36-043	三好市池田町シンマチ1500-2
10	勝浦町役場	36-009	勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3
11	上勝町役場	36-028	勝浦郡上勝町大字福原字下横峯3-1
12	佐那河内村役場	36-029	名東郡佐那河内村字中辺71-1
13	石井町役場	36-022	名西郡石井町高川原字高川原121-1
14	神山町役場	36-030	名西郡神山町神領字本野間100
15	那賀町役場	36-031	那賀郡那賀町和食郷字南川104-1
16	牟岐町役場	36-033	海部郡牟岐町大字中村字本村7-4
17	美波町役場	36-032	海部郡美波町奥河内字本村18-1
18	海陽町役場	36-034	海部郡海陽町大里字上中須128
19	松茂町役場	36-010	板野郡松茂町広島字東裏30
20	北島町役場	36-035	板野郡北島町中村字上地23-1
21	藍住町役場	36-036	板野郡藍住町奥野字矢上前52-1
22	板野町役場	36-037	板野郡板野町吹田字町南22-2
23	上板町役場	36-038	板野郡上板町七条字経塚42
24	つるぎ町役場	36-041	美馬郡つるぎ町貞光字東浦1-3
25	東みよし町役場	36-044	三好郡東みよし町加茂3360
26	鳴門市消防本部	36-025	鳴門市撫養町南浜字東浜170
27	小松島市消防本部	36-027	小松島市横須町1-1
28	阿南市消防本部	36-018	阿南市辰巳町1-33
29	美馬市消防本部	36-016	美馬市脇町字拝原1742-1
30	那賀町消防本部	36-019	那賀郡那賀町百合字石橋250
31	海部消防組合消防本部	36-020	海部郡牟岐町大字川長新光寺98-1
32	板野東部消防組合消防本部	36-013	板野郡北島町北村字大開11-1
33	板野西部消防組合消防本部	36-012	板野郡板野町羅漢字前田35
34	名西消防組合消防本部	36-014	名西郡石井町高川原字高川原66-8
35	徳島中央広域連合消防本部	36-011	吉野川市鴨島町上下島21-1
36	美馬西部消防組合消防本部	36-017	美馬市美馬町字天神119
37	みよし広域連合消防本部	36-015	三好郡東みよし町足代345-1

別表 1 - 3 地球局の設置場所等 (アイピースタージャパン株式会社)

設 置 場 所	
1	徳島県庁 徳島市万代町1丁目1番地
2	徳島合同庁舎 徳島市新蔵町1丁目35
3	鳴門合同庁舎 鳴門市撫養町立岩七枚19-1
4	吉野川合同庁舎 吉野川市川島町宮島字南中須736-1
5	東部県土整備局徳島庁舎 徳島市南末広町37-13
6	南部総合県民局阿南庁舎 阿南市富岡町あ王谷46
7	南部総合県民局美波庁舎 海部郡美波町奥河内字弁財天17-1
8	南部総合県民局那賀庁舎 那賀郡那賀町吉野字弥八かへ64-1
9	西部総合県民局美馬庁舎 美馬郡脇町大字猪尻字建神社下南73
10	西部総合県民局三好庁舎 三好市池田町マチ2415
11	防災センター 板野郡北島町鯛浜字大西165
12	消防防災航空隊 板野郡松茂町笹木野豊久字朝日野15-2
13	南部防災館 海部郡海陽町浅川字西福良43
14	小屋平話所 美馬市小屋平字川井161
15	中央病院 徳島市蔵本町1-10-3
16	三好病院 三好市池田町シマ815-2
17	海部病院 海部郡牟岐町大字中村字本村75-1
18	鳴門病院 鳴門市撫養町黒崎字小谷32
19	宮川内ダム 阿波市土成町宮川内字平間58
20	福井ダム 阿南市福井町中連71-1
21	企業局総合管理事務所 徳島市新蔵町1-86
22	正木ダム 勝浦郡上勝町正木
23	川口発電所 那賀郡那賀町吉野字イヤ谷72-1
24	勝浦発電所 勝浦郡勝浦町大字棚野字口立川9-7
25	西部防災館 美馬市美馬町字中島
26	徳島市 徳島市幸町2-5
27	鳴門市 鳴門市撫養町南浜字東浜160-2
28	小松島市 小松島市横須町1-1
29	阿南市 阿南市富岡町トノ町12-3
30	吉野川市 吉野川市鴨島町鴨島115-1
31	阿波市 阿波市市場町切幡字古田201-1
32	美馬市 美馬市穴吹町穴吹字九反地5
33	三好市 三好市池田町シンマチ1500-2
34	勝浦町 勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3
35	上勝町 勝浦郡上勝町大字福原字下横峯3-1
36	佐那河内村 名東郡佐那河内村字中辺71-1
37	石井町 名西郡石井町高川原字高川原121-1

設 置 場 所	
38	神山町 名西郡神山町神領字本野間100
39	那賀町 那賀郡那賀町和食郷字南川104-1
40	牟岐町 海部郡牟岐町大字中村字本村7-4
41	美波町 海部郡美波町奥河内字本村18-1
42	海陽町 海部郡海陽町大里字上中須128
43	松茂町 板野郡松茂町広島字東裏30
44	北島町 板野郡北島町中村字上地23-1
45	藍住町 板野郡藍住町奥野字矢上前52-1
46	板野町 板野郡板野町吹田字町南22-2
47	上板町 板野郡上板町七条字経塚42
48	つるぎ町 美馬郡つるぎ町貞光字東浦1-3
49	東みよし町 三好郡東みよし町加茂3360
50	徳島市消防局 徳島市新蔵町1-88
51	鳴門市消防 鳴門市撫養町南浜字東浜160-2
52	小松島市消防 小松島市横須町1-1
53	阿南市消防 阿南市富岡町トノ町12-3
54	美馬市消防 美馬市脇町字拝原1742-1
55	那賀町消防 那賀郡那賀町百合字石橋250
56	名西消防 名西郡石井町高川原字高川原66-8
57	海部消防 海部郡牟岐町大字川長新光寺98-1
58	板野東部消防 板野郡松茂町広島字西川向25
59	板野西部消防 板野郡板野町羅漢字前田35
60	中央広域連合 吉野川市鴨島町鴨島115-1
61	美馬西部消防 美馬市美馬町字天神119
62	みよし広域連合 三好郡東みよし町足代345-1
63	長安ロダム 那賀郡那賀町小浜字立石5-4
64	徳島地方气象台 徳島市大和町2-3-36
65	徳島海上保安部 小松島市小松島町字外開1-11
66	第14施設隊 阿南市那賀川町小延413-1
67	徳島教育航空群 板野郡松茂町住吉字住吉開拓38
68	第24航空隊 小松島市和田島町洲端4-3
69	日赤県支部 徳島市庄町3丁目12-1
70	徳島赤十字病院 小松島市小松島町字井利ノ口103
71	NHK徳島放送局 徳島市寺島本町東1丁目28
72	四国放送 徳島市中徳島町2-5-2
73	エフエム徳島 徳島市幸町1丁目6

別紙2 防犯カメラ設置場所一覧

設 置 場 所		
1	眉山中継局	徳島市眉山町茂助ヶ原7
2	三好中継局	三好市池田町佐馬路馬場816-4
3	明神中継局	海部郡美波町阿部カシガフチ592-4
4	六郎山中継局	勝浦郡勝浦町大字坂本字蜂ヶ尻37-13
5	県庁	徳島市万代町1丁目1番地
6	鳴門合同庁舎	鳴門市撫養町立岩七枚19-1
7	吉野川合同庁舎	吉野川市川島町宮島字南中須736-1
8	東部県土整備局徳島庁舎	徳島市南末広町37-13
9	南部総合県民局阿南庁舎	阿南市富岡町あ王谷 46
10	南部総合県民局美波庁舎	海部郡美波町奥河内字弁財天17-1
11	南部総合県民局那賀庁舎	那賀郡那賀町吉野字弥八かへ64-1
12	西部総合県民局美馬庁舎	美馬郡脇町大字猪尻字建神社下南73
13	西部総合県民局三好庁舎	三好市池田町マチ2415
14	防災センター	板野郡北島町鯛浜字大西165

徳島県総合情報通信ネットワークシステム電話番号表  
(各所に設置したデジタル無線機、専用FAXから通信する場合)

県庁舎	*-内線番号 (4桁)	小松島県民	399	(防災無線用)
	FAX 8099**FAX番号 (4桁)	サービスセンター	FAX 8-399	
(とくしまゼロ作戦課)	106			
(とくしまゼロ作戦課)	*-9500	単独県出先機関		
(とくしまゼロ作戦課)	FAX 8099**9366	消防防災航空隊	378	(事務室)
(災害対策本部室)	105		378**1	(事務室)
(災害対策本部室)	*-9510		378**2	(会議室)
(災害対策本部室)	FAX 8099**9550		FAX 8-378	
(11階無線統制室)	100	南部防災館	487	(2階情報機器室)
(11階無線統制室)	*-9536		487**3	(1階事務室)
(11階無線統制室)	FAX 8-109		FAX 8-487	
(11階無線統制室)	FAX 8099**9584	小屋平話所	292	(事務室)
			292**1	(事務室)
合同庁舎・総合県民局等			292**2	(2階会議室)
徳島	*-088-626-電話番号 (4桁)		FAX 8-292	
	FAX 8099**088-626-FAX番号 (4桁)	中央病院	387	(防災センター)
鳴門	*-088-684-電話番号 (4桁)		387**1	(3階事務局)
	FAX 8099**088-684-FAX番号 (4桁)		387**2	(3階リハビリテーション室)
吉野川	*-0883-26-電話番号 (4桁)		FAX 8-387	
	FAX 8099**00883-26-FAX番号 (4桁)	三好病院	259	(事務局)
東部県土徳島	*-088-653-内線番号 (4桁)		259**1	(事務局長室)
	FAX 8099**0-361-9560		259**2	(防災センター)
南部美波	*-0884-74-電話番号 (4桁)		FAX 8-259	
	FAX 8099**0884-74-FAX番号 (4桁)	海部病院	481	(事務局)
南部阿南	*-0884-24-電話番号 (4桁)		481**1	(宿直室)
	FAX 8099**0884-24-FAX番号 (4桁)		FAX 8-481	
南部那賀	*-0884-62-内線番号	鳴門病院	356	(事務局)
	(県土2桁、産業3桁)		356**1	(1階時間外受付)
	FAX 8099**0884-62-9500 (4桁)		356**2	(2階リハビリ室)
西部三好	*-0883-76-電話番号 (4桁)		FAX 8-356	
	FAX 8099**0883-76-FAX番号 (4桁)	宮川内ダム	331	(事務室)
西部美馬	*-0883-53-電話番号 (4桁)		331**1	(事務室)
	FAX 8099**0883-53-FAX番号 (4桁)		331**2	(宿直室)
防災センター	*-0-223-2-内線番号 (3桁)		FAX 8-331	
	FAX 8099**0-223-91	福井ダム	471	(事務室)
			471**1	(宿直室)
保健所等			FAX 8-471	
徳島	389 (防災無線専用)	企業局総合管理事務所	376	(3階運転制御室)
	389**-内線番号 (3桁)		FAX 8-376	
	FAX 8-389	正木ダム	391	(操作室)
吉野川	328 (防災無線専用)		391**1	(事務室)
	328**-内線番号 (2桁)		391**2	(宿直室)
	FAX 8-328		FAX 8-391	
阿南	426 (防災無線専用)	川口発電所	451	(制御室)
	426**-内線番号 (4桁)		451**1	(事務室)
	FAX 8-426		451**2	(制御室)
三好	250 (防災無線専用)		FAX 8-451	
	250**-内線番号 (2桁)	勝浦発電所	392	(操作室)
	FAX 8-250		392**1	(事務室)
美馬	287 (防災無線専用)		FAX 8-392	
	287**-内線番号 (2桁)	夏子ダム	321	(事務室) 【FAX未設置】
	FAX 8-287	自治研修センター	542, 543	【FAX未設置】



西部防災館	288	(2階情報機器室)	牟岐町	485	(総務課)
	288**1	(1階事務室)		485**1	(防災無線室)
FAX	8-288			485**2	(宿直室)
				185	(町民体育館)
市町村				FAX	8-485
徳島市	161	(危機管理課)	美波町	473	(2階放送室)
	381**1	(危機管理課)		473**1	(宿直室)
		(FAX未設置：衛星FAX利用)		473**2	(消防防災課)
鳴門市	351**2	(危機管理課)		FAX	8-473
		(FAX未設置：衛星FAX利用)	海陽町	486	(危機管理課)
小松島市	393	(無線室)		486**1	(危機管理課)
	393**1	(危機管理課)		486**2	(宿直室)
		(FAX未設置：衛星FAX利用)		FAX	8-486
阿南市	421	(危機管理課)	松茂町	352	(3階危機管理課)
	421**1	(宿直室)		352**1	(1階警備員室)
FAX	8-421			352**2	(3階危機管理課)
吉野川市	322	(防災対策課)		FAX	8-352
	322**1	(日直警備室)	北島町	384	(危機情報管理課)
	322**2	(新館2階会議室)		384**1	(1階警備員室)
FAX	8-322			FAX	8-384
阿波市	337	(危機管理課)	藍住町	385	(総務課)
	337**1	(日直室)		385**1	(1階用務員室)
	337**2	(災害対策本部室)		385**2	(3階会議室)
FAX	8-337			FAX	8-385
美馬市	286	(危機管理室)	板野町	353	(総務課)
	286**1	(北館303会議室)		353**1	(宿直室)
	286**2	(宿直室)		353**2	(総務課)
FAX	8-286			FAX	8-353
三好市	251	(危機管理課)	上板町	333	(企画防災課)
	251**1	(危機管理課)		333**1	(宿直室)
	251**1	(宿直室)		FAX	8-333
FAX	8-251		つるぎ町	284	(危機管理課)
勝浦町	394	(総務防災課)		284**1	(宿直室)
	394**1	(2階大会議室)		FAX	8-284
	394**2	(宿直室)	東みよし町	256	(総務課)
FAX	8-394			256**1	(総務課)
上勝町	395	(総務課)		256**2	(宿直室)
	395**1	(宿直室)		FAX	8-256
	395**2	(総務課)	町村会事務局	751、752	(FAX未設置)
FAX	8-395				
佐那河内村	382	(役場1階入口)	消防本部(通信指令室)		
	382**1	(宿直室)	徳島市消防局	381	(通信指令室)
	382**2	(総務課)		381**1	(4階災害対策室)
FAX	8-382			FAX	8-381
石井町	172	(危機管理課)	鳴門市消防本部	351	(通信指令室)
	323	(放送室)		351**1	(3階会議室)
	323**1	(休日受付)		FAX	8-351
	323**2	(2階会議室)	小松島市消防本部	852	(通信指令室)
FAX	8-323			393**2	(消防事務室)
神山町	383	(総務課)		393**3	(通信指令室)
	383**1	(宿直室)		FAX	8-393
FAX	8-383		阿南市消防本部	424	(通信指令室)
那賀町	452	(防災課)		424**1	(通信指令室)
	452**1	(宿直室)		424**1	(3階事務室)
FAX	8-452			FAX	8-424

美馬市消防本部	257	(通信指令室)	日赤県支部	388	(事業推進課)
	257**1	(通信指令室)		388**1	(会議室)
	257**2	(本部事務室)	FAX	8-388	
FAX	8-257		徳島赤十字病院	398	(防災センター)
那賀町消防本部	454	(通信指令室)		398**1	(救急受付)
	454**1	(2階消防本部)	FAX	8-398	
FAX	8-454		NHK徳島放送局	372	(3階報道部)
海部消防組合	484	(2階本部事務室)		372**1	(3階報道部)
	484**1	(1階通信指令室)		372**2	(3階技術部)
	484**2	(2階本部事務室)	FAX	8-372	
FAX	8-484		四国放送	373	(報道制作局)
板野東部消防組合	354	(通信指令室)		373**1	(報道制作局)
	354**1	(1階第1消防署)		373**2	(テレビマスター室)
	354**2	(2階警防課)	FAX	8-373	
FAX	8-354		エフエム徳島	375	(事務室入口)
板野西部消防組合	338	(警防課)		375**1	(技術運行課)
	338**1	(警防課)		375**2	(マスター室)
	338**2	(通信指令室)	FAX	8-375	
FAX	8-338		自衛隊徳島地方協力本部		
名西消防組合	327	(通信指令室)		737	(FAX未設置)
	327**1	(通信指令室)	災害拠点病院・災害医療支援病院 (FAX未設置)		
	327**2	(消防長室)	徳島大学病院	900	
FAX	8-327		徳島市民病院	901	
中央広域連合消防本部	326	(通信指令室)	吉野川医療センター	902	
	326**1	(3階指揮本部室)	阿南医療センター	903, 907	
FAX	8-326		海南病院	904	
美馬西部消防組合	258	(通信指令室)	つるぎ町立半田病院	905	
	258**1	(通信指令室)	田岡病院	906	
	258**2	(2階総務課)	阿波病院	909	
FAX	8-258		上那賀病院	910	
みよし広域連合消防本部	255	(通信司令室)	ホウエツ病院	908	
	255**1	(通信指令室)	市立三野病院	911	
FAX	8-255		徳島病院	912	
防災関係機関			東徳島医療センター	913	
長安口ダム	441	(2階事務室)	美波病院	738	
	441**1	(2階操作室)			
	441**2	(1階委託室(宿直))	<b>【参考】</b>		
FAX	8-441		消防庁応急対策室		
徳島地方气象台	221	(OAラック)	電話 *90-048-500-90-49013		
	221**1	(観測予報現業室:時間外)	FAX 8099**90-048-500-90-49033		
	221**2	(防災管理官室:時間内)	消防庁宿直室		
FAX	8-221		電話 *90-048-500-90-49102		
徳島海上保安部	396	(通信室)	FAX 8099**90-048-500-90-49036		
	396**1	(警備救難課)			
FAX	8-396				
陸自第14施設隊	425	(施設隊事務室)			
	425**1	(3F当直室)			
	425**2	(3F作戦室)			
FAX	8-425				
徳島教育航空群	355	(3F群当直室)			
	355**1	(3F作戦室)			
FAX	8-355				
第24航空隊	397	(運用作業室)			
	397**1	(当直室)			
FAX	8-397				

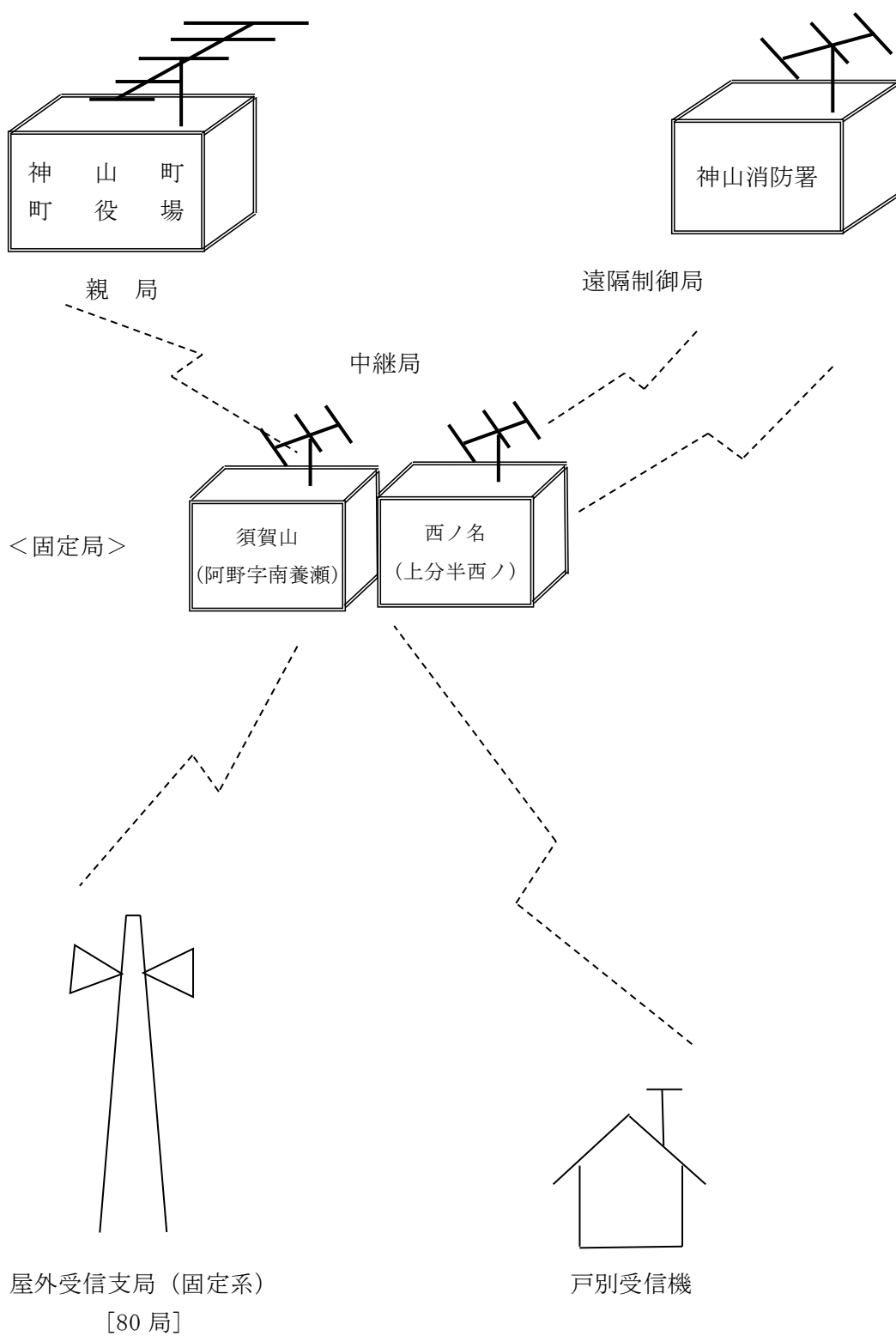
徳島県総合情報通信ネットワークシステム電話番号表（衛星系）

局名	衛星IP電話番号①	衛星IP電話番号②
県庁	7036100（危機管理部）	7036101（無線統制室）
徳島合庁	7036110（東部農林水産局企画総務部担当）	
鳴門合庁	7036120（県土整備局）	
吉野川合庁	7036130（県土整備部施設管理担当）	
東部県土整備局〈徳島〉	7036140（災害特機OAラック）	
南部総合県民局〈阿南〉	7036150（県土整備部施設管理担当）	
南部総合県民局〈美波〉	7036106（津波減災部）	7036161（県土整備部予防保全・管理担当）
南部総合県民局〈那賀〉	7036170（県土整備部1F予防保全・管理担当）	
西部総合県民局〈美馬〉	7036180（危機管理担当）	7036181（県土整備部VDC室）
西部総合県民局〈三好〉	7036190（県土整備部予防保全・管理担当）	
防災センター	7036200（2階事務室）	
消防防災航空隊	7036210（事務室）	
南部防災館	7036220（1階事務室）	
小屋平詰所	7036230（事務室）	
中央病院	7036240（防災センター）	
三好病院	7036250（事務局）	
海部病院	7036260（事務局）	
鳴門病院	7036270（事務局）	
宮川内ダム	7036280（事務室）	
福井ダム	7036290（事務室）	
企業局総合管理事務所	7036300（運転制御室）	
正木ダム	7036310（操作室）	
川口発電所	7036320（制御室）	
勝浦発電所	7036330（操作室）	
西部防災館	7036340（1階事務室）	
徳島市	7036350（市役所危機管理課）	7036351（消防局通信指令室）
鳴門市	7036360（市役所危機管理課）	7036361（消防本部事務室）
小松島市	7036370（市役所無線室）	7036371（消防事務室）
阿南市	7036380（防災対策課）	
吉野川市	7036390（防災対策課）	
阿波市	7036400（危機管理課）	
美馬市	7036410（危機管理室）	
三好市	7036420（危機管理課）	
勝浦町	7036430（危機管理課）	
上勝町	7036440（総務課）	
佐那河内村	7036450（役場1階入口）	
石井町	7036460（防災対策課）	
神山町	7036470（総務課）	
那賀町	7036480（防災課）	
牟岐町	7036490（防災無線室）	
美波町	7036500（消防防災課）	
海陽町	7036510（危機管理課）	
海陽町穴喰庁舎	7036515（穴喰庁舎）	
松茂町	7036520（危機管理室）	
北島町	7036530（危機情報管理室）	
藍住町	7036540（総務課）	
板野町	7036550（総務課）	
上板町	7036560（危機防災課）	
つるぎ町	7036570（危機管理課）	
東みよし町	7036580（総務課）	
阿南市消防	7036590（通信指令室）	
美馬市消防	7036600（通信指令室）	
那賀町消防	7036680（通信指令室）	
名西消防	7036610（通信指令室）	
海部消防	7036620（通信指令室）	
板野東部消防	7036630（通信指令室）	
板野西部消防	7036640（警防課）	
中央広域連合	7036650（通信指令室）	
美馬西部消防	7036660（通信指令室）	
みよし広域連合	7036670（通信指令室）	
長安口ダム	7036690（2階事務室）	
徳島地方気象台	7036700（観測予報現業室）	
徳島海上保安部	7036710（通信室）	
第14施設隊	7036720（施設隊事務室）	
徳島教育航空群	7036730（3階群当直室）	
第24航空隊	7036740（3階副長室）	
日赤県支部	7036750（事務推進課）	
徳島赤十字病院	7036760（防災センター）	
NHK徳島放送局	7036770（3階報道部）	
四国放送	7036780（報道制作室）	
エフエム徳島	7036790（事務室入口）	

徳島県総合情報通信ネットワークシステム電話番号表  
 (各所に設置したデジタル無線機、専用FAXから通信する場合)

東部県土整備局徳島庁舎			8844
電話 *-088-653-内線番号 (4桁)		不動産担当	8851
FAX 8099**-0-361-9560			8852
		間接税担当	8863
【内線番号】			8864
企画総務担当	1210	県税調査担当	8791
	1212		8792
契約・指導担当	1215		
	1216	東部保健福祉局〈徳島庁舎〉	
用地第一担当	1240	地域福祉・こども家庭支援担当	8711
	1255		8715
用地第二担当	1725	生活福祉第一担当	8933
	1726		8726
建築指導担当	1391	生活福祉第二担当	8932
	1392		8724
道路整備第一担当	1221	生活福祉第三担当	8722
	1225		8725
河川・砂防整備第一担当	1261		
	1560	東部農林水産局〈徳島庁舎〉	
河川・砂防整備第二担当	1266	企画総務担当	8500
	1264		8511
予防保全担当	1275	農業支援第一担当	8773
	1288		8772
道路管理担当	1239	徳島ブランド推進担当	8298
	1285		8299
河川・砂防管理担当	1280	管理用地担当	8530
	1283		8531
港湾管理担当	1322	農村整備第一担当	8547
	1323		8543
環状道路担当	1423	農村整備第二担当	8561
	1603		8577
港湾開発担当	1334	林業プロジェクト担当	8584
	1707		8585
		林業振興担当	8581
徳島合同庁舎			8582
電話 *-088-626-電話番号 (4桁)		森林整備担当	8595
FAX 8099**-088-626-FAX番号 (4桁)			8592
【電話番号】		東部保健福祉局徳島保健所庁舎	
東部県税局〈徳島庁舎〉		電話 389 (防災無線専用)	
企画総務担当	8810	389**-内線番号 (3桁)	
	8812	FAX 8-389	
整理担当	8820	【内線番号】	
	8821	医療企画担当	117
指導第一担当	8830		107
	8831	食品衛生担当	113
指導第二担当	8832	環境試験検査担当	114
	8886	健康増進担当	130
住民税担当	8834	こころの健康担当	140
	8835	疾病対策担当	160
県民税・事業税担当	8841		

## 2節 神山町防災無線回線系統図



屋外受信支局 (固定系) 一覧表

## ○上分地区 (13系)

本根川	363番
殿宮	556番
入手	426番
名	38-3
一字夫	163番
川又西	13番
川又南	255番
金泉	364-3
中津	107-1
大中尾	33-1
江田	319番
門屋	153-1
名ヶ平	71-2

## ○下分地区 (12系)

拝府農村公園

下中内	103番
宇井 (町道)	
長野	210番
落ノ跡	13番
安吉	2-8
谷口	101-1
今井	125-3
東寺	37-1
中稻原	91-1
栗生野	152番
京地	165-2

## ○左右内地区 (4系)

地中	172番
左右内	336番
鍋岩	180番
黒口	35番
阿保坂	7-9

## ○神領地区 (8系)

北	313番
谷	496-1
本小野	378番
本野間	100番
大埜地	394-1
大久保	110-1
本上角	104-1
西青井夫	40-2

## ○阿川地区 (11系)

府中	229番
宮分	260-1
川平	67番
宇度木	580番
上河内	54-3
松尾	605-1
代次	283番
地ノ平	122-1
本名	28-2
井ノ谷	46番
神木	144番

## ○鬼籠野地区 (13系)

一ノ坂	514番
〃	462-1
喜来	358-3
日浦	284番
猿ノ頭	126-1
中内	203番
川東	115-13
坂瀬川	143番
中津川	245番
元山	431-1
小原	
阿波変電所	

## ○広野地区 (19系)

南養瀬	47-1
北養瀬	113-1
持部	483-1
田ノ窪	60
折木	130-1
北倉目	22-1
南馬喰草	80
下地	167
長谷	369-1
齒ノ辻	157
南行者野	25-2
方子	118-2
広野	33
五反地	295-1
長瀬	32 (東)
長瀬	90-3
	(西)
馬地	73
名田河	70
須賀	104-2

### 3節 アマチュア無線局局名録

#### 災害時非常通信協力者

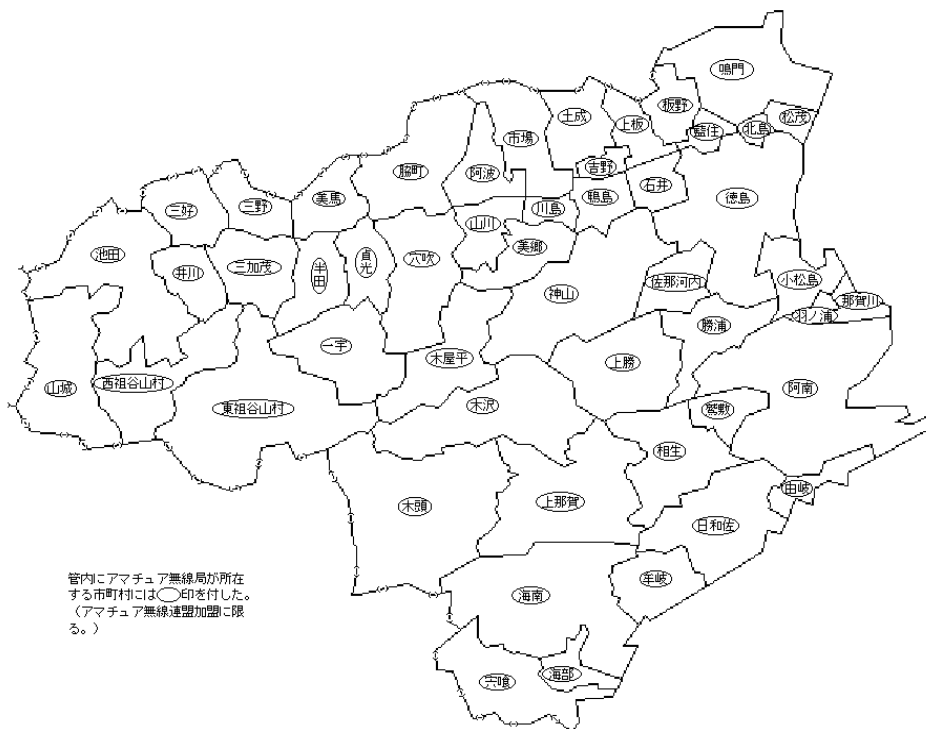
No	氏 名	コールサイン	住 所	電 話
1	岡 本 庸 雄	J E 5 - R C V	神山町下分字左右山157番地	6 7 7 - 0 6 7 7
2	住 友 宏 行	J R 5 - N T X	神山町上分字川又223番地 5	6 7 7 - 0 8 1 6
3	和 田 操	J R 5 - N T Z	神山町上分字川又130番地	6 7 7 - 0 1 4 6
4	鷺 谷 勝 久	J R 5 - L S U	神山町神領字北390番地 1	6 7 6 - 0 8 3 7
5	阿 部 孝 治	J R 5 - L O P	神山町神領字本野間57番地	6 7 6 - 1 0 7 3
6	前 治 良	J R 5 - N U F	神山町神領字西青井夫128番地	6 7 6 - 0 6 5 1
7	樫 脇 健 祐	J R 5 - O E G	神山町下分字中谷170番地	6 7 7 - 0 8 5 5
8	松 本 義 明	J R 5 - N U G	神山町神領字本上角112番地1	6 7 7 - 1 1 4 6
9	岡 田 満 男	J R 5 - P L V	神山町上分字西久地140番地	6 7 7 - 0 4 3 0
10	岩 根 英 博	J R 5 - M I W	神山町神領字北406番地 1	6 7 6 - 1 1 4 8
11	岩 根 爛 子	J R 5 - N R X	神山町神領字北406番地 1	6 7 6 - 1 1 4 8
12	栗 飯 原 康 雄	J R 5 - T Q G	神山町下分字今井26番地 1	6 7 7 - 0 2 6 9
13	笠 井 法 真	J R 5 - V V M	神山町下分字地中318番地	6 7 7 - 0 1 1 2
14	三 辻 博 良	J R 5 - V V L	神山町神領字北30番地	6 7 6 - 1 2 6 8
15	高 岸 守	J R 5 - V V O	神山町神領字北160番地	6 7 6 - 0 0 5 5
16	宮 田 伸 也	J R 5 - Q M E	神山町阿野字地ノ平85	6 7 8 - 0 4 1 2
17	水 上 明 彦	J R 5 - X V H	神山町神領字北90-1	6 7 6 - 0 7 5 2
18	大 畠 悦 宏	J R 5 - R R H	神山町神領字大埜地287番地	6 7 6 - 0 6 2 9
19	森 長 健 三	J R 5 - V O X	神山町下分字暮石31番地	6 7 7 - 0 3 1 7
20	新 宅 由 行	J R 5 - P U S	神山町神領字大埜地378-5	6 7 6 - 0 5 7 4
21	山 田 実	J R 5 - P N Z	神山町神領字本小野226番地	6 7 6 - 0 6 6 3
22	中 山 正 雅	J R 5 - K Z Z	神山町神領字本上角50番地	6 7 6 - 0 7 8 6
23	中 山 英 子	J R 5 - L G F	神山町神領字本上角50番地	6 7 6 - 0 7 8 6
24	河 野 秋 子	J R 5 - Q M H	神山町鬼籠野字西分365番地4	6 7 6 - 0 8 7 7

No	氏 名	コールサイン	住 所	電 話
25	辻 文 廣	J E 5 - R I X	神山町神領字本上角157番地1	6 7 6 - 0 6 1 9
26	岩 田 孝 文	J R 5 - F L M	神山町鬼籠野字中内310番地	6 7 6 - 0 1 7 3
27	河 野 譲 二	J R 5 - W G J	神山町鬼籠野字元山424-1番地	6 7 6 - 0 4 2 0
28	笠 原 猛	J F 5 - U V F	神山町鬼籠野字元山366-1番地	6 7 6 - 1 2 4 6
29	板 東 章	J R 5 - W R J	神山町鬼籠野字中津川94番地	6 7 6 - 0 6 4 0
30	森 長 眞 悟	J F 5 - U M G	神山町阿野字井ノ谷93番地1	6 7 8 - 0 4 0 5
31	高 島 正 直	J R 5 - Q M L	神山町阿野字本名35番地1	6 7 8 - 0 9 2 2
32	大 下 勝 弘	J E 5 - F K R	神山町阿野字神木327番地1	6 7 8 - 1 5 2 7
33	相 原 省 治	J G 5 - Q V Q	神山町阿野字屋那瀬132番地	6 7 8 - 1 4 2 1
34	宇 原 功 弘	J F 5 - T R X	神山町阿野字字度木374番地1	6 7 8 - 1 3 0 2
35	河 野 静 子	J E 5 - E X J	神山町阿野字本名6番地9	6 7 8 - 0 8 5 1
36	片 山 幹 生	J E 5 - R J I	神山町神領字北272番地	6 7 6 - 0 1 4 5
37	岸 良 資	J R 5 - X Q E	神山町神領字西大久保126	6 7 6 - 1 2 3 7
38	東 路 功	J E 5 - T O R	神山町神領字川北26	6 7 6 - 0 4 3 9
39	撫 養 正 文	J E 5 - S R B	神山町神領字谷94	6 7 6 - 0 7 9 7
40	荒 井 直 雄	J E 5 - E X K	神山町阿野字川平72-2番地	6 7 8 - 1 4 2 6
41	荒 井 文 雄	J E 5 - E X I	神山町阿野字川平117番地1	6 7 8 - 1 2 1 0



## 4節 アマチュア無線基地局分布図

### 6 アマチュア無線基地局分布図



## 4章 災害危険地域等に関する資料

### 1節 地すべり防止区域一覧表

(1) 東部県土整備局所管内

令和2年12月3日指定

指定 番号	区域名	所在地		町・大字	字	告示年月日	告示 番号	指定地面積 (ha)
		現市町村 名	旧市町 村名					
20	神木	神山町		阿野	神木	S34.03.31	774	33.62
119	江島	神山町		上分	江島	S36.04.11	1002	43.30
119	江島(追加)	神山町		上分	江島(追加)	H04.03.12	603	34.57
120	宮分	神山町		阿川	宮分	S36.04.11	1002	71.90
131	黒木	神山町		阿川	黒木	S36.08.26	1887	146.40
131	黒木(追加)	神山町		阿野	黒木(追加)	H03.09.19	1661	46.80
139	南山	神山町		下分	南山	S36.08.26	1887	49.90
144	京地	神山町		下分	京地	S36.08.26	1887	44.70
145	西小野	神山町		神領	西小野	S36.08.26	1887	58.60
146	北上角	神山町		神領	北上角	S36.08.26	1887	112.40
146	北上角(追加)	神山町		神領	北上角(追加)	H07.07.24	1397	17.75
147	金泉	神山町		上分	金泉	S36.08.26	1887	11.56
147	金泉(追加)	神山町		上分	金泉(追加)	H18.09.14	1082	7.27
148	江田	神山町		上分	江田	S36.08.26	1887	5.59
241	殿宮	神山町		上分	殿宮	S37.10.17	2655	24.60
242	阿保坂	神山町		鬼籠野	阿保坂	S37.10.17	2655	8.30
243	馬地	神山町		阿野	馬地	S37.10.17	2655	23.60
244	元山	神山町		鬼籠野	元山	S37.10.17	2655	25.70
245	持部	神山町		阿野	持部	S37.10.17	2655	86.50
246	福原	神山町		阿野	福原	S37.10.17	2655	28.50
247	須賀	神山町		阿野	須賀	S37.10.17	2655	39.80
248	大地	神山町		阿野	大地	S37.10.17	2655	36.70
249	高瀬	神山町		阿野	高瀬	S37.10.17	2655	65.80
250	中喜来	神山町		下分	中喜来	S37.10.17	2655	42.50
251	養瀬	神山町		阿野	養瀬	S37.10.17	2655	92.40
252	長谷	神山町		阿野	長谷	S37.10.17	2655	111.50
253	五反地	神山町		阿野	五反地	S37.10.17	2655	71.70
254	中津	神山町		上分	中津	S37.10.17	2655	23.70
255	田ノ上	神山町		下分	田ノ上	S37.10.17	2655	88.30
256	地中	神山町		下分	地中	S37.10.17	2655	68.70
257	南峯	神山町		下分	南峯	S37.10.17	2655	16.10
258	南野間	神山町		神領	南野間	S37.10.17	2655	36.70
259	青井夫	神山町		神領	青井夫	S37.10.17	2655	58.40
260	中内	神山町		鬼籠野	中内	S37.10.17	2655	17.60
286	名田河	神山町		阿野	名田河	S37.10.17	2655	40.10
325	本根川	神山町		上分	本根川	S38.02.18	229	46.10
325	本根川(追加)	神山町		上分	本根川(追加)	S51.10.14	1389	11.72
367	二宮	神山町		阿野	二宮	S38.10.11	2602	70.20
420	神山川又	神山町		上分	川又	S48.09.08	1890	64.49
計	34箇所							1884.07

## (2) 林野庁所管内

令和2年6月9日現在

番号	所在地			区域名	指定面積(ha)
	郡市	町村	字		
2	名西	神山	江島	江島	75.45
12	〃	〃	拝府	拝府	40.36
19	〃	〃	一字夫	一字夫	20.75
20	〃	〃	江田	江田	6.72
26	〃	〃	檜平	檜平	7.38
27	〃	〃	矢治	矢治	8.61
33	〃	〃	竹平	竹平	58.10
54	〃	〃	本根川	本根川	50.40
55	〃	〃	殿宮	殿宮	168.37
56	〃	〃	坂丸	坂丸	65.70
57	〃	〃	名	名	36.03
58	〃	〃	元山	上元山	31.20
59	〃	〃	松尾	松尾	35.30
77	〃	〃	南上角	南上角	113.25
94	〃	〃	門屋	門屋	11.90
95	〃	〃	栗生野	栗生野	10.96
96	〃	〃	白獄	白獄	35.66
97	〃	〃	大中尾	大中尾	98.29
98	〃	〃	黒口	黒口	56.20
99	〃	〃	東野間	東野開	43.34
111	〃	〃	庄部	庄部	150.00
122	〃	〃	長野	長野	78.98
123	〃	〃	府殿	府殿	187.55
124	〃	〃	石本他2	石本	50.00
129	〃	〃	上中内	上申内	75.58
133	〃	〃	柿道	柿道	83.30
計	26箇所				1599.38

## (3) 農林水産省農村振興局所管内

令和2年6月5日現在

県内番号	区域名	所在地			所管事務所	指定年度	告示年月 目元号	指定面積(ha)
		郡市	町村	大字				
28	上河内	名西郡	神山町	阿野	徳島	S39	S40.1.27	19.41
35	宇度木	名西郡	神山町	阿野	徳島	S41	S42.3.31	15.67
						H12	H13.3.21	23.98
67	田ノ窪	名西郡	神山町	阿野	徳島	S48	S49.2.20	25.10
81	元山東	名西郡	神山町	鬼籠野	徳島	S51	S52.3.26	72.97
82	府中	名西郡	神山町	阿野	徳島	S51	S52.3.26	22.30
97	西久地	名西郡	神山町	上分	徳島	S56	S57.3.26	55.50
110	大埜地	名西郡	神山町	神領	徳島	S60	S61.3.25	120.10
115	折木	名西郡	神山町	折木	徳島	S62	S63.3.26	66.26
121	西野間	名西郡	神山町	神領	徳島	H1	H2.3.29	67.50
123	猪ノ頭	名西郡	神山町	鬼籠野	徳島	H3	H3.10.24	36.74
127	北倉目	名西郡	神山町	北倉目	徳島	H4	H4.8.27	17.54
131	川平	名西郡	神山町	阿野	徳島	H5	H5.11.29	27.80
計	12工区							570.87

## 2節 地すべり危険箇所一覧表

(1) 国土交通省所管内

令和2年3月31日現在

整理番号	箇所名	河川名			位置			面積 (ha)	土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定				警戒区域名※
		水系名	幹川名	溪流名	現市町村名	旧市町村名	町・字		警戒区域		特別警戒区域		
									指定年月目	番号	指定年月目	番号	
118	広野	吉野川	鮎喰川	鮎喰川	神山町		阿野	21.90					
119	馬路	吉野川	鮎喰川	鮎喰川	神山町		下分	39.10					
120	長又	吉野川	鮎喰川	青井夫谷川	神山町		鬼籠野	17.50					
121	本小野	吉野川	鮎喰川	鮎喰川	神山町		神領	20.30					
122	阿保坂右岸	吉野川	鮎喰川	青井夫谷川	神山町		鬼籠野	26.60					
123	下喜来	吉野川	鮎喰川	喜来谷川	神山町		下分	31.30					
124	檜谷	吉野川	鮎喰川	鮎喰川	神山町		下分	21.90					
125	江田右岸	吉野川	鮎喰川	江田谷川	神山町		上分	87.50					
126	府殿	吉野川	鮎喰川	鮎喰川	神山町		上分	142.20					
127	大中尾	吉野川	神通谷川	大中尾谷川	神山町		上分	131.30					
計	10箇所							539.60					

※危険箇所名から区域名が変更となったもの

(2) 林野庁所管内

令和3年4月1日現在

番号	地すべり危険地区箇所名	所在地			面積(ha)
		郡市	町村	字	
1	本根川	名西郡	神山町	字本根川	50.40
2	府殿	〃	〃	字府殿	187.55
3	檜平	〃	〃	字檜平	15.00
4	殿宮	〃	〃	字殿宮	168.37
5	大影	〃	〃	字大影	63.00
6	坂丸	〃	〃	字坂丸	65.70
7	江島	〃	〃	字江島	36.30
8	柿道	〃	〃	字柿道	100.50
9	名	〃	〃	字名	98.00

番号	地すべり危険地区箇所名	所在地			面積(ha)
		郡市	町村	字	
10	一字夫	〃	〃	字一字夫	35.00
11	中峯	〃	〃	字中峯	31.40
12	石本	〃	〃	字石本	50.00
13	矢治	〃	〃	字矢治	39.50
14	大中尾	〃	〃	字大中尾	71.80
15	江田	〃	〃	字江田	10.60
16	川又	〃	〃	字川又	32.20
17	門屋	〃	〃	字門屋	21.00
18	拝府	〃	〃	字拝府	40.36
19	竹平	〃	〃	字竹平	58.10
20	上中内	〃	〃	字上中内	75.58
21	長野	〃	〃	字長野	78.98
22	中谷	〃	〃	字中谷	50.00
23	三ツ木	〃	〃	字三ツ木	75.40
24	左右山	〃	〃	字左右山	27.00
25	栗生野	〃	〃	字栗生野	18.00
26	南峯	〃	〃	字南峯	78.90
27	左右内	〃	〃	字左右内	75.00
28	庄部	〃	〃	字庄部	48.00
29	黒口	〃	〃	字黒口	71.50
30	川北	〃	〃	字川北	38.00
31	大埜地	〃	〃	字大埜地	49.00
32	東野間	〃	〃	字東野間	65.40
33	西上角	〃	〃	字西上角	57.50
34	南上角	〃	〃	字南上角	40.63
35	西青井夫	〃	〃	字西青井夫	58.00
36	阿保坂	〃	〃	字阿保坂	77.80
37	元山	〃	〃	字元山	31.20
38	元山上	〃	〃	字中内	105.20
39	喜来	〃	〃	字喜来	66.90
40	日浦	〃	〃	字日浦	101.00
41	広石	〃	〃	字広石	80.00
42	石堂	〃	〃	字石堂	30.00
43	松尾	〃	〃	字松尾	41.00
44	一ノ坂	〃	〃	字一ノ坂	71.80
45	折木	〃	〃	字折木	123.60
46	倉目	〃	〃	字倉目	98.00

番号	地すべり危険地区箇所名	所在地			面積(ha)
		郡市	町村	字	
47	臼獄	〃	〃	字臼獄	35.66
48	中津	〃	〃	字金泉大中尾	126.00
49	松坂	〃	〃	字松坂	93.00
計	49箇所				3,162.83

(3) 農林水産省農村振興局所管

平成20年9月30日現在

地区名	市町村名	市町村コード	大字	字	水田 ha (面積)	普通畑 ha (面積)	樹園地 ha (面積)	小計 ha (面積)	その他 ha (面積)	合計 ha (面積)
神山日浦	名西郡神山町	36342	鬼籠野	日浦	1.20	0.70	5.90	7.80	44.70	52.5
釘貫	名西郡神山町	36342	下分	釘貫	10	0	13.30	23.30	17.70	41.0
有懸	名西郡神山町	36342	上分	有懸	8	5	0	13	19	32.0
日浦	名西郡神山町	36342	阿野	日浦	1.80	6.50	1.70	10	7	17.0
田ノ窪	名西郡神山町	36342	阿野	中峯	7	5	1	13	11	24.0
計	5箇所									166.50

### 3節 急傾斜地崩壊危険区域指定地一覧表

(1) 東部県土整備局所管

平成30年11月26日現在

指定番号	区域名	所在地		告示年月日	告示番号	水平面積(ha)	斜面積(ha)	備考
		現市町村名	旧市町村名					
21	広野	神山町		S47.02.01	101	4.8	5.7	
22	川又	神山町		S47.02.01	101	7.3	8.8	
88	今井	神山町		S49.03.26	172	2.05	2.84	
264	五反地北(1)	神山町		S60.10.04	796	1.2	1.4	
283	五反地北(2)	神山町		S62.08.21	678	2.2	2.5	
342	河口	神山町		H05.09.17	731	2.85	3.17	
349	長瀬	神山町		H07.03.27	232	4.03	4.26	
387	橋谷	神山町		H13.09.21	682	1.18	1.38	
414	馬地	神山町		H15.11.21	1065	1.28	1.45	
417	地野々	神山町		H17.03.29	239	1.86	2.04	
448	阿川小	神山町		H22.03.19	138	0.89	0.98	
計	11箇所					29.64	34.52	

## 4節 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

定義

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ

傾斜度 30° 以上高さ 5メートル以上の急傾斜地で被害想定区域内に人家 5戸以上(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等がある場合を含む)ある箇所

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

傾斜度 30° 以上、かつ、高さ 5メートル以上の急傾斜地で被害想定区域内に人家が 1～4戸ある箇所

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ)

令和 2 年 3 月 3 1 日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置				土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒 区域名※
			市町村	旧市 町村	町・字	小字	警戒区域		特別警戒区域		
							指定 年月日	番号	指定 年月日	番号	
I-1362	自然斜面	北倉目(1)	神山町		阿野	北倉目	H22.06.17	362	H22.06.17	364	
I-1363	自然斜面	長谷	神山町		阿野	長谷	H26.03.28	202	H26.03.28	203	
I-1364	自然斜面	齒ノ辻	神山町		阿野	齒ノ辻	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
I-1365	自然斜面	五反地北(1)	神山町		阿野	五反地	H30.01.26	43	H30.01.26	44	五反地(1)
I-1366	自然斜面	五反地北(2)	神山町		阿野	五反地	H30.01.26	43	H30.01.26	44	五反地(2)
I-1367	自然斜面	大門	神山町		阿野	五反地	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
I-1368	自然斜面	田ノ窪(1)	神山町		阿野	田ノ窪	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
I-1369	自然斜面	長瀬	神山町		阿野	長瀬	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
I-1370	自然斜面	駒坂(1)	神山町		阿野	駒坂	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
I-1371	自然斜面	井ノ谷	神山町		阿野	井ノ谷	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
I-1372	自然斜面	本名(1)	神山町		阿野	本名	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
I-1373	自然斜面	船底(1)	神山町		阿野	船底	H21.05.20	310	H21.05.20	311	
I-1374	自然斜面	地ノ平(1)	神山町		阿野	地ノ平	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
I-1375	自然斜面	阿川小	神山町		阿野	地ノ平	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
I-1376	自然斜面	松尾(1)	神山町		阿野	松尾	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
I-1377	自然斜面	松尾(2)	神山町		阿野	松尾	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
I-1378	自然斜面	広石(2)	神山町		阿野	広石	R01.09.24	396	R01.09.24	398	広石(1)
I-1379	自然斜面	日浦(1)	神山町		阿野	日浦	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
I-1380	自然斜面	府中(1)	神山町		阿野	府中	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
I-1381	自然斜面	神木(1)	神山町		阿野	神木	H21.05.20	310	H21.05.20	311	
I-1382	自然斜面	長代(1)	神山町		阿野	長代	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
I-1383	自然斜面	川平(1)	神山町		阿野	川平	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
I-1384	自然斜面	川平(2)	神山町		阿野	川平	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
I-1385	自然斜面	屋那瀬	神山町		阿野	屋那瀬	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
I-1386	自然斜面	宮分(1)	神山町		阿野	宮分	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
I-1387	自然斜面	宮分(2)	神山町		阿野	宮分	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
I-1388	自然斜面	白嶽(1)	神山町		阿野	白嶽	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
I-1389	自然斜面	須賀(1)	神山町		阿野	須賀	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
I-1390	自然斜面	地野々(1)	神山町		阿野	地野々	R01.09.24	396	R01.09.24	398	



箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置				土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒 区域名※
							警戒区域		特別警戒区域		
			市町村	旧市 町村	町・字	小字	指定 年月日	番号	指定 年月日	番 号	
I-1391	自然斜面	阿野馬地北	神山町		阿野	馬地	H23.03.24	168	H23.03.24	170	
I-1392	自然斜面	阿野馬地	神山町		阿野	馬地	H23.03.24	168	H23.03.24	170	
I-1393	自然斜面	北養瀬(1)	神山町		阿野	北養瀬	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
I-1394	自然斜面	南養瀬(1)	神山町		阿野	南養瀬	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
I-1395	自然斜面	橘谷	神山町		阿野	橘谷	H23.03.24	168	H23.03.24	170	
I-1396	自然斜面	河口	神山町		阿野	河口	H23.03.24	168	H23.03.24	170	
I-1397	自然斜面	大地(1)	神山町		阿野	大地	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
I-1398	自然斜面	柗野(1)	神山町		阿野	柗野	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
I-1399	自然斜面	名田河(1)	神山町		阿野	名田河	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
I-1400	自然斜面	広野	神山町		阿野	広野	H23.03.24	168	H23.03.24	170	
I-1401	自然斜面	南馬喰草	神山町		阿野	南馬喰 草	H23.03.24	168	H23.03.24	170	
I-1402	自然斜面	方子(1)	神山町		阿野	方子	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
I-1403	自然斜面	南行者野 (1)	神山町		阿野	南行者 野	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
I-1404	自然斜面	南行者野 (2)	神山町		阿野	南行者 野	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
I-1405	自然斜面	門屋(1)	神山町		上分	門屋	H28.03.31	230	H28.03.31	231	
I-1406	自然斜面	門屋(2)	神山町		上分	門屋	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
I-1407	自然斜面	川又	神山町		上分	川又	H28.03.31	230	H28.03.31	231	
I-1408	自然斜面	一字夫(1)	神山町		上分	一字夫	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
I-1409	自然斜面	江島(1)	神山町		上分	江島	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
I-1410	自然斜面	西久地(1)	神山町		上分	西久地	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
I-1411	自然斜面	中津(1)	神山町		上分	中津	H31.03.25	171	H31.03.25	172	中津(6)
I-1412	自然斜面	中津(2)	神山町		上分	中津	H31.03.25	171	H31.03.25	172	中津(7)
I-1413	自然斜面	上分中学校	神山町		上分	川又南	H28.03.31	230	H28.03.31	231	
I-1414	自然斜面	江田(1)	神山町		上分	江田	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
I-1415	自然斜面	城川内	神山町		上分	城川内	R01.09.24	396	R01.09.24	398	松坂(3)
I-1416	自然斜面	鍋岩(1)	神山町		下分	鍋岩	H23.03.24	168	H23.03.24	170	
I-1417	自然斜面	鍋岩(2)	神山町		下分	鍋岩	H23.03.24	168	H23.03.24	170	
I-1418	自然斜面	鍋岩(3)	神山町		下分	鍋岩	H23.03.24	168	H23.03.24	170	
I-1419	自然斜面	地野(1)	神山町		下分	地野	H29.05.23	294	H29.05.23	295	
I-1420	自然斜面	北宇井	神山町		下分	北宇井	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
I-1421	自然斜面	谷口(1)	神山町		下分	谷口	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
I-1422	自然斜面	西寺(1)	神山町		下分	西寺	H21.03.02	131	H21.03.02	134	
I-1423	自然斜面	安吉	神山町		下分	安吉	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
I-1424	自然斜面	櫻谷(1)	神山町		下分	櫻谷	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
I-1425	自然斜面	櫻谷(2)	神山町		下分	櫻谷	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
I-1426	自然斜面	今井	神山町		下分	今井	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
I-1427	自然斜面	今井(2)	神山町		下分	今井	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
I-1428	自然斜面	左右山(1)	神山町		下分	左右山	H21.03.02	131	H21.03.02	134	
I-1429	自然斜面	左右山(2)	神山町		下分	左右山	H21.03.02	131	H21.03.02	134	
I-1430	自然斜面	左右内	神山町		下分	左右内	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
I-1431	自然斜面	東稲原	神山町		下分	東稲原	H21.03.02	131	H21.03.02	134	
I-1432	自然斜面	三ツ木(1)	神山町		下分	三ツ木	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
I-1433	自然斜面	谷	神山町		下分	谷	H29.05.23	294	H29.05.23	295	
I-1434	自然斜面	本小野(1)	神山町		神領	本小野	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
I-1435	自然斜面	西小野(1)	神山町		神領	西小野	H30.01.26	43	H30.01.26	44	

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置				土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒 区域名※
							警戒区域		特別警戒区域		
			市町村	旧市 町村	町・字	小字	指定 年月日	番号	指定 年月日	番号	
I-1436	自然斜面	大埜地(1)	神山町		神領	大埜地	H28.03.31	230	H28.03.31	231	
I-1437	自然斜面	大埜地(2)	神山町		神領	大埜地	H28.03.31	230	H28.03.31	231	
I-1438	自然斜面	大埜地(3)	神山町		神領	大埜地	H28.03.31	230	H28.03.31	231	
I-1439	自然斜面	川北	神山町		神領	川北	H29.05.23	294	H29.05.23	295	
I-1440	自然斜面	北	神山町		神領	北	H29.05.23	294	H29.05.23	295	
I-1441	自然斜面	京地(1)	神山町		神領	北	H29.05.23	294	H29.05.23	295	
I-1442	自然斜面	東野間(1)	神山町		神領	東野間	H26.03.28	202	H26.03.28	203	
I-1443	自然斜面	北上角(1)	神山町		神領	北上角	H28.03.31	230	H28.03.31	231	
I-1444	自然斜面	北上角(2)	神山町		神領	北上角	H28.03.31	230	H28.03.31	231	
I-1445	自然斜面	中津(1)	神山町		神領	中津	H26.03.28	202	H26.03.28	203	
I-1446	自然斜面	神領中津	神山町		神領	中津	H26.03.28	202	H26.03.28	203	
I-1447	自然斜面	中津(2)	神山町		神領	中津	H26.03.28	202	H26.03.28	203	
I-1448	自然斜面	南上角(1)	神山町		神領	南上角	H28.03.31	230	H28.03.31	231	
I-1449	自然斜面	本上角(1)	神山町		神領	本上角	H28.03.31	230	H28.03.31	231	
I-1450	自然斜面	上角(2)	神山町		神領	西上角	H26.03.28	202	H26.03.28	203	
I-1451	自然斜面	青井夫	神山町		神領	西青井夫	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
I-1452	自然斜面	西野間(1)	神山町		神領	西野間	H29.05.23	294	H29.05.23	295	
I-1453	自然斜面	西大久保	神山町		神領	西大久保	H26.03.28	202	H26.03.28	203	
I-1454	自然斜面	中内	神山町		鬼籠野	中内	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
I-1455	自然斜面	中津川(1)	神山町		鬼籠野	中津川	H31.03.25	171	H31.03.25	172	鬼籠野 目浦(1)
I-1456	自然斜面	日浦(1)	神山町		鬼籠野	日浦	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
I-1457	自然斜面	喜来(1)	神山町		鬼籠野	喜来	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
I-1458	自然斜面	川東	神山町		鬼籠野	川東	H31.03.25	171	H31.03.25	172	川東(1)
I-1459	自然斜面	西分(1)	神山町		鬼籠野	西分	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
I-1460	自然斜面	一ノ坂(1)	神山町		鬼籠野	一ノ坂	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
I-2061	人工斜面	下地(1)	神山町		阿野	下地	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
計		100箇所									

※危険箇所名から区域名が変更となったもの

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

令和3年3月23日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置				土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒区 域名※
							警戒区域		特別警戒区域		
			市町村	旧市 町村	町・字	小字	指定 年月日	番号	指定 年月日	番号	
II-5279	自然斜面	折木(1)	神山町		阿野	折木	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5280	自然斜面	折木(2)	神山町		阿野	折木	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5281	自然斜面	折木(3)	神山町		阿野	折木	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5282	自然斜面	折木(4)	神山町		阿野	折木	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5283	自然斜面	折木(5)	神山町		阿野	折木	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5284	自然斜面	折木(6)	神山町		阿野	折木	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5285	自然斜面	折木(7)	神山町		阿野	折木	H30.01.26	43	H30.01.26	44	

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置				土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒区 域名 ※
			市町村	旧 市 町 村	町・字	小字	警戒区域		特別警戒区域		
							指定 年月日	番 号	指定 年月日	番 号	
II-5286	自然斜面	折木 (8)	神山町		阿野	折木	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5287	自然斜面	北倉目 (2)	神山町		阿野	北倉目	H22.06.17	362	H22.06.17	364	
II-5288	自然斜面	北倉目 (3)	神山町		阿野	北倉目	H22.06.17	362	H22.06.17	364	
II-5289	自然斜面	北倉目 (4)	神山町		阿野	北倉目	H22.06.17	362	H22.06.17	364	
II-5290	自然斜面	北倉目 (5)	神山町		阿野	北倉目	H22.06.17	362	H22.06.17	364	
II-5291	自然斜面	北倉目 (6)	神山町		阿野	北倉目	H22.06.17	362	H22.06.17	364	
II-5292	自然斜面	南倉目 (1)	神山町		阿野	南倉目	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5293	自然斜面	南倉目 (2)	神山町		阿野	南倉目	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5294	自然斜面	南倉目 (3)	神山町		阿野	南倉目	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5295	自然斜面	北馬喰草 (1)	神山町		阿野	北馬喰 草	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5296	自然斜面	北馬喰草 (2)	神山町		阿野	北馬喰 草	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5297	自然斜面	北馬喰草 (3)	神山町		阿野	北馬喰 草	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5298	自然斜面	下地 (2)	神山町		阿野	下地	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5299	自然斜面	方子 (2)	神山町		阿野	方子	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5300	自然斜面	方子 (3)	神山町		阿野	方子					
II-5301	自然斜面	持部 (1)	神山町		阿野	持部	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5302	自然斜面	持部 (2)	神山町		阿野	持部	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5303	自然斜面	持部 (3)	神山町		阿野	持部	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5304	自然斜面	持部 (4)	神山町		阿野	持部	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5305	自然斜面	持部 (5)	神山町		阿野	持部	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5306	自然斜面	峯長瀬 (1)	神山町		阿野	峯長瀬					
II-5307	自然斜面	峯長瀬 (2)	神山町		阿野	峯長瀬	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5308	自然斜面	中峯 (1)	神山町		阿野	中峯					
II-5309	自然斜面	中峯 (2)	神山町		阿野	中峯	H30.01.26	43	H30.01.26	44	阿野 中峯(2)
II-5310	自然斜面	中峯 (3)	神山町		阿野	中峯	H30.01.26	43	H30.01.26	44	阿野 中峯(2)
II-5311	自然斜面	田ノ窪(2)	神山町		阿野	田ノ窪	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5312	自然斜面	杉次郎	神山町		阿野	杉次郎	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5313	自然斜面	五反地 (3)	神山町		阿野	五反地	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5314	自然斜面	五反地 (4)	神山町		阿野	五反地	H30.01.26	43			
II-5315	自然斜面	長瀬 (2)	神山町		阿野	長瀬	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5316	自然斜面	長瀬 (3)	神山町		阿野	長瀬	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5317	自然斜面	福原 (1)	神山町		阿野	福原	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5318	自然斜面	福原 (2)	神山町		阿野	福原	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5319	自然斜面	本名 (1)	神山町		阿野	本名	R01.09.24	396	R01.09.24	398	本名(4)
II-5320	自然斜面	本名 (2)	神山町		阿野	本名	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5321	自然斜面	本名 (3)	神山町		阿野	本名	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5322	自然斜面	地ノ平 (2)	神山町		阿野	地ノ平	H21.05.20	310	H21.05.20	311	
II-5323	自然斜面	神木 (2)	神山町		阿野	神木	H21.05.20	310	H21.05.20	311	
II-5324	自然斜面	神木 (3)	神山町		阿野	神木	H21.05.20	310	H21.05.20	311	
II-5325	自然斜面	神木 (4)	神山町		阿野	神木	H21.05.20	310	H21.05.20	311	
II-5326	自然斜面	東代次 (1)	神山町		阿野	東代次	H30.01.26	43	H30.01.26	44	

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置				土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒区 域名 ※
			市町村	旧 市 町 村	町・字	小字	警戒区域		特別警戒区域		
							指定 年月日	番 号	指定 年月日	番 号	
II-5327	自然斜面	東代次 (2)	神山町		阿野	東代次					
II-5328	自然斜面	長代 (2)	神山町		阿野	長代	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5329	自然斜面	長代 (3)	神山町		阿野	長代	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5330	自然斜面	船底 (2)	神山町		阿野	船底	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5331	自然斜面	船底 (3)	神山町		阿野	船底	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5332	自然斜面	船底 (4)	神山町		阿野	船底	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5333	自然斜面	船底 (5)	神山町		阿野	船底	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5334	自然斜面	船底 (6)	神山町		阿野	船底	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5335	自然斜面	船底 (7)	神山町		阿野	船底	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5336	自然斜面	黒木 (1)	神山町		阿野	黒木	R01.09.24	396	R01.09.24	398	船底(8)
II-5337	自然斜面	黒木 (2)	神山町		阿野	黒木	R01.09.24	396	R01.09.24	398	船底(9)
II-5338	自然斜面	黒木 (3)	神山町		阿野	黒木	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5339	自然斜面	白嶽 (2)	神山町		阿野	白嶽	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5340	自然斜面	白嶽 (3)	神山町		阿野	白嶽	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5341	自然斜面	白嶽 (4)	神山町		阿野	白嶽					
II-5342	自然斜面	白嶽 (5)	神山町		阿野	白嶽	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5343	自然斜面	広野 (2)	神山町		阿野	広野	H23.03.24	168	H23.03.24	170	
II-5344	自然斜面	雨返 (1)	神山町		阿野	雨返	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5345	自然斜面	雨返 (2)	神山町		阿野	雨返	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5346	自然斜面	名田河 (2)	神山町		阿野	名田河					
II-5347	自然斜面	名田河 (3)	神山町		阿野	名田河	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5348	自然斜面	名田河 (4)	神山町		阿野	名田河					
II-5349	自然斜面	大地 (2)	神山町		阿野	大地	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5350	自然斜面	大地 (3)	神山町		阿野	大地	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5351	自然斜面	大地 (4)	神山町		阿野	大地	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5352	自然斜面	大地 (5)	神山町		阿野	大地	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5353	自然斜面	大地 (6)	神山町		阿野	大地	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5354	自然斜面	柵野 (2)	神山町		阿野	柵野	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5355	自然斜面	地野々 (2)	神山町		阿野	地野々	H23.03.24	168	H23.03.24	170	
II-5356	自然斜面	地野々 (3)	神山町		阿野	地野々	H23.03.24	168	H23.03.24	170	
II-5357	自然斜面	橘谷 (2)	神山町		阿野	橘谷	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5358	自然斜面	橘谷 (3)	神山町		阿野	橘谷	H26.03.28	202	H26.03.28	203	
II-5359	自然斜面	橘谷 (4)	神山町		阿野	橘谷	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5360	自然斜面	馬地 (3)	神山町		阿野	馬地	H26.03.28	202	H26.03.28	203	
II-5361	自然斜面	馬地 (4)	神山町		阿野	馬地	H26.03.28	202	H26.03.28	203	
II-5362	自然斜面	馬地 (5)	神山町		阿野	馬地	H26.03.28	202	H26.03.28	203	
II-5363	自然斜面	馬地 (6)	神山町		阿野	馬地	H26.03.28	202	H26.03.28	203	
II-5364	自然斜面	北養瀬 (2)	神山町		阿野	北養瀬	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5365	自然斜面	北養瀬 (3)	神山町		阿野	北養瀬	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5366	自然斜面	南養瀬 (2)	神山町		阿野	南養瀬	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5367	自然斜面	南養瀬 (3)	神山町		阿野	南養瀬	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5368	自然斜面	南養瀬 (4)	神山町		阿野	南養瀬					
II-5369	自然斜面	南養瀬 (5)	神山町		阿野	南養瀬	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5370	自然斜面	須賀 (2)	神山町		阿野	須賀	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5371	自然斜面	須賀 (3)	神山町		阿野	須賀	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5372	自然斜面	須賀 (4)	神山町		阿野	須賀	R01.09.24	396	R01.09.24	398	

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置				土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒区 域名 ※
			市町村	旧 市 町 村	町・字	小字	警戒区域		特別警戒区域		
							指定 年月日	番 号	指定 年月日	番 号	
II-5373	自然斜面	須賀 (5)	神山町		阿野	須賀	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5374	自然斜面	駒坂 (2)	神山町		阿野	駒坂	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5375	自然斜面	駒坂 (3)	神山町		阿野	駒坂	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5376	自然斜面	駒坂 (4)	神山町		阿野	駒坂	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5377	自然斜面	石堂 (1)	神山町		阿野	石堂	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5378	自然斜面	石堂 (2)	神山町		阿野	石堂	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5379	自然斜面	宇度木 (1)	神山町		阿野	宇度木	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5380	自然斜面	宇度木 (2)	神山町		阿野	宇度木	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5381	自然斜面	宇度木 (3)	神山町		阿野	宇度木	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5382	自然斜面	宇度木 (4)	神山町		阿野	宇度木	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5383	自然斜面	広石 (2)	神山町		阿野	広石	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5384	自然斜面	広石 (3)	神山町		阿野	広石	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5385	自然斜面	広石 (4)	神山町		阿野	広石	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5386	自然斜面	松尾 (3)	神山町		阿野	松尾	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5387	自然斜面	松尾 (4)	神山町		阿野	松尾	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5388	自然斜面	松尾 (5)	神山町		阿野	松尾	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5389	自然斜面	松尾 (6)	神山町		阿野	松尾	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5390	自然斜面	松尾 (7)	神山町		阿野	松尾	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5391	自然斜面	松尾 (8)	神山町		阿野	松尾	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5392	自然斜面	松尾 (9)	神山町		阿野	松尾	H30.01.26	43	H30.01.26	44	二ノ宮②
II-5393	自然斜面	松尾 (10)	神山町		阿野	松尾	H30.01.26	43	H30.01.26	44	二ノ宮③
II-5394	自然斜面	松尾 (11)	神山町		阿野	松尾	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5395	自然斜面	代次 (1)	神山町		阿野	代次	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5396	自然斜面	代次 (2)	神山町		阿野	代次	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5397	自然斜面	代次 (3)	神山町		阿野	代次	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5398	自然斜面	代次 (4)	神山町		阿野	代次	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5399	自然斜面	二ノ宮	神山町		阿野	二ノ宮	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5400	自然斜面	日浦 (2)	神山町		阿野	日浦	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5401	自然斜面	日浦 (3)	神山町		阿野	日浦	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5402	自然斜面	府中 (2)	神山町		阿野	府中	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5403	自然斜面	府中 (3)	神山町		阿野	府中	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5404	自然斜面	府中 (4)	神山町		阿野	府中	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5405	自然斜面	府中 (5)	神山町		阿野	府中	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5406	自然斜面	上河内 (1)	神山町		阿野	上河内	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5407	自然斜面	上河内 (2)	神山町		阿野	上河内	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5408	自然斜面	上河内 (3)	神山町		阿野	上河内	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5409	自然斜面	上河内 (4)	神山町		阿野	上河内	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5410	自然斜面	上河内 (5)	神山町		阿野	上河内	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5411	自然斜面	宮分 (3)	神山町		阿野	宮分	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5412	自然斜面	宮分 (4)	神山町		阿野	宮分	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5413	自然斜面	宮分 (5)	神山町		阿野	宮分	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5414	自然斜面	宮分 (6)	神山町		阿野	宮分	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5415	自然斜面	宮分 (7)	神山町		阿野	宮分	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5416	自然斜面	宮分 (8)	神山町		阿野	宮分	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5417	自然斜面	宮分 (9)	神山町		阿野	宮分	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5418	自然斜面	宮分 (10)	神山町		阿野	宮分	H30.01.26	43	H30.01.26	44	

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置				土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒区 域名 ※
			市町村	旧 市 町 村	町・字	小字	警戒区域		特別警戒区域		
							指定 年月日	番 号	指定 年月日	番 号	
II-5419	自然斜面	名ヶ平 (1)	神山町		上分	名ヶ平	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5420	自然斜面	名ヶ平 (2)	神山町		上分	名ヶ平					
II-5421	自然斜面	名ヶ平 (3)	神山町		上分	名ヶ平	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5422	自然斜面	名ヶ平 (4)	神山町		上分	名ヶ平	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5423	自然斜面	名ヶ平 (5)	神山町		上分	名ヶ平	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5424	自然斜面	名ヶ平 (6)	神山町		上分	名ヶ平	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5425	自然斜面	名ヶ平 (7)	神山町		上分	名ヶ平	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5426	自然斜面	西ノ名 (1)	神山町		上分	西ノ名	H28.03.31	230	H28.03.31	231	
II-5427	自然斜面	西ノ名 (2)	神山町		上分	西ノ名	H28.03.31	230	H28.03.31	231	川又西②
II-5428	自然斜面	西ノ名 (3)	神山町		上分	西ノ名	H28.03.31	230	H28.03.31	231	
II-5429	自然斜面	西ノ名 (4)	神山町		上分	西ノ名	H28.03.31	230	H28.03.31	231	
II-5430	自然斜面	西ノ名 (5)	神山町		上分	西ノ名	H28.03.31	230	H28.03.31	231	
II-5431	自然斜面	本根川 (1)	神山町		上分	本根川	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5432	自然斜面	本根川 (2)	神山町		上分	本根川	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5433	自然斜面	本根川 (3)	神山町		上分	本根川	H30.01.26	43	H30.01.26	44	府殿(4)
II-5434	自然斜面	本根川 (4)	神山町		上分	本根川	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5435	自然斜面	本根川 (5)	神山町		上分	本根川	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5436	自然斜面	府殿 (1)	神山町		上分	府殿	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5437	自然斜面	府殿 (2)	神山町		上分	府殿	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5438	自然斜面	府殿 (3)	神山町		上分	府殿	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5439	自然斜面	府殿 (4)	神山町		上分	府殿	H30.01.26	43	H30.01.26	44	殿宮(14)
II-5440	自然斜面	府殿 (5)	神山町		上分	府殿	H30.01.26	43	H30.01.26	44	殿宮(15)
II-5441	自然斜面	殿宮 (1)	神山町		上分	殿宮	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5442	自然斜面	殿宮 (2)	神山町		上分	殿宮	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5443	自然斜面	殿宮 (3)	神山町		上分	殿宮	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5444	自然斜面	殿宮 (4)	神山町		上分	殿宮	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5445	自然斜面	殿宮 (5)	神山町		上分	殿宮	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5446	自然斜面	殿宮 (6)	神山町		上分	殿宮	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5447	自然斜面	殿宮 (7)	神山町		上分	殿宮	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5448	自然斜面	殿宮 (8)	神山町		上分	殿宮	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5449	自然斜面	殿宮 (9)	神山町		上分	殿宮	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5450	自然斜面	殿宮 (10)	神山町		上分	殿宮	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5451	自然斜面	殿宮 (11)	神山町		上分	殿宮	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5452	自然斜面	殿宮 (12)	神山町		上分	殿宮	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5453	自然斜面	殿宮 (13)	神山町		上分	殿宮	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5454	自然斜面	一字夫 (2)	神山町		上分	一字夫	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5455	自然斜面	一字夫 (3)	神山町		上分	一字夫	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5456	自然斜面	一字夫 (4)	神山町		上分	一字夫	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5457	自然斜面	石本 (1)	神山町		上分	石本	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5458	自然斜面	石本 (2)	神山町		上分	石本	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5459	自然斜面	石本 (3)	神山町		上分	石本					
II-5460	自然斜面	江島 (2)	神山町		上分	江島	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5461	自然斜面	江島 (3)	神山町		上分	江島	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5462	自然斜面	江島 (4)	神山町		上分	江島	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5463	自然斜面	江島 (5)	神山町		上分	江島					
II-5464	自然斜面	江島 (6)	神山町		上分	江島	H31.03.25	171	H31.03.25	172	

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置				土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒区 域名 ※
			市町村	旧 市 町 村	町・字	小字	警戒区域		特別警戒区域		
							指定 年月目	番 号	指定 年月目	番 号	
II-5465	自然斜面	江畠 (7)	神山町		上分	江畠	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5466	自然斜面	江畠 (8)	神山町		上分	江畠	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5467	自然斜面	入手 (11)	神山町		上分	入手	H31.03.25	171	H31.03.25	172	江畠(9)
II-5468	自然斜面	入手 (1)	神山町		上分	入手	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5469	自然斜面	入手 (2)	神山町		上分	入手	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5470	自然斜面	入手 (3)	神山町		上分	入手	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5471	自然斜面	入手 (4)	神山町		上分	入手	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5472	自然斜面	入手 (5)	神山町		上分	入手	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5473	自然斜面	入手 (6)	神山町		上分	入手					
II-5474	自然斜面	入手 (7)	神山町		上分	入手	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5475	自然斜面	入手 (8)	神山町		上分	入手	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5476	自然斜面	入手 (9)	神山町		上分	入手	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5477	自然斜面	入手 (10)	神山町		上分	入手	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5478	自然斜面	柿道 (1)	神山町		上分	柿道					
II-5479	自然斜面	柿道 (2)	神山町		上分	柿道	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5480	自然斜面	坂丸 (1)	神山町		上分	坂丸	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5481	自然斜面	坂丸 (2)	神山町		上分	坂丸					
II-5482	自然斜面	坂丸 (3)	神山町		上分	坂丸					
II-5483	自然斜面	坂丸 (4)	神山町		上分	坂丸	R03.03.23	211	R03.03.23	213	
II-5484	自然斜面	名 (1)	神山町		上分	名	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5485	自然斜面	名 (2)	神山町		上分	名	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5486	自然斜面	名 (3)	神山町		上分	名	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5487	自然斜面	名 (4)	神山町		上分	名	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5488	自然斜面	名 (5)	神山町		上分	名	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5489	自然斜面	西久地 (2)	神山町		上分	西久地	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5490	自然斜面	西久地 (3)	神山町		上分	西久地	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5491	自然斜面	大中尾 (1)	神山町		上分	大中尾	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5492	自然斜面	大中尾 (2)	神山町		上分	大中尾	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5493	自然斜面	大中尾 (3)	神山町		上分	大中尾	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5494	自然斜面	大中尾 (4)	神山町		上分	大中尾	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5495	自然斜面	大中尾 (5)	神山町		上分	大中尾	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5496	自然斜面	大中尾 (6)	神山町		上分	大中尾	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5497	自然斜面	大中尾 (7)	神山町		上分	大中尾	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5498	自然斜面	大中尾 (8)	神山町		上分	大中尾	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5499	自然斜面	大中尾 (9)	神山町		上分	大中尾					
II-5500	自然斜面	大中尾 (10)	神山町		上分	大中尾	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5501	自然斜面	大中尾 (11)	神山町		上分	大中尾	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5502	自然斜面	大中尾 (12)	神山町		上分	大中尾	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5503	自然斜面	大中尾 (13)	神山町		上分	大中尾	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5504	自然斜面	大中尾 (14)	神山町		上分	大中尾	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5505	自然斜面	大中尾 (15)	神山町		上分	大中尾	H31.03.25	171	H31.03.25	172	中津(9)
II-5506	自然斜面	中津 (3)	神山町		上分	中津	H31.03.25	171	H31.03.25	172	中津(8)
II-5507	自然斜面	金泉 (1)	神山町		上分	金泉	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5508	自然斜面	金泉 (2)	神山町		上分	金泉	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5509	自然斜面	金泉 (3)	神山町		上分	金泉	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5510	自然斜面	金泉 (4)	神山町		上分	金泉	H31.03.25	171	H31.03.25	172	

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置				土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒区 域名 ※
			市町村	旧 市 町 村	町・字	小字	警戒区域		特別警戒区域		
							指定 年月日	番 号	指定 年月日	番 号	
II-5511	自然斜面	金泉 (5)	神山町		上分	金泉	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5512	自然斜面	金泉 (6)	神山町		上分	金泉	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5513	自然斜面	金泉 (7)	神山町		上分	金泉	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5514	自然斜面	金泉 (8)	神山町		上分	金泉	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5515	自然斜面	金泉 (9)	神山町		上分	金泉	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5516	自然斜面	金泉 (10)	神山町		上分	金泉	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5517	自然斜面	金泉 (11)	神山町		上分	金泉	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5518	自然斜面	金泉 (12)	神山町		上分	金泉	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5519	自然斜面	有懸 (1)	神山町		上分	有懸	H28.03.31	230	H28.03.31	231	
II-5520	自然斜面	有懸 (2)	神山町		上分	有懸	H28.03.31	230	H28.03.31	231	川又南⑤
II-5521	自然斜面	川又南 (1)	神山町		上分	川又南	H28.03.31	230	H28.03.31	231	
II-5522	自然斜面	川又南 (2)	神山町		上分	川又南	H28.03.31	230	H28.03.31	231	
II-5523	自然斜面	川又南 (3)	神山町		上分	川又南	H28.03.31	230	H28.03.31	231	
II-5524	自然斜面	川又南 (4)	神山町		上分	川又南	H28.03.31	230	H28.03.31	231	
II-5525	自然斜面	川又西	神山町		上分	川又	H28.03.31	230	H28.03.31	231	
II-5526	自然斜面	川又 (2)	神山町		上分	川又	H28.03.31	230	H28.03.31	231	
II-5527	自然斜面	川又 (3)	神山町		上分	川又	H28.03.31	230	H28.03.31	231	
II-5528	自然斜面	江田 (2)	神山町		上分	江田	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5529	自然斜面	江田 (3)	神山町		上分	江田	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5530	自然斜面	江田 (4)	神山町		上分	江田	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5531	自然斜面	江田 (5)	神山町		上分	江田	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5532	自然斜面	江田 (6)	神山町		上分	江田	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5533	自然斜面	江田 (7)	神山町		上分	江田	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5534	自然斜面	江田 (8)	神山町		上分	江田	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5535	自然斜面	江田 (9)	神山町		上分	江田	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5536	自然斜面	江田 (10)	神山町		上分	江田	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5537	自然斜面	江田 (11)	神山町		上分	江田	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5538	自然斜面	江田 (12)	神山町		上分	江田	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5539	自然斜面	中峯 (1)	神山町		上分	中峯	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5540	自然斜面	中峯 (2)	神山町		上分	中峯	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5541	自然斜面	中峯 (3)	神山町		上分	中峯	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5542	自然斜面	立岩 (1)	神山町		上分	立岩	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5543	自然斜面	立岩 (2)	神山町		上分	立岩	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5544	自然斜面	立岩 (3)	神山町		上分	立岩	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5545	自然斜面	立岩 (4)	神山町		上分	立岩	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5546	自然斜面	拝府	神山町		上分	拝府	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5547	自然斜面	竹平	神山町		上分	竹平	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5548	自然斜面	名本 (1)	神山町		下分	名本	H28.03.31	230	H28.03.31	231	
II-5549	自然斜面	名本 (2)	神山町		下分	名本	H28.03.31	230	H28.03.31	231	
II-5550	自然斜面	中谷 (1)	神山町		下分	中谷	H28.03.31	230	H28.03.31	231	
II-5551	自然斜面	中谷 (2)	神山町		下分	中谷	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5552	自然斜面	中谷 (3)	神山町		下分	中谷	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5553	自然斜面	中谷 (4)	神山町		下分	中谷	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5554	自然斜面	中谷 (5)	神山町		下分	中谷	H28.03.31	230	H28.03.31	231	
II-5555	自然斜面	中谷 (6)	神山町		下分	中谷	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5556	自然斜面	大久保 (1)	神山町		下分	大久保	R01.09.24	396	R01.09.24	398	



箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置				土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒区 域名 ※
			市町村	旧 市 町 村	町・字	小字	警戒区域		特別警戒区域		
							指定 年月日	番 号	指定 年月日	番 号	
II-5557	自然斜面	大久保 (2)	神山町		下分	大久保	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5558	自然斜面	大久保 (3)	神山町		下分	大久保	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5559	自然斜面	門屋	神山町		下分	門屋	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5560	自然斜面	西大戸	神山町		下分	西大戸	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5561	自然斜面	中喜来 (1)	神山町		下分	中喜来	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5562	自然斜面	中喜来 (2)	神山町		下分	中喜来	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5563	自然斜面	焼山 (1)	神山町		下分	焼山	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5564	自然斜面	焼山 (2)	神山町		下分	焼山	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5565	自然斜面	焼山 (3)	神山町		下分	焼山	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5566	自然斜面	長野 (1)	神山町		下分	長野	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5567	自然斜面	長野 (2)	神山町		下分	長野	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5568	自然斜面	長野 (3)	神山町		下分	長野					
II-5569	自然斜面	長野 (4)	神山町		下分	長野					
II-5570	自然斜面	蔭	神山町		下分	蔭	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5571	自然斜面	下喜来 (1)	神山町		下分	下喜来	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5572	自然斜面	下喜来 (2)	神山町		下分	下喜来	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5573	自然斜面	下喜来 (3)	神山町		下分	下喜来	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5574	自然斜面	下喜来 (4)	神山町		下分	下喜来	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5575	自然斜面	下喜来 (5)	神山町		下分	下喜来	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5576	自然斜面	下喜来 (6)	神山町		下分	下喜来	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5577	自然斜面	下喜来 (7)	神山町		下分	下喜来	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5578	自然斜面	下喜来 (8)	神山町		下分	下喜来	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5579	自然斜面	下喜来 (9)	神山町		下分	下喜来	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5580	自然斜面	釘貫	神山町		下分	釘貫	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5581	自然斜面	右左内 (3)	神山町		下分	右左内	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5582	自然斜面	右左内 (4)	神山町		下分	右左内	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5583	自然斜面	右左内 (5)	神山町		下分	右左内	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5584	自然斜面	左右山 (6)	神山町		下分	左右山	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5585	自然斜面	左右山 (7)	神山町		下分	左右山	H21.03.02	131	H21.03.02	134	
II-5586	自然斜面	左右山 (8)	神山町		下分	左右山	H21.03.02	131	H21.03.02	134	左右山(2)
II-5587	自然斜面	城川内 (1)	神山町		下分	城川内	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5588	自然斜面	城川内 (2)	神山町		下分	城川内	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5589	自然斜面	城川内 (3)	神山町		下分	城川内	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5590	自然斜面	松坂 (1)	神山町		下分	松坂	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5591	自然斜面	松坂 (2)	神山町		下分	松坂	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5592	自然斜面	庄部 (1)	神山町		下分	庄部	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5593	自然斜面	庄部 (2)	神山町		下分	庄部	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5594	自然斜面	庄部 (3)	神山町		下分	庄部	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5595	自然斜面	鍋岩 (4)	神山町		下分	鍋岩	H23.03.24	168	H23.03.24	170	
II-5596	自然斜面	鍋岩 (5)	神山町		下分	鍋岩	H23.03.24	168	H23.03.24	170	
II-5597	自然斜面	鍋岩 (6)	神山町		下分	鍋岩	H23.03.24	168	H23.03.24	170	
II-5598	自然斜面	鍋岩 (7)	神山町		下分	鍋岩	H23.03.24	168	H23.03.24	170	
II-5599	自然斜面	鍋岩 (8)	神山町		下分	鍋岩	H23.03.24	168	H23.03.24	170	
II-5600	自然斜面	鍋岩 (9)	神山町		下分	鍋岩	H23.03.24	168	H23.03.24	170	
II-5601	自然斜面	鍋岩 (10)	神山町		下分	鍋岩	H23.03.24	168	H23.03.24	170	
II-5602	自然斜面	地中 (1)	神山町		下分	地中	R01.09.24	396	R01.09.24	398	

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置				土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒区 域名 ※
			市町村	旧 市 町 村	町・字	小字	警戒区域		特別警戒区域		
							指定 年月日	番 号	指定 年月日	番 号	
II-5603	自然斜面	地中 (2)	神山町		下分	地中	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5604	自然斜面	地中 (3)	神山町		下分	地中	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5605	自然斜面	地中 (4)	神山町		下分	地中	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5606	自然斜面	地中 (5)	神山町		下分	地中	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5607	自然斜面	馬地	神山町		下分	馬地	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5608	自然斜面	三ツ木 (2)	神山町		下分	三ツ木	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5609	自然斜面	三ツ木 (3)	神山町		下分	三ツ木	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5610	自然斜面	三ツ木 (4)	神山町		下分	三ツ木	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5611	自然斜面	今井 (3)	神山町		下分	今井	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5612	自然斜面	今井 (4)	神山町		下分	今井	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5613	自然斜面	今井 (5)	神山町		下分	今井	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5614	自然斜面	南峯 (1)	神山町		下分	南峯	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5615	自然斜面	南峯 (2)	神山町		下分	南峯	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5616	自然斜面	南峯 (3)	神山町		下分	南峯	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5617	自然斜面	横倉 (4)	神山町		下分	横倉	R01.09.24	396	R01.09.24	398	南峯(4)
II-5618	自然斜面	横倉 (5)	神山町		下分	横倉	R01.09.24	396	R01.09.24	398	南峯(5)
II-5619	自然斜面	横倉 (6)	神山町		下分	横倉	R01.09.24	396	R01.09.24	398	南峯(6)
II-5620	自然斜面	黒口 (1)	神山町		下分	黒口	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5621	自然斜面	黒口 (2)	神山町		下分	黒口	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5622	自然斜面	黒口 (3)	神山町		下分	黒口	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5623	自然斜面	黒口 (4)	神山町		下分	黒口	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5624	自然斜面	北中稲原	神山町		下分	北中稲原	H21.03.02	131	H21.03.02	134	
II-5625	自然斜面	栗生野 (1)	神山町		下分	栗生野					
II-5626	自然斜面	栗生野 (2)	神山町		下分	栗生野	H29.05.23	294	H29.05.23	295	
II-5627	自然斜面	栗生野 (3)	神山町		下分	栗生野	H29.05.23	294	H29.05.23	295	
II-5628	自然斜面	栗生野 (4)	神山町		下分	栗生野	H29.05.23	294	H29.05.23	295	
II-5629	自然斜面	地野 (2)	神山町		下分	地野	H29.05.23	294	H29.05.23	295	
II-5630	自然斜面	谷口 (2)	神山町		下分	谷口					
II-5631	自然斜面	西寺 (2)	神山町		下分	西寺	H21.03.02	131	H21.03.02	134	
II-5632	自然斜面	松ノ本	神山町		下分	松ノ本	H29.05.23	294	H29.05.23	295	
II-5633	自然斜面	西稲原 (1)	神山町		下分	西稲原	H21.03.02	131	H21.03.02	134	
II-5634	自然斜面	西稲原 (2)	神山町		下分	西稲原	H21.03.02	131	H21.03.02	134	西稲原(1)
II-5635	自然斜面	南山 (1)	神山町		下分	南山	H29.05.23	294	H29.05.23	295	
II-5636	自然斜面	南山 (2)	神山町		下分	南山	H29.05.23	294	H29.05.23	295	
II-5637	自然斜面	矢内	神山町		下分	矢内	H21.03.02	131	H21.03.02	134	
II-5638	自然斜面	上中内 (1)	神山町		下分	上中内	R01.09.24	396	R01.09.24	398	下中内(1)
II-5639	自然斜面	上中内 (2)	神山町		下分	上中内	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5640	自然斜面	上中内 (3)	神山町		下分	上中内	R01.09.24	396	R01.09.24	398	下中内(2)
II-5641	自然斜面	竹平 (1)	神山町		下分	竹平	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5642	自然斜面	竹平 (2)	神山町		下分	竹平	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5643	自然斜面	竹平 (3)	神山町		下分	竹平	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5644	自然斜面	暮石 (1)	神山町		下分	暮石	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5645	自然斜面	暮石 (2)	神山町		下分	暮石	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5646	自然斜面	暮石 (3)	神山町		下分	暮石	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5647	自然斜面	暮石 (4)	神山町		下分	暮石	R01.09.24	396	R01.09.24	398	

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置				土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒区 域名 ※
			市町村	旧 市 町 村	町・字	小字	警戒区域		特別警戒区域		
							指定 年月日	番 号	指定 年月日	番 号	
II-5648	自然斜面	暮石 (5)	神山町		下分	暮石	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5649	自然斜面	暮石 (6)	神山町		下分	暮石	R01.09.24	396	R01.09.24	398	榎谷・ 拜府
II-5650	自然斜面	宇井 (1)	神山町		下分	宇井	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5651	自然斜面	宇井 (2)	神山町		下分	宇井	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5652	自然斜面	宇井 (3)	神山町		下分	宇井	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5653	自然斜面	京地 (2)	神山町		下分	京地	H29.05.23	294	H29.05.23	295	
II-5654	自然斜面	京地 (3)	神山町		下分	京地	H29.05.23	294	H29.05.23	295	
II-5655	自然斜面	京地 (4)	神山町		下分	京地	H29.05.23	294	H29.05.23	295	
II-5656	自然斜面	東青井夫 (1)	神山町		神領	東青井 夫	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5657	自然斜面	東青井夫 (2)	神山町		神領	東青井 夫	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5658	自然斜面	東青井夫 (3)	神山町		神領	東青井 夫	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5659	自然斜面	東青井夫 (4)	神山町		神領	東青井 夫	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5660	自然斜面	東青井夫 (5)	神山町		神領	東青井 夫	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5661	自然斜面	東青井夫 (6)	神山町		神領	東青井 夫	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5662	自然斜面	東青井夫 (7)	神山町		神領	東青井 夫	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5663	自然斜面	東青井夫 (8)	神山町		神領	東青井 夫	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5664	自然斜面	東青井夫 (9)	神山町		神領	東青井 夫	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5665	自然斜面	東青井夫 (10)	神山町		神領	東青井 夫	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5666	自然斜面	西青井夫	神山町		神領	西青井 夫	H31.03.25	171	H31.03.25	172	東青井 夫(11)
II-5667	自然斜面	北上角 (3)	神山町		神領	北上角	H28.03.31	230	H28.03.31	231	
II-5668	自然斜面	北上角 (4)	神山町		神領	北上角	H28.03.31	230	H28.03.31	231	
II-5669	自然斜面	北上角 (5)	神山町		神領	北上角	H28.03.31	230	H28.03.31	231	
II-5670	自然斜面	北上角 (6)	神山町		神領	北上角	H28.03.31	230	H28.03.31	231	
II-5671	自然斜面	北上角 (7)	神山町		神領	北上角	H28.03.31	230	H28.03.31	231	
II-5672	自然斜面	北上角 (8)	神山町		神領	北上角	H28.03.31	230	H28.03.31	231	
II-5673	自然斜面	北上角 (9)	神山町		神領	北上角	H28.03.31	230	H28.03.31	231	
II-5674	自然斜面	北上角 (10)	神山町		神領	北上角	H28.03.31	230	H28.03.31	231	本上角(2)
II-5675	自然斜面	北上角 (11)	神山町		神領	北上角	H28.03.31	230	H28.03.31	231	本上角(7)
II-5676	自然斜面	北上角 (12)	神山町		神領	北上角	H28.03.31	230	H28.03.31	231	
II-5677	自然斜面	北上角 (13)	神山町		神領	北上角	H28.03.31	230	H28.03.31	231	
II-5678	自然斜面	北上角 (14)	神山町		神領	北上角	H31.03.25	171	H31.03.25	172	西青井 夫(1)
II-5679	自然斜面	北上角 (15)	神山町		神領	北上角	H31.03.25	171	H31.03.25	172	西青井 夫(2)

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置				土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒区 域名 ※
			市町村	旧 市 町 村	町・字	小字	警戒区域		特別警戒区域		
							指定 年月日	番 号	指定 年月日	番 号	
II-5680	自然斜面	本上角 (3)	神山町		神領	本上角	H31.03.25	171	H31.03.25	172	西青井 夫(3)
II-5681	自然斜面	本上角 (4)	神山町		神領	本上角	H31.03.25	171	H31.03.25	172	西青井 夫(5)
II-5682	自然斜面	本上角 (5)	神山町		神領	本上角	H31.03.25	171	H31.03.25	172	西青井 夫(4)
II-5683	自然斜面	本上角 (6)	神山町		神領	本上角					
II-5684	自然斜面	西上角 (1)	神山町		神領	西上角	H26.03.28	202	H26.03.28	203	
II-5685	自然斜面	西上角 (2)	神山町		神領	西上角	H26.03.28	202	H26.03.28	203	
II-5686	自然斜面	南上角 (2)	神山町		神領	南上角	H28.03.31	230	H28.03.31	231	
II-5687	自然斜面	南上角 (3)	神山町		神領	南上角	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5688	自然斜面	本小野 (2)	神山町		神領	本小野	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5689	自然斜面	西小野(2)	神山町		神領	西小野	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5690	自然斜面	西小野(3)	神山町		神領	西小野	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
II-5691	自然斜面	中津 (2)	神山町		神領	中津	H26.03.28	202	H26.03.28	203	中津(5)
II-5692	自然斜面	中津 (3)	神山町		神領	中津	H26.03.28	202	H26.03.28	203	
II-5693	自然斜面	中津 (4)	神山町		神領	中津	H26.03.28	202	H26.03.28	203	
II-5694	自然斜面	西野間 (2)	神山町		神領	西野間	H29.05.23	294	H29.05.23	295	
II-5695	自然斜面	西野間 (3)	神山町		神領	西野間	H29.05.23	294	H29.05.23	295	
II-5696	自然斜面	東野間 (2)	神山町		神領	東野間	H26.03.28	202	H26.03.28	203	
II-5697	自然斜面	東野間 (3)	神山町		神領	東野間	H26.03.28	202	H26.03.28	203	
II-5698	自然斜面	東野間 (4)	神山町		神領	東野間	H26.03.28	202	H26.03.28	203	
II-5699	自然斜面	大埜地 (4)	神山町		神領	大埜地	H28.03.31	230	H28.03.31	231	
II-5700	自然斜面	大埜地 (5)	神山町		神領	大埜地	H28.03.31	230	H28.03.31	231	川北(2)
II-5701	自然斜面	大埜地 (6)	神山町		神領	大埜地	H28.03.31	230	H28.03.31	231	
II-5702	自然斜面	大埜地 (7)	神山町		神領	大埜地	H28.03.31	230	H28.03.31	231	
II-5703	自然斜面	大埜地 (8)	神山町		神領	大埜地	H28.03.31	230	H28.03.31	231	
II-5704	自然斜面	大埜地 (9)	神山町		神領	大埜地	H28.03.31	230	H28.03.31	231	
II-5705	自然斜面	東大久保 (1)	神山町		神領	東大久保	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5706	自然斜面	東大久保 (2)	神山町		神領	東大久保	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5707	自然斜面	東大久保 (3)	神山町		神領	東大久保	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5708	自然斜面	東大久保 (4)	神山町		神領	東大久保	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5709	自然斜面	高根	神山町		神領	高根	H31.03.25	171	H31.03.25	172	南上角(4)
II-5710	自然斜面	坂瀬川 (1)	神山町		鬼籠野	坂瀬川	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5711	自然斜面	坂瀬川 (2)	神山町		鬼籠野	坂瀬川	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5712	自然斜面	坂瀬川 (3)	神山町		鬼籠野	坂瀬川	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-5713	自然斜面	坂瀬川 (4)	神山町		鬼籠野	坂瀬川	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5714	自然斜面	坂瀬川 (5)	神山町		鬼籠野	坂瀬川	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5715	自然斜面	坂瀬川 (6)	神山町		鬼籠野	坂瀬川	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5716	自然斜面	坂瀬川 (7)	神山町		鬼籠野	坂瀬川	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5717	自然斜面	坂瀬川 (8)	神山町		鬼籠野	坂瀬川	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5718	自然斜面	坂瀬川 (9)	神山町		鬼籠野	坂瀬川	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5719	自然斜面	坂瀬川 (10)	神山町		鬼籠野	坂瀬川	H31.03.25	171	H31.03.25	172	

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置				土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒区 域名 ※
			市町村	旧 市 町 村	町・字	小字	警戒区域		特別警戒区域		
							指定 年月日	番 号	指定 年月日	番 号	
II-5720	自然斜面	日浦 (2)	神山町		鬼籠野	日浦	H31.03.25	171	H31.03.25	172	鬼籠野 日浦(2)
II-5721	自然斜面	日浦 (3)	神山町		鬼籠野	日浦					
II-5722	自然斜面	日浦 (4)	神山町		鬼籠野	日浦	H31.03.25	171	H31.03.25	172	鬼籠野 日浦(4)
II-5723	自然斜面	日浦 (5)	神山町		鬼籠野	日浦	H31.03.25	171	H31.03.25	172	鬼籠野 日浦(5)
II-5724	自然斜面	日浦 (6)	神山町		鬼籠野	日浦	H31.03.25	171	H31.03.25	172	鬼籠野 日浦(6)
II-5725	自然斜面	日浦 (7)	神山町		鬼籠野	日浦	H31.03.25	171	H31.03.25	172	鬼籠野 日浦(7)
II-5726	自然斜面	日浦 (8)	神山町		鬼籠野	日浦	H31.03.25	171	H31.03.25	172	鬼籠野 日浦(8)
II-5727	自然斜面	日浦 (9)	神山町		鬼籠野	日浦	H31.03.25	171	H31.03.25	172	鬼籠野 日浦(9)
II-5728	自然斜面	喜来 (2)	神山町		鬼籠野	喜来	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5729	自然斜面	喜来 (3)	神山町		鬼籠野	喜来	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5730	自然斜面	喜来 (4)	神山町		鬼籠野	喜来	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5731	自然斜面	喜来 (5)	神山町		鬼籠野	喜来	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5732	自然斜面	喜来 (6)	神山町		鬼籠野	喜来	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5733	自然斜面	喜来 (7)	神山町		鬼籠野	喜来	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5734	自然斜面	喜来 (8)	神山町		鬼籠野	喜来	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5735	自然斜面	喜来 (9)	神山町		鬼籠野	喜来	H31.03.25	171	H31.03.25	172	黒河(5)
II-5736	自然斜面	喜来 (10)	神山町		鬼籠野	喜来	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5737	自然斜面	喜来 (11)	神山町		鬼籠野	喜来	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5738	自然斜面	喜来 (12)	神山町		鬼籠野	喜来	H31.03.25	171	H31.03.25	172	黒河(6)
II-5739	自然斜面	喜来 (13)	神山町		鬼籠野	喜来	H31.03.25	171	H31.03.25	172	黒河(7)
II-5740	自然斜面	喜来 (14)	神山町		鬼籠野	喜来	H31.03.25	171	H31.03.25	172	黒河(8)
II-5741	自然斜面	喜来 (15)	神山町		鬼籠野	喜来	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5742	自然斜面	黒河 (1)	神山町		鬼籠野	黒河	H31.03.25	171	H31.03.25	172	坂瀬川 (11)
II-5743	自然斜面	黒河 (2)	神山町		鬼籠野	黒河	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5744	自然斜面	黒河 (3)	神山町		鬼籠野	黒河	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5745	自然斜面	黒河 (4)	神山町		鬼籠野	黒河	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5746	自然斜面	川東	神山町		鬼籠野	川東	H31.03.25	171	H31.03.25	172	川東(2)
II-5747	自然斜面	久保	神山町		鬼籠野	久保	H31.03.25	171	H31.03.25	172	川東(3)
II-5748	自然斜面	西分 (2)	神山町		鬼籠野	西分	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5749	自然斜面	西分 (3)	神山町		鬼籠野	西分	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5750	自然斜面	西分 (4)	神山町		鬼籠野	西分					
II-5751	自然斜面	西分 (5)	神山町		鬼籠野	西分	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5752	自然斜面	西分 (6)	神山町		鬼籠野	西分					
II-5753	自然斜面	西分 (7)	神山町		鬼籠野	西分	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5754	自然斜面	西分 (8)	神山町		鬼籠野	西分	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5755	自然斜面	西分 (9)	神山町		鬼籠野	西分	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5756	自然斜面	西分 (10)	神山町		鬼籠野	西分	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5757	自然斜面	中分 (1)	神山町		鬼籠野	中分	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5758	自然斜面	中分 (2)	神山町		鬼籠野	中分					

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置				土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒区 域名 ※
			市町村	旧 市 町 村	町・字	小字	警戒区域		特別警戒区域		
							指定 年月日	番 号	指定 年月日	番 号	
II-5759	自然斜面	阿保坂 (1)	神山町		鬼籠野	阿保坂	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5760	自然斜面	阿保坂 (2)	神山町		鬼籠野	阿保坂	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5761	自然斜面	阿保坂 (3)	神山町		鬼籠野	阿保坂	H31.03.25	171			
II-5762	自然斜面	阿保坂 (4)	神山町		鬼籠野	阿保坂					
II-5763	自然斜面	阿保坂 (5)	神山町		鬼籠野	阿保坂					
II-5764	自然斜面	阿保坂 (6)	神山町		鬼籠野	阿保坂	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5765	自然斜面	阿保坂 (7)	神山町		鬼籠野	阿保坂	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5766	自然斜面	阿保坂 (8)	神山町		鬼籠野	阿保坂	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5767	自然斜面	阿保坂 (9)	神山町		鬼籠野	阿保坂	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5768	自然斜面	阿保坂 (10)	神山町		鬼籠野	阿保坂	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5769	自然斜面	阿保坂 (11)	神山町		鬼籠野	阿保坂	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5770	自然斜面	元山 (1)	神山町		鬼籠野	元山	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5771	自然斜面	元山 (2)	神山町		鬼籠野	元山	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5772	自然斜面	元山 (3)	神山町		鬼籠野	元山	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5773	自然斜面	元山 (4)	神山町		鬼籠野	元山	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5774	自然斜面	元山 (5)	神山町		鬼籠野	元山	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5775	自然斜面	元山 (6)	神山町		鬼籠野	元山	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5776	自然斜面	元山 (7)	神山町		鬼籠野	元山	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5777	自然斜面	元山 (8)	神山町		鬼籠野	元山	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5778	自然斜面	元山 (9)	神山町		鬼籠野	元山	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5779	自然斜面	元山 (10)	神山町		鬼籠野	元山	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5780	自然斜面	元山 (11)	神山町		鬼籠野	元山	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5781	自然斜面	元山 (12)	神山町		鬼籠野	元山	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5782	自然斜面	元山 (13)	神山町		鬼籠野	元山					
II-5783	自然斜面	元山 (14)	神山町		鬼籠野	元山	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5784	自然斜面	中津川 (2)	神山町		鬼籠野	中津川	H31.03.25	171	H31.03.25	172	元山(15)
II-5785	自然斜面	中津川 (3)	神山町		鬼籠野	中津川					
II-5786	自然斜面	中津川 (4)	神山町		鬼籠野	中津川	H31.03.25	171	H31.03.25	172	中内(1)
II-5787	自然斜面	中津川 (5)	神山町		鬼籠野	中津川	H31.03.25	171	H31.03.25	172	中内(2)
II-5788	自然斜面	中津川 (6)	神山町		鬼籠野	中津川	H31.03.25	171	H31.03.25	172	中内(3)
II-5789	自然斜面	中津川 (7)	神山町		鬼籠野	中津川	H31.03.25	171	H31.03.25	172	中内(4)
II-5790	自然斜面	中津川 (8)	神山町		鬼籠野	中津川	H31.03.25	171	H31.03.25	172	中内(5)
II-5791	自然斜面	中津川 (9)	神山町		鬼籠野	中津川	H31.03.25	171	H31.03.25	172	中内(6)
II-5792	自然斜面	中津川 (10)	神山町		鬼籠野	中津川	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5793	自然斜面	中津川 (11)	神山町		鬼籠野	中津川	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5794	自然斜面	中津川 (12)	神山町		鬼籠野	中津川	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5795	自然斜面	小原 (1)	神山町		鬼籠野	小原	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5796	自然斜面	小原 (2)	神山町		鬼籠野	小原	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5797	自然斜面	一ノ坂 (2)	神山町		鬼籠野	一ノ坂	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5798	自然斜面	一ノ坂 (3)	神山町		鬼籠野	一ノ坂	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5799	自然斜面	一ノ坂 (4)	神山町		鬼籠野	一ノ坂	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5800	自然斜面	一ノ坂 (5)	神山町		鬼籠野	一ノ坂	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5801	自然斜面	一ノ坂 (6)	神山町		鬼籠野	一ノ坂	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5802	自然斜面	一ノ坂 (7)	神山町		鬼籠野	一ノ坂	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5803	自然斜面	一ノ坂 (8)	神山町		鬼籠野	一ノ坂	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5804	自然斜面	一ノ坂 (9)	神山町		鬼籠野	一ノ坂	H31.03.25	171	H31.03.25	172	

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置				土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒区 域名 ※
			市町村	旧 市 町 村	町・字	小字	警戒区域		特別警戒区域		
							指定 年月目	番 号	指定 年月目	番 号	
II-5805	自然斜面	一ノ坂 (10)	神山町		鬼籠野	一ノ坂	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5806	自然斜面	一ノ坂 (11)	神山町		鬼籠野	一ノ坂	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5807	自然斜面	一ノ坂 (12)	神山町		鬼籠野	一ノ坂	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5808	自然斜面	一ノ坂 (13)	神山町		鬼籠野	一ノ坂	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5809	自然斜面	一ノ坂 (14)	神山町		鬼籠野	一ノ坂	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5810	自然斜面	一ノ坂 (15)	神山町		鬼籠野	一ノ坂	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5811	自然斜面	一ノ坂 (16)	神山町		鬼籠野	一ノ坂	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5812	自然斜面	一ノ坂 (17)	神山町		鬼籠野	一ノ坂	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5813	自然斜面	一ノ坂 (18)	神山町		鬼籠野	一ノ坂	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5814	自然斜面	一ノ坂 (19)	神山町		鬼籠野	一ノ坂	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5815	自然斜面	一ノ坂 (20)	神山町		鬼籠野	一ノ坂	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5816	自然斜面	猪ノ頭 (1)	神山町		鬼籠野	猪ノ頭	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5817	自然斜面	猪ノ頭 (2)	神山町		鬼籠野	猪ノ頭	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5818	自然斜面	猪ノ頭 (3)	神山町		鬼籠野	猪ノ頭	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5819	自然斜面	猪ノ頭 (4)	神山町		鬼籠野	猪ノ頭	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5820	自然斜面	猪ノ頭 (5)	神山町		鬼籠野	猪ノ頭	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5821	自然斜面	猪ノ頭 (6)	神山町		鬼籠野	猪ノ頭	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5822	自然斜面	猪ノ頭 (7)	神山町		鬼籠野	猪ノ頭	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-5823	自然斜面	猪ノ頭 (8)	神山町		鬼籠野	猪ノ頭	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
II-7810	人工斜面	橘谷 (5)	神山町		阿野	橘谷	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
II-7811	人工斜面	北養瀬 (4)	神山町		阿野	北養瀬	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
計		547箇所									

※危険箇所名から区域名が変更となったもの

## 5 節 急傾斜地崩壊危険区域警戒雨量基準等

市町村地域防災計画においては、急傾斜地崩壊による災害を未然に防止するため応急措置の内容および実施すべき時期等について定めるものとし、必要に応じて県は市町村を支援する。

ア 実施すべき時期は、降雨量によることとするほか（下表の警戒態勢をとる場合の基準雨量例を参考にして、地域の特性を加味してあらかじめ別に定めておくものとする。）

イ 第1警戒態勢においては、危険区域内の警戒巡視、住民等に対する広報等を実施する。

ウ 第2警戒態勢においては、住民等に対して避難準備を行うよう広報する。ほか、必要に応じ、災害対策基本法第56条に規定する警告、同法第59条に規定する事前措置、同法第60条に規定する避難の指示等の処置を実施するものとする。

警戒体制をとる場合の基準雨量例

	前日までの連続雨量が100mm以上であった場合	前日までの連続雨量が40～100mmあった場合	前日までの降雨がない場合
第1警戒態勢	当日の日雨量が50mmを越えたとき	当日の日雨量が80mmを越えたとき	当日の日雨量が100mmを越えたとき
第2警戒態勢	当日の日雨量が50mmを越え、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が80mmをこえ、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が100mmをこえ、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき



## 6 節 土石流危険渓流一覧表

(土石流危険渓流 I)

令和 2 年 3 月 3 1 日

渓流 番号	渓流名			所在地			渓流概要		土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒区域名 ※
	水系名	河川名	渓流名	現市町 村名	旧市 町村名	町・字	渓 流 長 km	流 域 面 積 km <sup>2</sup>	警戒区域		特別警戒区域		
									指定年 月日	番 号	指定年 月日	番 号	
16003	吉野川	鮎食川	江島谷	神山町		江島	0.94	0.47	H1.03.25	171	H1.03.25	172	
16004	吉野川	北谷川	狩倉谷	神山町		名ヶ平	0.95	1.73	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
16006	吉野川	北谷川	中峰谷	神山町		西久地	1.08	0.66	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
16007	吉野川	鮎食川	かじや谷	神山町		川又西	0.87	0.29	H28.03.31	230	H28.03.31	231	
16008	吉野川	鮎食川	西の名谷	神山町		川又	1.20	0.54	H28.03.31	230	H28.03.31	231	
16009	吉野川	大中尾 谷川	南大中尾 谷	神山町		大中尾	1.63	1.06	H1.03.25	171	H1.03.25	172	
16015	吉野川	鮎食川	上分谷	神山町		上分	0.45	0.18	H28.03.31	230	H28.03.31	231	
16019	吉野川	喜来谷 川	中喜来南 谷	神山町		中喜来	0.67	0.30	R01.03.24	336	R01.03.24	338	中喜来南谷
16022	吉野川	鮎食川	水舟谷	神山町		東寺	1.68	1.82	H21.03.02	131	H21.03.02	134	
16023	吉野川	鮎食川	天ノ内谷	神山町		西稻原	2.55	1.06	H21.03.02	131	H21.03.02	134	矢ノ内谷
16024	吉野川	鮎食川	南山谷	神山町		東稻原	0.15	0.03	H21.03.02	131	—	—	
16029	吉野川	鮎食川	鍋岩谷	神山町		鍋岩	1.08	0.52	H23.03.24	168	H23.03.24	170	
16031	吉野川	鮎食川	馬地東谷	神山町		鍋岩	0.26	0.34	H23.03.24	168	H23.03.24	170	
16032	吉野川	鮎食川	高根谷	神山町		石堂	2.53	2.80	H23.05.23	294	H23.05.23	295	
16034	吉野川	鮎食川	吉良谷	神山町		西小野	0.30	0.47	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
16036	吉野川	鮎食川	泉口谷	神山町		東青井夫	0.15	0.02	H1.03.25	171	—	—	
16037	吉野川	鮎食川	東青井夫 谷	神山町		東青井夫	0.11	0.01	H1.03.25	171	H1.03.25	172	
16039	吉野川	広石谷 川	石堂北谷	神山町		広石	0.40	0.45	R01.03.24	336	R01.03.24	338	
16041	吉野川	鬼籠野 谷川	谷奥谷	神山町		中分	0.28	0.14	H1.03.25	171	H1.03.25	172	
16045	吉野川	鬼籠野 谷川	馬地南谷	神山町		馬地	0.73	0.15	H26.03.28	202	H26.03.28	203	
16046	吉野川	鬼籠野 谷川	橘谷	神山町		橘谷	0.61	0.36	H18.07.04	780	H26.03.28	203	

溪流 番号	溪流名			所在地			溪流概要		土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒区域名 ※
	水系名	河川名	溪流名	現市町 村名	旧市 町村名	町・字	溪流 長 km	流域 面積 km <sup>2</sup>	警戒区域		特別警戒区域		
									指定年 月日	番号	指定年 月日	番号	
16048	吉野川	大地谷 川	一ノ坂中 央谷	神山町		一ノ坂	0.12	0.05	H1.03.25	171	H1.03.25	172	
16050	吉野川	大地谷 川	名田河谷	神山町		名田阿	0.53	0.43	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
16051	吉野川	鮎喰川	雨返谷	神山町		河口	0.16	0.03	H23.03.24	168	H23.03.24	170	
16052	吉野川	鮎喰川	五反地谷	神山町		五反地	0.11	0.08	H30.01.26	43	H26.03.28	44	
16056	吉野川	鮎喰川	方子谷	神山町		方子	0.60	0.22	R01.09.24	396	—	—	
16057	吉野川	鮎喰川	石舟谷	神山町		南行者野	0.10	0.03	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
16058	吉野川	鮎喰川	齒ノ辻谷	神山町		齒ノ辻	0.12	0.02	R01.09.24	396	R01.09.24	398	
計	28箇所												

※危険箇所名から区域名が変更となったもの

## (土石流危険渓流Ⅱ)

令和2年3月31日

渓流 番号	渓流名			所在地			渓流概要		土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒区域 名※
	水系名	河川名	渓流名	現市町 村名	旧市 町村 名	町・宇	渓 流 長 km	流 域 面 積 km <sup>2</sup>	警戒区域		特別警戒区域		
									指定年 月日	番 号	指定年 月日	番 号	
26001	吉野川	鮎喰川	府殿谷	神山町		府殿	0.79	1.51	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
26002	吉野川	鮎喰川	勘場谷	神山町		府殿	0.59	0.15	H30.01.26	43	H30.01.26	44	倉木谷
26005	吉野川	北谷川	経の坂谷	神山町		名ケ平	0.95	0.93	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
26010	吉野川	大中尾 谷川	西岳人の 森谷	神山町		大中尾	0.75	0.39	H31.03.25	171	H31.03.25	172	大中尾谷
26011	吉野川	江田谷 川	江田一号 谷	神山町		江田	1.03	2.09	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
26012	吉野川	江田谷 川	江田二号 谷	神山町		江田	0.55	0.18	H30.01.26	43	H30.01.26	44	
26013	吉野川	江田谷 川	江田三号 谷	神山町		江田	0.47	0.10	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
26014	吉野川	江田谷 川	江田四号 谷	神山町		江田	0.84	0.20	H31.03.25	171	H31.03.25	172	
26016	吉野川	鮎喰川	川又東谷	神山町		川又	0.46	0.18	H28.03.31	230	—	—	
26017	吉野川	鮎喰川	櫻谷川	神山町		櫻谷	0.24	0.16	R01.03.24	336	R01.03.24	338	
26018	吉野川	喜来谷 川	中喜来谷	神山町		中喜来	0.77	0.29	R01.03.24	336	R01.03.24	338	
26020	吉野川	喜来谷 川	下喜来谷	神山町		下喜来	0.37	0.19	R01.03.24	336	R01.03.24	338	
26021	吉野川	鮎喰川	左右山谷	神山町		左右山	0.14	0.10	H21.03.02	131	H21.03.02	134	
26025	吉野川	鮎喰川	栗生野谷	神山町		栗生野	0.32	0.10	H29.05.23	294	H29.05.23	295	
26026	吉野川	鮎喰川	勝明寺北 谷	神山町		栗生野	0.30	0.16	H29.05.23	294	H29.05.23	295	
26027	吉野川	鮎喰川	東栗生野 谷	神山町		栗生野	0.22	0.07	H29.05.23	294	H29.05.23	295	
26028	吉野川	鮎喰川	鍋岩西谷	神山町		鍋岩	0.20	0.14	H23.03.24	168	H23.03.24	170	
26030	吉野川	鮎喰川	鍋岩東谷	神山町		鍋岩	0.53	0.18	H23.03.24	168	H23.03.24	170	
26033	吉野川	鮎喰川	石堂谷	神山町		石堂	0.08	0.13	H29.05.23	294	H29.05.23	295	
26035	吉野川	鮎喰川	阿保坂谷	神山町		阿保坂	0.24	0.18	H31.03.25	171	H31.03.25	172	

溪流 番号	溪流名			所在地			溪流概要		土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒区域 名※
	水系名	河川名	溪流名	現市町 村名	旧 市 町 村 名	町・宇	溪 流 長 km	流 域 面 積 km <sup>2</sup>	警戒区域		特別警戒区域		
									指定年 月日	番 号	指定年 月日	番 号	
26038	吉野川	広石谷 川	広石谷	神山町		広石	0.33	0.10	R01.09.24	336	R01.09.24	338	
26040	吉野川	鮎喰川	持部谷川	神山町		駒坂	1.37	1.33	R01.09.24	336	R01.09.24	338	
26042	吉野川	鬼籠野 谷川	鬼籠野西 分谷	神山町		西分	0.45	0.15					
26043	吉野川	鬼籠野 谷川	西伊勢谷	神山町		川東	0.08	0.05	H01.03.25	171	H01.03.25	172	
26044	吉野川	鬼籠野 谷川	黒河南谷	神山町		黒河	0.35	0.19	H01.03.25	171	H01.03.25	172	
26047	吉野川	大地谷 川	一ノ坂北 谷	神山町		一ノ坂	0.16	0.13	H01.03.25	171	H01.03.25	172	
26049	吉野川	大地谷 川	櫛野谷	神山町		河野	0.71	0.32	R01.09.24	336	—	—	
26053	吉野川	倉目谷 川	杉次郎谷	神山町		阿野	0.20	0.43	H00.01.26	43	H00.01.26	44	
26054	吉野川	鮎喰川	西下地谷	神山町		下地	0.29	0.14	R01.09.24	336	R01.09.24	338	
26055	吉野川	鮎喰川	下地谷	神山町		下地	0.29	0.18	R01.09.24	336	R01.09.24	338	
計	30箇所												

※危険箇所名から区域名が変更となったもの

## 7 節 土石流対策雨量基準

	警戒雨量	危険雨量
連続雨量	200mm以上	300mm以上
日量	150mm以上	200mm以上
6時間量	120mm以上	180mm以上
4時間量	100mm以上	150mm以上
2時間量	70mm以上	100mm以上
1時間量	50mm以上	60mm以上

## 8 節 砂防指定地一覽表

東部県土整備局所管

令和3年1月21日現在

番号	所在地		水系名	幹川名	溪流名	告示年月目	告示番号	指定地面積 (ha)	備考
	現市町村名	旧市町村名							
1	神山町		吉野川	鮎喰川	野間谷	S15.12.21	645	6.1500	
2	神山町		吉野川	鮎喰川	野間谷	S16.9.8	530	8.6600	
3	神山町		吉野川	鮎喰川	左右山谷	S16.9.11	535	5.7000	
4	神山町		吉野川	鮎喰川	神通谷川	S16.12.16	655	9.6000	
5	神山町		吉野川	鮎喰川	大中尾谷	S16.12.16	655	6.7000	
6	神山町		吉野川	鮎喰川	上角谷川	S16.12.23	677	13.3200	
7	神山町		吉野川	鮎喰川	鮎喰川	S16.12.26	681	15.2800	
8	神山町		吉野川	鮎喰川	北谷	S20.3.19	64	5.5000	
9	神山町		吉野川	鮎喰川	本根川	S20.3.19	64	11.4000	
10	神山町		吉野川	鮎喰川	高根谷	S22.7.24	421	3.6000	
11	神山町		吉野川	鮎喰川	水舟谷	S22.7.24	421	3.5000	
12	神山町		吉野川	鮎喰川	江田谷	S23.5.21	97	5.6000	
13	神山町		吉野川	鮎喰川	北谷川	S23.5.21	97	10.4000	
14	神山町		吉野川	鮎喰川	鮎喰川	S24.9.13	759	8.0000	
15	神山町		吉野川	鮎喰川	鮎喰川	S24.9.13	759	31.4000	
16	神山町		吉野川	鮎喰川	左右山谷	S24.9.13	759	3.4000	
17	神山町		吉野川	鮎喰川	上角谷	S24.9.13	760	1.6900	
18	神山町		吉野川	鮎喰川	鮎喰川	S25.9.16	1074	4.5000	
19	神山町		吉野川	鮎喰川	鮎喰川	S26.2.12	64	38.0400	
20	神山町		吉野川	鮎喰川	鮎喰川	S27.8.8	1112	0.4700	
21	神山町		吉野川	鮎喰川	大中尾谷	S27.8.8	1112	14.6000	
22	神山町		吉野川	鮎喰川	狩倉谷	S42.12.28	4605	1.6000	
23	神山町		吉野川	鮎喰川	鮎喰川	S50.3.24	467	5.9000	
24	神山町		吉野川	鮎喰川	府殿谷	S50.3.24	467	3.3000	
25	神山町		吉野川	鮎喰川	矢治谷	S50.3.24	467	1.2000	
26	神山町		吉野川	鮎喰川	山中谷	S51.2.18	155	3.6000	
27	神山町		吉野川	鮎喰川	南山谷	S51.2.18	155	1.8000	
28	神山町		吉野川	鮎喰川	上角谷	S55.5.26	1059	4.1600	
29	神山町		吉野川	鮎喰川	神通谷	S55.5.26	1059	7.0400	
30	神山町		吉野川	鮎喰川	五反地谷	S59.3.29	758	0.2600	
31	神山町		吉野川	鮎喰川	江田谷	S59.3.29	758	1.1200	
32	神山町		吉野川	鮎喰川	橘谷	S61.8.15	1418	0.3200	

番号	所在地		水系名	幹川名	溪流名	告示年月日	告示番号	指定地面積 (ha)	備考
	現市町村名	旧市町村名							
33	神山町		吉野川	鮎喰川	西の名谷	S61.8.15	1418	0.6100	
34	神山町		吉野川	鮎喰川	水舟谷	S63.11.8	2161	0.7400	
35	神山町		吉野川	鮎喰川	大門谷	S63.11.8	2161	1.0600	
36	神山町		吉野川	鮎喰川	青井夫谷	H2.1.31	120	1.7100	
37	神山町		吉野川	北谷川	狩倉谷	H2.9.10	1549	0.0400	
38	神山町		吉野川	鮎喰川	左右内谷	H5.3.16	763	3.3900	
39	神山町		吉野川	鮎喰川	坂丸谷	H6.11.28	2264	1.1000	
40	神山町		吉野川	鮎喰川	日浦谷	H6.11.28	2264	0.8900	
41	神山町		吉野川	鮎喰川	南山谷西	H8.12.10	2224	4.2000	
42	神山町		吉野川	北谷川	狩倉谷	H14.9.24	840	1.8300	
43	神山町		吉野川	鮎喰川	水舟谷	H14.9.24	840	4.8500	
44	神山町		吉野川	鮎喰川	南山東谷	H22.4.23	445	5.0085	
計	44箇所							263.2385	

## 9節 山地に起因する災害危険箇所一覧表

令和2年3月31日現在

番号	山腹崩壊危険地区 箇所名	所在地			面積(ha)
		郡市	町村	字	
101	江田	名西郡	神山町	江田	7.00
102	江田	〃	〃	江田	9.00
103	江田	〃	〃	江田	6.00
104	江田	〃	〃	江田	6.00
1	奥屋敷1	〃	〃	字奥屋敷 89	3.00
2	奥屋敷2	〃	〃	字奥屋敷	11.00
3	本根川	〃	〃	字本根川 417	14.00
4	下殿宮	〃	〃	字殿宮	6.00
5	殿宮南	〃	〃	字殿宮	12.00
6	名ヶ平	〃	〃	字名ヶ平	4.00
7	一字夫	〃	〃	字一字夫	5.00
8	川又西	〃	〃	字川又南 191	6.00
9	大中尾1	〃	〃	字大中尾	14.00
10	大中尾2	〃	〃	字大中尾	7.00
11	中津下	〃	〃	字中津 865	15.00
12	南矢治	〃	〃	字中津 946	24.00
13	檜谷	〃	〃	字檜谷 319	4.00
14	檜谷東	〃	〃	字檜谷	4.00
15	蔭	〃	〃	字蔭 92-2	11.00
16	左右山	〃	〃	字左右山	6.00
17	稲原	〃	〃	字西稲原	6.00
18	北西稲原	〃	〃	字北西稲原	50.00
19	稲原北	〃	〃	字北中稲原 67	19.00
20	南山	〃	〃	字南山 13-1	13.00
21	京地	〃	〃	字京地	3.00
22	釘貫西	〃	〃	字釘貫 538	37.00
23	釘貫南	〃	〃	字釘貫	5.00
24	釘貫中	〃	〃	字釘貫	7.00
25	釘貫東	〃	〃	字釘貫 482	8.00
26	上黒口	〃	〃	字黒口	11.00
27	地野	〃	〃	字地野	2.00
28	石堂	〃	〃	字石堂	28.30
29	西野間	〃	〃	字西野間	16.00

番号	山腹崩壊危険地区 箇所名	所在地			面積(ha)
		郡市	町村	字	
30	柴小屋	名西郡	神山町	字南野間	11.00
31	野間谷	〃	〃	字南野間	15.00
32	神領中津	〃	〃	字中津	7.00
33	西上角	〃	〃	字西上角	11.00
34	板狭	〃	〃	字西小野 403	17.00
35	小野	〃	〃	字本小野 138	20.00
36	府中	〃	〃	字宮分	11.00
37	宇度木	〃	〃	字宇度木	23.00
38	上河内	〃	〃	字上河内	10.00
39	代次 1	〃	〃	字代次 120-1	15.00
40	二ノ宮 1	〃	〃	二ノ宮	10.00
41	代次 2	〃	〃	字代次	15.00
42	二ノ宮 2	〃	〃	字二ノ宮	4.00
43	川平 1	〃	〃	字長代 35-2	3.00
44	川平 2	〃	〃	長代	7.00
45	東青井夫 1	〃	〃	字東青井夫	2.00
46	東青井夫 2	〃	〃	字東青井夫	5.00
47	青井夫口	〃	〃	字西分	19.00
48	中内	〃	〃	字中内	8.00
49	鬼籠野中内	〃	〃	字中内	7.00
50	小原	〃	〃	字小原	15.00
51	西分	〃	〃	字西分 248-1	3.00
52	川東	〃	〃	字東分 272	12.00
53	地野々	〃	〃	字地野々	1.00
54	五反地	〃	〃	字五反地	14.00
55	一ノ坂 1	〃	〃	字一ノ坂	12.00
56	一ノ坂 2	〃	〃	字一ノ坂	3.00
57	河口	〃	〃	字河口	32.00
58	白嶽	〃	〃	字白嶽	4.00
59	下地	〃	〃	字下地	26.00
60	高瀬	〃	〃	字齒ノ辻	5.00
61	阿保坂北	〃	〃	阿保坂	3.00
62	中津下 2	〃	〃	中津 2 0 3 ほか	12.00
63	宇度木 2	〃	〃	宇度木	16.05
64	西青井夫	〃	〃	西青井夫	8.10
計	64 箇所				737.45



令和2年3月31日現在

番号	崩壊流出危険地区 箇所名	所在地			面積(ha)
		郡市	町村	字	
101	神通谷	名西郡	神山町	江田	2.10
102	神通谷(2)	〃	〃	江田	1.89
1	奥屋敷(旧奥屋敷1)	〃	〃	字奥屋敷	0.84
2	奥屋敷(旧奥屋敷2)	〃	〃	字奥屋敷	3.36
3	奥屋敷(旧奥屋敷3)	〃	〃	字奥屋敷	4.08
4	勘場谷	〃	〃	字殿宮	2.64
5	伴蔵谷	〃	〃	字殿宮	0.90
6	殿宮南	〃	〃	字殿宮	2.10
7	野保呂	〃	〃	字野保呂	0.18
8	上大中尾	〃	〃	字大中尾 804	3.60
9	大中尾1	〃	〃	字大中尾	0.45
10	大中尾2	〃	〃	字大中尾	0.30
11	大中尾3	〃	〃	字大中尾	5.10
12	大中尾4	〃	〃	字大中尾	2.70
13	中津	〃	〃	字中津	0.54
14	矢治北	〃	〃	字中津	0.60
15	矢治	〃	〃	字中津 946	4.50
16	八万谷	〃	〃	字江田	1.56
17	金泉1	〃	〃	字金泉	0.27
18	金泉2	〃	〃	字金泉	0.24
19	有懸	〃	〃	字有懸	0.60
20	江田1	〃	〃	字江田	1.50
21	南江田	〃	〃	字江田 1331	0.60
22	江田東	〃	〃	字江田	1.80
23	江田2	〃	〃	字江田	0.18
24	櫻谷	〃	〃	字櫻谷	0.23
25	狩倉1	〃	〃	字名ヶ平 479-1 他	0.23
26	狩倉2	〃	〃	字名ヶ平 404	0.30
27	名ヶ平西1	〃	〃	字名ヶ平	0.45
28	名ヶ平西2	〃	〃	字名ヶ平	0.90
29	名ヶ平東	〃	〃	字名ヶ平	1.20
30	長野	〃	〃	字長野	1.05
31	焼山	〃	〃	字焼山	3.12
32	中喜来	〃	〃	字中喜来	0.90
33	下喜来	〃	〃	字下喜北 74-2	0.30
34	水舟	〃	〃	字水舟	1.50

番号	崩壊流出危険地区 箇所名	所在地			面積(ha)
		郡市	町村	字	
35	三ツ木(旧東三ツ木)	名西郡	神山町	字三ツ木	2.70
36	左右山東	〃	〃	字三ツ木	1.80
37	南山1	〃	〃	字南山	0.96
38	南山2	〃	〃	字南山	1.68
39	松ノ本	〃	〃	字松ノ本	1.20
40	高根	〃	〃	字谷678	1.92
41	谷	〃	〃	字谷678-1	2.10
42	釘貫北1	〃	〃	字釘貫	4.50
43	釘貫	〃	〃	字釘貫543	1.44
44	釘貫北2	〃	〃	字釘貫475	1.08
45	釘貫北3	〃	〃	字釘貫	4.80
46	左右内	〃	〃	字左右内	2.10
47	地中	〃	〃	字釘貫	1.44
48	横倉	〃	〃	字横倉	3.90
49	下黒口	〃	〃	字黒口	0.84
50	黒口中	〃	〃	字黒口	0.45
51	南野間1	〃	〃	字南野間	2.40
52	南野間2(旧野間谷1)	〃	〃	字南野間	0.96
53	南野間2(旧野間谷2)	〃	〃	字南野間	0.36
54	南野間2(旧野間谷3)	〃	〃	字南野間	1.89
55	南野間3	〃	〃	字南野間	2.88
56	寒風	〃	〃	字西大久保	0.72
57	西大久保1	〃	〃	字西大久保	2.10
58	次郎銅山	〃	〃	字西大久保	3.30
59	西大久保2	〃	〃	字西大久保	0.45
60	西大久保3	〃	〃	字西大久保	0.72
61	南大久保	〃	〃	字西大久保	2.16
62	東大久保1	〃	〃	字東大久保	1.05
63	東大久保2	〃	〃	字東大久保	0.60
64	東大久保3	〃	〃	字東大久保	0.12
65	上角	〃	〃	字南上角	1.44
66	北上角	〃	〃	字南上角198	0.60
67	本上角1	〃	〃	字本上角	0.12
68	本上角2	〃	〃	字本上角	0.18
69	本小野	〃	〃	字西小野	0.54
70	府中	〃	〃	字宮分	2.40
71	代次	〃	〃	字代次	1.80

番号	崩壊流出危険地区 箇所名	所在地			面積(ha)
		郡市	町村	字	
72	屋那瀬(旧川平2)	名西郡	神山町	字屋那瀬	0.60
73	川平	〃	〃	字川平	0.36
74	東青井夫	〃	〃	字青井夫	0.13
75	阿保坂(旧青井夫)	〃	〃	字阿保坂	0.63
76	福原	〃	〃	字福原	0.45
77	宇度木西	〃	〃	字宇度木	2.52
78	日浦	〃	〃	字日浦 283-2	2.16
79	松尾1	〃	〃	字松尾	0.54
80	松尾2	〃	〃	字松尾 783	2.10
81	松尾3	〃	〃	字松尾 77	1.68
82	北石堂1	〃	〃	字石堂 262-1	2.40
83	北石堂2	〃	〃	字石堂	2.70
84	広石	〃	〃	字広石 379-1	0.90
85	東石堂	〃	〃	字広石 356	1.26
86	目白谷	〃	〃	字地ノ平	3.60
87	松尾4	〃	〃	字地ノ平	0.36
88	神木	〃	〃	字神木	0.50
89	持部	〃	〃	字持部	5.40
90	元山奥	〃	〃	字元山	2.85
91	オロノ中内1	〃	〃	字元山	1.95
92	オロノ中内2	〃	〃	字元山	1.08
93	中津川	〃	〃	字中津川	0.90
94	西分	〃	〃	字西分	1.08
95	黒河	〃	〃	字黒河	2.55
96	田ノ窪	〃	〃	字田ノ窪	3.00
97	一ノ坂	〃	〃	字一ノ坂	0.60
98	東龍王	〃	〃	字一ノ坂	1.20
99	笠置	〃	〃	字笠置	1.20
100	名田河	〃	〃	字名田河	0.72
101	北倉目1	〃	〃	字北倉目	1.05
102	北倉目2	〃	〃	字北倉目	1.35
103	神木2	〃	〃	黒木 8~26	0.15
104	神通谷	〃	〃	字江田 1418-28, 1498	1.20
105	上大中尾2	〃	〃	大中尾 7 9 1 ほか	1.08
106	加仁輪	〃	〃	江田	0.48
107	馬地	〃	〃	馬地	1.50
108	黒口北	〃	〃	字黒口	0.24

番号	崩壊流出危険地区 箇所名	所在地			面積 (ha)
		郡市	町村	字	
109	阿保坂南	〃	〃	阿保坂	0.63
110	大地	〃	〃	大地	0.60
計	110 箇所				162.22

## 10節 水防危険箇所

### 重要水防区域総括表

主なる河川、 海岸、港湾別	事務所名	箇所数	重要水防区域 の延長 (m)	水防上最も重要 な区間の延長 (m) A
鮎喰川	東部県土整備局 (徳島)	3	2,400	800

### 重要水防箇所評定基準

平成6年10月28日 建設省河治発第79号 建設省河川局治水課長通達  
最終改正：平成31年2月27日 国水環保第19号

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越 水 ( 溢 水 )	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤 体 漏 水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基 礎 地 盤 漏 水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴(被災状況が確認できるも	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴(被災状況が確認できるも	

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
	<p>の) があり,類似の変状が繰り返して生じている箇所。 基礎地盤土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり,かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。 水防団等との意見交換を行い,基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。</p>	<p>の) があり,安全が確認できるもの) があり,安全が確認されていない箇所,又は堤防の機能に支障が生じていないが,進行性がある基盤漏水に関する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが,堤体の土質,法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い,堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。</p>	
水衝・洗掘	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で,堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが,その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが,その対策が未施工の箇所。</p>	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが,その対策が未施工の箇所。</p>	
工 作 物	<p>河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰,橋梁,樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)以下となる箇所。</p>	<p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。</p>	

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により、本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・ 破堤跡・ 旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

平成21年12月4日付四国地方整備局河川管理課長事務連絡

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
流下能力 不 足			堤防高は基準を満足しているが河道断面が不足し、計画高水流量規模の洪水が流下したときに、想定される水位が現況の堤防高を超える、若しくは現況の堤防高までの余裕高が該地点における堤防の計画上の余裕高に満たない箇所。
開 口 部			道路等が交差するために堤防の高さを下げた箇所で計画高水流量規模の洪水が流下したときに、想定される水位が現況の堤防高を超える、若しくは現況の堤防高までの余裕高が該地点における堤防の計画上の余裕高に満たない箇所。

### 徳島県管理河川重要水防区域評価基準

(宮川内谷川, 園瀬川, 鮎喰川, 川田川, 貞光川, 桑野川, 勝浦川, 日和佐川, 海部川, 副井川, 宍喰川)

平成17年2月7日 河第878号 河川課長通知

最終改正：令和3年4月1日 河第41号

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越 水 (溢水)	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内, 計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)が現況の堤防高を越える箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内, 計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内, 計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)が設定されていない箇所にあつては, 既往最高水位が現況の堤防高を越えた履歴がある箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内, 計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)が設定されていない箇所にあつては, 既往最高水位が現況の堤防高を越えた履歴はないが, その差が0.6m未満の箇所。	
堤体漏水	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内, 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり, 類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質, 法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり, かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。 水防団等と意見交換を行い, 堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内, 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり, 安全が確認されていない箇所, 又は堤防の機能に支障は生じていないが, 進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが, 堤体の土質, 法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い, 堤	



種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
		体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	<p>現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。</p> <p>基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。</p>	<p>現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性のある基盤漏水に関する変状が集中している箇所。</p> <p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。</p> <p>水防団等意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。</p>	
洪水痕跡	<p>現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満（無堤区間を含む）の区間の内、既往最高水位が現況の堤防高（無堤区間にあつては河岸の高さ）を越え、これにより背後地の人家等に床上浸水が発生した履歴がある箇所。</p>	<p>現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満（無堤区間を含む）の区間の内、既往最高水位が現況の堤防高（無堤区間にあつては河岸の高さ）を越え、これにより背後地の人家等に床下浸水が発生した履歴がある箇所。</p>	
水衝・洗堀	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。</p> <p>橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損し</p>	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗堀されているが、その対策が未施工の箇所。</p>	

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
	ているが、その対策が未施工の箇所。		
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。		
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が設定されている箇所にあつては、橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水位（高潮区間にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防）にあつては計画高潮位）が設定されている箇所にあつては、橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水位（高潮区間堤防にあつては計画高潮位）を上まわるが、その差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が設定されていない箇所にあつては、既往最高水位が橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等に達し履歴がある箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が設定されていない箇所にあつては、既往最高水位が橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等に達し履歴はないが、その差が0.6m未満の箇所。	
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満の区間の内、その設置に起因する堰上げ等により河川管理施設等に損傷を及ぼし又は背後地の人家等に床上浸水を発生させた履歴がある橋梁その他の河川横断工作物設置されている箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満の区間の内、その設置に起因する堰上げ等により背後地の人家等に床上浸水を発生させた履歴がある橋梁その他の河川横断工作物の設置されている箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
新堤防・破 堤跡・旧川 跡	破堤跡で、河川改修工事が未施工の箇所。		新堤防で、築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

### 徳島県管理河川重要水防区域評価基準

(その他)

平成18年11月2日 河第398号 河川課長通知

最終改正：令和3年4月1日 河第41号

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤 防 高	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)が設定されている箇所にあつては、計画高水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)が現況の堤防高を越える箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)が設定されている箇所にあつては、計画高水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)が現況の堤防高を越えないが、その差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)が設定されていない箇所にあつては、既往最高水位が現況の堤防高を越えた履歴がある箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位等が設定されていない箇所にあつては、既往最高水位が現況の堤防高を越えた履歴はないが、その差が0.6m未満の箇所。	
堤 防 断 面	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画の堤防断面が設定されている箇所にあつて、現況の堤防断面あるいは天端幅が計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画の堤防断面が設定されている箇所にあつて、現況の堤防断面あるいは天端幅が計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
洪水痕跡	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満(無堤区間を含む)の区間の内,既往最高水位が現況の堤防高(無堤区間にあつては河岸の高さ)を越え,これにより背後地の人家等に床上浸水が発生した履歴がある箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満(無堤区間を含む)の区間の内,既往最高水位が現況の堤防高(無堤区間にあつては河岸の高さ)を越え,これにより背後地の人家等に床下浸水が発生した履歴がある箇所。	
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの履歴があるが,その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの履歴があるが,その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの履歴はないが,堤体あるいは基礎地盤の土質,法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所,所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが,その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり,その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが,破堤跡又は旧川跡の堤防であること,あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて,漏水が発生するおそれがある箇所,所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが,その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所,堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが,その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した履歴があるが,その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが,その対策が未施工の箇所。	

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。		
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防）にあつては計画高潮位）が設定されている箇所にあつては、橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水位（高潮区間にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防）にあつては計画高潮位）が設定されている箇所にあつては、橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水位（高潮区間堤防にあつては計画高潮位）を上まわると、その差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防）にあつては計画高潮位）が設定されていない箇所にあつては、既往最高水位が橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等に達し履歴がある箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防）にあつては計画高潮位）が設定されていない箇所にあつては、既往最高水位が橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等に達し履歴はないが、その差が0.6m未満の箇所。	
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満の区間の内、その設置に起因する堰上げ等により河川管理施設等に損傷を及ぼし又は背後地の人家等に床上浸水を発生させた履歴がある橋梁その他の河川横断工作物設置されている箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満の区間の内、その設置に起因する堰上げ等により背後地の人家等に床上浸水を発生させた履歴がある橋梁その他の河川横断工作物の設置されている箇所。	
工 事 施 工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
新堤防・ 破堤跡・ 旧川跡	破堤跡で、河川改修工事が未施工の箇所。		新堤防で、築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

## 11節 重要水防区域一覧表

### 東部県土整備局所管

付 図 番 号	河川名 海岸名 湾岸別	左 右 岸	区 分	担当水 防管理 団体の 名称	需 要 水 防 区 域						対 策	関 係 区 域	危険な場合の措置			備 考
					場 所	延 長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)	種 別			水防 対策 工法	地 区 名	担 当 水 防 団	
86	鮎喰川	左	県	神山町	上分	1,200		1,200		堤防 高	積土 のう 工	川 又	上分 分団	上分小学校 上分公民館	170	
87	〃	〃	〃	〃	阿野	800	800			〃	〃	五 反 地	広野 分団	広野支所	90	
88	〃	右	〃	〃	〃	400		400		〃	〃	広 野	〃	旧広野小学 校体育館 広野小学校 体育館	300	

## 12節 地震時に緊急点検を行う「農業用ダム・農業用ため池」の一

### 覧表

震度5弱以上

番号	名称	所在地	堤高 (m)	堤頂 長 (m)	貯水 量 (m3)	受益 地 (ha)	管理者名	関係 市町村	所管 事務所	備 考
59	行者野池	名西郡神山町阿野字 南行者野	8.20	30.00	5,000	5	行者野水 利組合	神山町	徳島	
60	杜氏峠池	名西郡神山町神領字 本上角	3.10	36.00	1,000	0	江口治雄	神山町	徳島	
61	小原池	名西郡神山町鬼籠野 字中津川	1.90	22.00	400	0	岩前繁子	神山町	徳島	
—	笠原池	名西郡神山町鬼籠野 字元山	4.10	30.00	1,000	0	笠原勢一	神山町		
計	4箇所									

## 13節 保安林配備一覧表

(1) 民有保安林配備現況表

令和2年3月31日現在

県民局 ・事務 所名	保安林 の 種類  市町村	水源かん養保安林		土砂流出防備保安 林・土砂崩壊防備 保安林		その他の防災保安 林		計	
		箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
徳島	神山町	37	1,779	333	949			370	2,728

(2) 国有(林野庁)保安林現況表

令和2年3月31日現在

区分 町村名	水源かん養保安林		土砂流出防備保安林		国有	官有	計
	国有	官有	国有	官有			
神山町	415				415		415

## 14節 建築基準法による災害危険区域一覧表

平成24年3月31日現在

番号	所在地	区域名	指定年月日	告示番号
1	神山町	府殿	S50.2.7	93

※ 上記以外に急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57条）第3条第1項の規定により規定された急傾斜地崩壊危険区域についても、災害危険区域として指定されています。



## 5章 危険物等に関する資料

### 1節 神山町危険物取扱事業所一覧表

取扱所の名称	所在地	取扱危険物
宮 本 竹 雄	神山町下分字東稲原	プロパン
松 島 石 油 店	〃 下分字今井	ガソリン等・第4石油類
名西郡農協神領支所	〃 神領字本野間	ガソリン等・第4石油類・プロパン
佐 藤 英 雄	〃 神領字北	プロパン
佐 藤 貢	〃 神領字本野間	ガソリン等・第4石油類
大 西 功 一	〃 鬼籠野字中分	〃 〃 〃
佐 古 利 雄	〃 鬼籠野字喜来	プロパン
河 野 豊 浩	〃 阿野字広野	〃 〃 〃
奥 浦 賢 二	〃 阿野字広野	プロパン〃
丸 田 正 行	〃 阿野字長瀬	〃
多 田 正 治	〃 阿野字二ノ宮	〃

### 2節 神山町毒物劇物取扱施設数

毒物劇物製造業	販売業			
	一般	農業用	特定	計
	1	13		14

## 6章 防災資器材等に関する資料

### 1節 水防倉庫設置及び備蓄資材の状況

#### (1) 県備蓄資機材

水防 管理 団体名	設置 場所	河川名 海岸名 港湾名	照 明 器 具	器 具																								
				鎌	斧	鋸	ス コ ッ プ	ツ ル ハ シ	鋏	ハジ グヨ チレ ン	カ ケ ヤ	俵	か ま す	布袋類	畳	む し ろ	縄	竹	生 木	丸 太	くい	板 類	鉄 線	く ぎ	か す が い	蛇 籠	置 石	土 砂
徳島	徳島市万代町 水防倉庫	管内河川, 海 岸, 港湾	2	28	1	3	57	13	7	9	8			17,400			210			59	700		80	50				

(2) 神山町備蓄資器材

水防 管理 団体名	設置 場所	河川名 海岸名 港湾名	照明 器具	器 具																									
				鎌	斧	鋸	スコップ	ツルハシ	鍬	ハジグヨレン	カケヤ	俵	かます	布袋類	畳	むしろ	縄	竹	生木	丸太	くい	板類	鉄線	くぎ	かすがい	蛇籠	置石	土砂	
神山町	神山町役場	鮎喰川	2				5			5	1		3,000																
〃	上分公民館	〃	1				3			2	1		300																
〃	下分公民館	〃	1				3			2			200																
〃	鬼籠野公民館	鬼籠野谷川	1				3			2			200																
〃	広野支所	鮎喰川	1				2			2	1		500																
〃	阿川公民館	広石谷川	1										200																
小計	6		7				16			13	3		4,400																

(3) 資器材購入先および能力

購入及び調達先		購入可能品名及び数量					備考
組合又は商店名	電話番号	ビニール・アサ袋	縄	杭	釘・鉄線	その他	
名西郡農協広野支所	(088) 678-0223		30				
〃 神領支所	676-0311		400		150 100		
〃 阿川支所	678-0334		20				
〃 神山支所	676-0004		30				
〃 下分支所	677-1122		100				
〃 上分支所	677-1111		70		500 0		
〃 鬼籠野支所	676-0303		130		1,200 400		
岡山商店	677-0001				50 10		
佐藤金物店	676-0071	1,000	50		3,000 2,000		
徳島中央森林組合	676-0034			200			

## 2 節 警察署別装備品現有状況

(平成8. 4. 1現在)

科目	署別科目	本部	徳島東	徳島西	鳴門	小松島	徳島北	板野	石井	川島	市場	脇町	貞光	池田	阿南	鷲敷	牟岐	計
拡声器		1	3			1		1	1		1	1	1	1		1		31
トランジスタメガホン		13	3	2	3	1	1		2	1	1	2	1	2	1		2	35
投光器		13		1	1		1		1									17
強力ライト		59			6	2	9		2	2	2	2	2	6		1	3	96
キャップランプ		66					3							2				71
発電機		13	6	1	4	1	2	1	1	1	1	2	2	3	3	1	1	43
無線機		48	20	10	11	12	7	6	5	10	4	7	8	7	12	10	5	182
天幕		3	1				1	1	1	1			1	1				10
三連ばしご		2																2
出動用毛布		162	20				20		10	20			28	10			10	280
救命ボート		3	2	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	17
船外機		3	1	1	1	1		1			1	1	1	1	1	1		14
救命胴衣		85	10	6	6	9	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	182
救命索発射機		4																4
つるはし		5	2	4	1		2	2	2	1	1	2	1	2	1	2		28
かけや		3	1	1	1		1		1	2		1	1	1	1			14
金でこ																		

科目 \ 署別科目	本部	徳島東	徳島西	鳴門	小松島	徳島北	板野	石井	川島	市場	脇町	貞光	池田	阿南	鷲敷	牟岐	計
トビグチ		1		1		4		1	2		2	2		1			14
担架	3	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	2	2	2	1	1	22
トランジスタラジオ	7		2	1	1	1	1		2	1		1	2	2			21
双眼鏡	44	3	1	5	1	3	1	1	3	1	4	3	4	3	1	1	79
ロープ	2	6	8	6	2	2	12	2	7	9	3	4	3	1	6	2	75
スコップ	70	10	17	5	5	9	5	6	5	7	7	4	5	9	5	2	171
ビッチュウ																	
ジョレン																	
ノコギリ	5																5
オノ																	
空気呼吸器	10																10
エンジンカッター	3																3
チェーンソー	2																2
一輪車	5																5
救命マット	1																1
酸素呼吸器																	
エアーソー	2																2
檜型溶断器	1																1
ナタ	10																10

### 3節 林野火災用空中消火資器材等保有状況

#### (1) 県保有分

資器材等の名称	数量	規格等
散布装置（水のう型）	14基	中型ヘリ用 700リットル型
混合機	4基	
組立水槽	6基	2,500リットル型
可搬式消防ポンプ	4台	B-3級
ホース	24本	口径65mm 長さ20mm
吸管	6本	口径75mm 長さ8mm
消火薬剤（20kg入）	200缶	エフアールS100缶 エフアールT100缶
展着剤（20kg入）	50袋	CMC
着色剤（20kg入）	4缶	
バケツト	1基	大型ヘリ用 7,570リットル型※四国4県共同保有

保管場所：板野郡北島町鯛浜字大西165

徳島県立防災センター備蓄倉庫（連絡先：徳島県消防学校（088-683-2200））

：徳島県立防災センター（088-683-2100）

（消火薬剤は徳島市川内町加賀須野436大塚化学(株)徳島工場で保管）

連絡先：徳島県危機管理局消防保安課（088-621-2284）

#### (2) 名西消防組合、神山町保有分

資器材 団体名	ジェットシューター	チェーンソー
	名西消防組合	8
神山町	52	

#### 4 節 主要食糧（米穀）在庫数量

##### （1）政府所有分

	数量
政府所有分	10 乾パン 187 玄米
卸売販売業者手持分	74 精米 1,215 玄米

（注）在庫数量は常時増減がある。

#### 5 節 副食調味料調達先一覧表

食品名	生産者団体業者	所在地	電話番号	備考
漬物	徳島県漬物加工販売共同組合	名西郡石井町高川原天神 3 3 7 - 6	(088) 674-2503	たくあん、梅干し、奈良漬、きざみ漬等
味噌	徳島県味噌工業協同組合	徳島市中昭和町1丁目 9 5 番地の1 (葵ハイツ内2F)	(088) 652-6472	
醤油	徳島県醤油醸造協同組合	徳島市かちどき橋6-8	(088) 652-1871	
食塩	徳島塩元売株式会社	徳島市東沖洲2-49	(088) 664-6380	
魚肉練り製品	徳島県蒲鉾水産加工業協同組合	徳島市北沖洲4丁目1-38	(088) 628-2259	
水産加工品	徳島県漁業協同組合連合会	徳島市東沖洲2丁目13	(088) 636-0500	
(即席めん)	(大手卸売販売業者名) 旭食品(株) 徳島営業所	板野郡松茂町住吉	(088) 699-3355	
	八百秀(株)	徳島市金沢町1丁目	(088) 664-0260	



## 6節 災害救助物資備蓄数

品目	数量	保管場所	備考
毛布	2,600	日本通運株式会社 徳島支店倉庫	
日用品セット	1,830	〃	タオル, 箸, スプーン, 石鹸, コップ, 軍手, ポリ袋, 包帯, 歯ブラシ, ポケットティッシュ

### 町備蓄数

品目	場所						
	本庁	上分 公民館	下分 公民館	社会福祉 協議会	鬼籠野 公民館	阿川 公民館	広野支所 広野小学校
毛布(難燃)	180	50	50	50	50	50	50
かんぱん ビスケット	1,000	100	100		100	100	150
発電発動機	2	1	1		1	1	1
コードリール	2	1	1		1	1	1
ガソリン携行缶	2	1	1		1	1	1
三脚付投光機	1	1	1		1	1	1
救急箱(20人用)	1(50)	1	1	1	1	1	1
担架	1	1	1	1	1	1	1
携帯ラジオ	10	1	1	1	1	1	1
懐中電灯	20	20	30	20	20	20	40
レトルト食品等	750	100	100		100	100	150
浄水装置	1						
食器セット	300						
炊飯袋	4,000						

## 7節 木材保有数

貯木場所在地	面積	貯木能力	現在数	備考
徳島県木材センター 協同組合	m <sup>2</sup> 13,406	製品 11,900	m <sup>2</sup> 4,000	
	4,752	素材 1,900	800	
大一木材株式会社	7,500	製品 3,000	900	
株式会社ゲンボク	43,000	素材 15,000	800	
県営貯水場	水面 497,385			
徳島県木材団地 協同組合連合会他	土場 95,577	素材 167,000	45,000	
徳島中央森林組合	土場 3,500	素材 600	200	上勝町
	土場 6,630	素材 1,000	400	神山町
木頭森林組合	土場 22,139	素材 4,600	1,000	
美馬郡木材協同組合	土場 15,012	素材 4,500	1,000	
三好木材センター 事業協同組合	土場 39,548	素材 12,000	4,000	
計	土場面積 251,064	製品 6,300	5,300	
	水面面積 497,385	素材 329,100	57,200	

## 7章 報道体制に関する資料

### 1節 日本放送協会の災害報道体制

#### 災害の種類と体制

◎災害には、地震、津波、台風、豪雨、大火、船舶、航空機、鉄道、バスなどの事故、爆発事故、工場災害などが考えられる。

◎規模によって第1種、第2種、第3種の体制をとる。

体制	編成	動員
第1種体制	定時番組のわく内で一部を関連番組に切り替えて編成する。	放送部、技術部を中心に動員する。
第2種体制	状況に応じて定時番組のわく内、又は特別番組として相当程度の番組を関連番組に切り替えて編成する。	放送・技術を中心に他部門の関係者も動員する。
第3種体制	定時番組を大幅に変更し、その全部又は大部分を関連番組に切り替えて編成する。	全職員を動員する。

#### 気象警報等

G 放 送 中	徳島県
	G (スーパー) R 1 (上のせ) FM (中断)
G 放 送 終 了 後	G R 1 FM
	気象警報等 暴風、大雨、大雪 高潮、洪水、波浪

地震情報

	震度	徳島県	全国
G 放 送 中	1 2	G (スーパー) R 1 (上のせ)	
	3 以上	G (原則はスーパー) R 1 - FM (上のせ) 震度 5 は中断ノルマル	G - S 1 - S 2 (スーパー) R 1 - FM (四国はネット受け) ※震度 5 は被害状況によって 3 波 ノルマルも可
	6 以上	全 7 波 全国 〈臨時ニュース〉 〈チャイム・QF〉	
	1 2	G - R 1 (スルー)	
G 放 送 終 了 後	3 以上	G - R 1 - FM (スルー) 震度 4 を目安に全中参加ありうる	S 1 - S 2 (スーパー) G - R 1 - FM (四国はネット受)
	6 以上	全 7 波 全国 〈臨時ニュース〉 〈チャイム・QF〉	

## 2 節 四国放送非常事態対策要綱

四国放送は、非常事態の発生に対応し、次のとおり対策要綱を定める。

### 1 非常事態

ここにいう非常事態とは、重大な災害及び社会を震撼させる大規模事件などの発生にともない、通常の放送番組を変更して緊急に報道すべき場合をいう。

#### I 非常事態の区分

非常事態をその重大性により、次の通り区分し対策を定める。

##### 1-1 ランク A 非常事態の最大級のもの

[想定事例]

- a. 地震（エリア内で震度 5 以上）
- b. 津波（県沿岸に大津波警報）
- c. 台風（第 2 室戸台風級の直撃）
- d. 大火（エリア内主要都市の人口密集域での大火災）
- e. 航空機事故（エリア内空域での旅客機墜落事故）
- f. 船舶事故（エリア内海域での旅客船沈没事故）
- g. 列車事故（エリア内線区での旅客列車転覆事故）
- h. その他ランク A の非常事態対策が必要な場合

##### 1-2 ランク B 非常事態ランク A に次ぐもの

[想定事例]

- a. 地震（エリア内で震度 4，近県で震度 6 以上，首都圏で震度 6 以上）
- b. 津波（県沿岸に津波警報）
- c. 台風（進路からエリア内での被害発生が予想されるとき）
- d. その他エリア内住民の生命，財産に重大な影響を及ぼす災害，事件，事故等で非常事態対策が必要な場合

## II 非常事態発生時の番組編成措置

非常事態発生時の番組編成の骨子を次の通りとする。

	非常事態ランク A	非常事態ランク B
テレビ	① 臨時ニュース（カットイン） 情報入手と同時に番組中断し、スタジオ、情報カメラ、CG等で続報につなぐ ② 特番 レギュラー枠をはずし、全面的に特番編成 CM放送は内容検討の上別途処理（ラジオも同じ）。	① 字幕速報（スーパー） 原則としてCMタイムを避けて字幕による速報スーパー。 ② 臨時ニュース 空き枠、ステブレ等を利用する。 ③ 特番 必要に応じレギュラー枠を差し替え特番編成。 CMは特段の指示がない限りレギュラー処理（ラジオも同じ）
ラジオ	① ニュース速報 番組を中断し、第1報をカットイン。 BGM、告知アナウンス等で続報につなぐ。 ② 特番 レギュラー枠をはずし、全面的に特番編成。テレビとの役割分担を明確化。	① ニュース速報 原則としてCMタイムを避けて本編の音を絞り速報する。 ② 臨時ニュース 可能枠で差し替え編成。 ③ 特番 必要に応じレギュラー枠を差し替え特番編成。

## III 総合対策本部と放送対策部の設置

発生した非常事態の重大性により、総合対策本部及び放送対策部を設置する。

### 3-1 総合対策本部

総合対策本部はランク A に区分された非常事態のうち 1-1 a 項のエリア内で震度 5 以上の地震が発生した場合に自動的に設置、また災害放送の維持継続と社員及び家族の安全確保を支援するため総合的な対策を立案遂行する必要がある場合、役員局長会で協議の上設置する。

### 3-2 総合対策本部の構成

総合対策本部は常勤役員及び現業局長、ラ・テ編成部長、庶務部長（95 年度職制による。以下の記述も同じ）により構成される。

本部長は社長があたり、社長不在の時は常務、社長常務とともに不在の時は役員局長が代行する。

### 3-3 放送対策部

放送対策部は本要綱に規定したすべての非常事態発生時及び報道担当者の進言により必要と思われる場合に設置する。

放送対策部は災害放送または非常事態に対応した緊急放送を円滑に行うための諸施策を企画立案し遂行する。

### 3-4 放送対策部の構成

放送対策部は、現業役員局長，ラ・テ編成責任者，報道・制作・アナウンス責任者，ラ・テ技術運行責任者により構成される。

放送対策部に部長をおき報道制作局長があたる。（放送対策部の組織図及び役割は別冊の非常災害マニュアル参照）

## IV 非常事態発生の連絡

非常事態の発生が、夜間及び早朝の場合、勤務者はただちに報道責任者（部長，不在の時にはデスク）に連絡したあとアナウンサーの確保をはかる。その後の連絡は、優先連絡網と無線呼び出しを併用し迅速に行う。

（緊急連絡体制は別冊の非常災害マニュアル参照）

## V 非常事態発生時の放送

災害放送については迅速正確な被災状況の報道による流言飛語の防止，公共機関の救済活動やライフラインに関する情報の大量化による安心の拡大，尋人のような個人レベルでの安全確認報道等，95年1月17日に発生した阪神・淡路大震災の在阪各局の報道活動を参考にする。

プライバシー侵害にあたるような被害者取材や被害地住民の感情を逆撫でするような放送は厳に慎まなければならない。

## VI 非常事態下の対策本部組織図



### 3節 エフエム徳島非常事態対策要綱

エフエム徳島は、非常事態の発生に対応し、次のとおり対策要綱を定める。

#### 1. 非常事態

ここにいう非常事態とは、重大な事件や災害時の発生に伴い通常の放送番組を変更して緊急に報道すべき場合をいう。

- ① A級 非常事態のうち最大級のもので、番組の全面変更を要する場合。

[想定例]

- a 県内に発生した大地震、大火等。
- b 国家情勢に重大な影響を及ぼす災害の発生。
- c 天皇、皇后及び皇位継承者の不慮の事態。
- d 我が国に対する侵略、及び我が国に重大な影響を与える戦争動乱、内乱等の発生

- ② B級 非常事態A級に次ぐもの。

[想定例]

- a 地域社会に影響を及ぼす災害の発生。
- b 皇族の不慮の事態

- ③ C級 非常事態のうち、比較的軽度のもの。

[想定例]

- a 比較的軽度の台風禍、公共建築物の火災、交通機関の事故、ゼネスト等。
- b 誘拐事件、凶悪犯逃走、悪性伝染病等、人心に動揺をきたす事件の発生。
- c 航空機墜落、緊急金融措置等国内社会情勢に影響ある事態の発生。



## 2. 非常事態発生時の番組編成措置

A 級	<p>a 臨時ニュースの挿入 発生と同時に番組中断。臨時ニュースを挿入する。</p> <p>b 特別番組の編成 レギュラー枠をはずし、全面特別番組に切りかえる。</p> <p>c CM処理 CMはその内容を検討し、挿入・不挿入を決定、スポンサー了解は可能な限り速やかに行うが止むを得ない場合は事後連絡とする。</p>
B 級	<p>a 臨時ニュースの挿入 A級に準ずる。番組の一時中断も可。</p> <p>b 特別番組の編成 レギュラーの枠は一応生かすも、適宜特番を編成する。 (事態にふさわしくない内容は中止又は変更)</p> <p>c CM処理 A級に同じ</p>
C 級	<p>a 臨時ニュースの挿入 ステブレ枠の利用によりニュース速報を挿入する。</p> <p>b 特別番組の編成レギュラーの枠はそのまま生かし、特番があれば枠内で考慮する。但し、放送時間の繰り上げ、放送時間の延長などを行うことがある。</p> <p>c CM処理A級に同じ</p>

## 3 各ランクの運用

発生した非常事態の各ランクの運用は、常勤取締役及び各部責任者の判断（合議）によるものとする。

事態の推移によるランクの変更、及び解除の指令も同様とする。

## 4 対策本部の設置

緊急事態が発生し、本要綱のA級及びB級を運用するときは、自動的に対策本部が設置される。

C級の場合も常勤取締役及び各部責任者の判断において、その必要を認めたときは対策本部を設置する。

## 5 対策本部の構成

対策本部には対策本部長をおく。

対策本部長は常勤取締役の中から1名があたるものとする。但し、常勤取締役が不在の場合は各部責任者の中から1名があたるものとする。

対策本部の構成員は対策本部長の指名によるものとするが、非常事態の状況によっては他社社員が配置につくこともあり得る。

## 6 非常事態発生の連絡

非常事態発生が通常の勤務時間内にあつては、事態の状況に応じて放送本部を通じて直ちに対策本部を設置した旨、全社に通達する。

非常事態発生が夜間及び早朝にあつては、勤務者はすみやかに所属長に連絡し指示を受けるものとする。

各部においては緊急時の連絡系統を確立すると同時に交通網、通信手段等が途絶えた状態に

についても一応の想定をもち周知をはかる。

また、臨時ニュースの挿入など必要と判断した場合は勤務者の裁量によって措置することもあり得る。

但し、後刻必ずその旨を所属長に連絡し、放送本部の責任者に通知しなければならない。

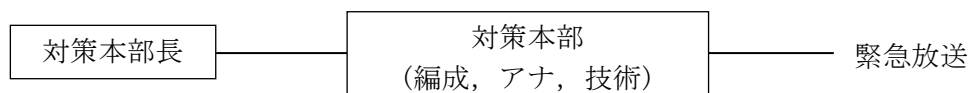
#### 7 非常事態下の放送内容規制

非常事態下の特別放送番組にあつては、公共機関からの連絡発表事項を優先して取り扱う。

災害関係にあつては、災害対策、被害状況、救護対策等の速報にあたり、流言飛語の類には特に注意する。

非常事態下の人心に違和感を与えるおそれのあるコマーシャルについては、これを削除又は災害見舞等の内容に変更することがある。この場合、スポンサーの事後了承を求めることもあり得る。

#### 8 非常事態下の対策本部組織図



## 4 節 徳島県における緊急警報放送について

人命や社会生活に直接重大な影響を及ぼす大地震や津波など、非常災害の予知情報や警報の類は、国民に迅速、正確かつできる限りもれなく伝えられることが望まれる。放送はその手段の一つとして重要な役割を果たし得るが、深夜など家庭の受信機のスイッチが入っていない場合には無力になる難点がある。

そこで放送電波に重畳する緊急警報信号によって、家庭に備える緊急警報受信機から警報音を発生したり、自動的に他の受信機にスイッチを入れたりするよう開発されたのが緊急警報放送である。

放送局では、重大な災害情報の放送に先立って、番組の音声信号を中断して緊急警報信号（開始信号）を放送する。緊急警報受信機の緊急警報信号受信部は常時電源が入っており、信号の検出を行っている。緊急警報信号が受信、検出されると、はじめて受信・増幅部が働くようになり、引き続き放送される災害情報を聴取できるようになる。緊急警報受信機によっては、緊急警報信号を検出した時に、受信者の注意を喚起するブザー音を発生するものや、他の一般の受信機の電源をいれるものも考えられる。災害情報の放送をひとしきり行くと、放送局では、緊急警報受信機を再び待機状態に戻すため、緊急警報信号（終了信号）を放送する。

なお、緊急警報信号は、1 kHz 近傍の2つの周波数のトーン信号をそれぞれ、符号0と1に対応させたデジタル信号であり、聴感上はピロピロという音として聞こえる。

緊急警報信号の技術基準は、57年度に電波技術審議会で答申されており、その後、郵政省を中心に放送事業者と防災関係機関（国土庁、消防庁、気象庁、警察庁）の間で、緊急警報放送の運用方法などについて協議が進められた。その結果、緊急警報信号を送出できる場合の規定、地域符号の使用区分などが、緊急警報信号の信号方式などとともに、郵政省令として定められ、60年6月1日に公布、施行された。

本件では、NHK徳島放送局と四国放送が、緊急警報放送を実施している。

緊急警報放送が対象とする災害情報は、当面、次の3つ、①大規模地震の警戒宣言、②津波警報、③都道府県知事等の、災害対策基本法に基づく要請により行う災害に関する放送、に限られている。

緊急警報信号（監視信号）には、すべての受信器を動作させる第1種信号と、受信するかしないかを受信器により選択できる第2種信号とがある。このほか、この信号には、信号の適用対象地域を示す「地域符号」（地域共通符号、広域符号及び県域符号）、および信号の送出時刻を示す「時刻符号」が含まれている。

地域符号の識別機能を持つ受信器では、地域符号（または都道府県名あるいは広域名）を設定すれば、地域共通符号つきの緊急警報信号のほかはその地域向けの緊急警報信号だけを選択的に受信する。また、時計付きの受信器では、±10分の精度を保っていれば、妨害電波による誤作動を防ぐことができる。

緊急警報信号の種類

区 分	開 始 信 号	地 域 符 号
大 規 模 地 震 の 警 戒 宣 言	第 1 種	徳 島
津 波 警 報	第 2 種	徳 島
災 対 法 に よ る 放 送 要 請	第 1 種	徳 島

## 8章 災害救助に関する資料

### 1節 令和3年度災害救助法の適用基準

人口数	適用数	
令和2年10月1日 (国勢調査)	① 被害世帯数	② 被害世帯数
4,652	30	15

(備考) 被害世帯数は、住家の滅失した世帯(全壊、全焼、流失)を標準とし、半壊数は1/2、床上浸水等は1/3とみなして換算する。

### 2節 令和3年度災害救助基準

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内  高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がないものであって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 一戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費  ○借上仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から20日以内着工        災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要配慮者を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内  1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流出、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい(1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与	全半壊(焼)、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記の金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上1人 増すごとに 加算
全壊半壊 流出	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊半床上 浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班・・・使用した薬 剤、治療材料、医療器具破 損等の実費 2 病院又は診療所・・・国民 健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から7日 以内	患者等の移送費は、別途計 上
助 産	災害発生の日以前又は以後 7日以内に分べんした者で あって災害のため助産の途を 失った者(出産のみならず、 死産及び流産を含み現に助産 を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、 使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣 行料金の100分の80以内の 額	分べんした日から7日 以内	妊婦等の移送費は、別途計 上
被災者の救出	1 現に生命もしくは身体が 危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実 費	災害発生の日から3日 以内	1 期間内に生死が明らか にならない場合は、以後「死 体の捜索」として取り扱 う。 2 輸送費、人件費は、別途 計上
被災した住宅の 応急修理	1 住宅が半壊(焼)し、自 らの資力により応急修理を することができない者 2 大規模な補修を行わなけ れば居住することが困難で ある程度に住家が半壊 (焼)した者	居室、炊事場及び便所等日 常生活に必要な最小限度の部分 1世帯当たり 1 大規模半壊、中規模半壊 又は半壊若しくは半焼の被 害を受けた世帯 595,000円以内 2 半壊又は半焼に準ずる程 度の損傷により被害を受け た世帯 300,000円以内	災害発生の日から3ヵ月 以内 ただし、国の災害対策本部 が設置された場合は、災害発 生の日から6ヵ月以内	
学用品の給与	住宅の全壊(焼)流失半壊 (焼)又は床上浸水により学 用品を喪失又は毀損し、就学 上支障のある小学校児童、中 学校生徒及び高等学校等生 徒。	1 教科書及び教科書以外の 教材で教育委員会に届出又 はその承認を受けて使用し ている教材、又は正規の授 業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、 1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の 実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象 にして実際に埋葬を実施する 者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 215,200円以内 小人(12歳未満) 172,000円以内	災害発生の日から10日 以内	災害発生の日以前に死亡し た者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、か つ、四囲の事情によりすでに 死亡していると確定される者	当該地域における通常の実 費	災害発生の日から10日 以内	1 輸送費、人件費は、別途 計上

死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり3,500円以内 一 既存建物借上費 時 通常の実費 保 既存建物以外 存 1 体当たり5,400円以内  検 案 救護班以外は慣行料金 案 以上	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
-------	------------------------------------	--	---------------	--

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条 第一項)	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条 第二項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。



		<p>合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。</p> <p>イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10</p> <p>ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9</p> <p>ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8</p> <p>ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7</p> <p>ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6</p> <p>ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5</p> <p>ト 5億円を超える部分の金額については100分の4</p>		
--	--	---	--	--

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

## 9章 医療・防疫に関する資料

### 1節 病院及び病床数

病院名	所在地	許可病床数					管理者氏名	電話番号	備考
		総数	精神	結核	伝染	一般			
(医) 神山医院	神山町下分字今井	19				19	河野宗夫	(088) 677-0066	
(医) 中谷医院	神山町神領字西野間	19				19	中谷哲也	676-0013	
(医) 佐々木医院	神山町神領字東野間	19				19	佐々木真人	676-0006	

## 2 節 特定施設に係る医療機関一覧表

### 1 透析施設

	施設名	所在地	電話番号
1	徳島大学病院	徳島市蔵本町2丁目50-1	088-631-3111
2	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1丁目10-3	088-631-7151
3	徳島市民病院	徳島市北常三島町2丁目34	088-622-5121
4	川島病院	徳島市北佐古一番町6-1	088-631-0110
5	徳島健生病院	徳島市下助任町4丁目9	088-622-7771
6	住友内科病院	徳島市安宅町2丁目1-10	088-622-1122
7	たまき青空病院	徳島市国府町早淵字北カシヤ56-1	088-642-5050
8	協立病院	徳島市八万町橋本92-1	088-668-1070
9	田岡病院	徳島市万代町4丁目2-2	088-622-7788
10	赤沢病院	徳島市川内町沖島68-2	088-665-3091
11	小倉診療所	徳島市蔵本町2丁目27	088-632-1151
12	独立行政法人国立病院 機構東徳島医療センター	板野郡板野町大寺字大向北1-1	088-672-1171
13	中山医院	阿波市吉野町柿原字ノタ原42	088-696-4662
14	阿波病院	阿波市市場町市場字岸ノ下190-1	0883-36-5151
15	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120	0883-26-2222
16	鴨島川島クリニック	吉野川市鴨島町飯尾字福井396-3	0883-24-8551
17	沖の洲病院	徳島市城東町1丁目8-8	088-622-7111
18	川島透析クリニック	徳島市北佐古一番町6-1	088-634-0200
19	亀井病院	徳島市八万町寺山231	088-668-1177

### 2 ペースメーカー施設 (体外ペースメーカーリングを実施する施設)

	医療機関名	所在地	電話番号
1	徳島大学病院	徳島市蔵本町2丁目50-1	088-631-3111
2	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1丁目10-3	088-631-7151
3	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103	0885-32-2555

### 3 節 救急病院等一覧表

#### 1 災害拠点病院

##### (1) 基幹災害拠点病院

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1丁目10-3	088-631-7151

##### (2) 地域災害拠点病院

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	徳島大学病院	徳島市蔵本町2丁目50-1	088-631-3111
	徳島市民病院	徳島市北常三島町2丁目34	088-622-5121
東部Ⅱ	徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32-1	088-683-0011
東部Ⅲ	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120	0883-26-2222

※圏域：救急医療圏

#### 2 DMA T 指定医療機関

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1丁目10-3	088-631-7151
	徳島大学病院	徳島市蔵本町2丁目50-1	088-631-3111
	徳島市民病院	徳島市北常三島町2丁目34	088-622-5121
	田岡病院	徳島市万代町4丁目2-2	088-622-7788
東部Ⅱ	徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32-1	088-683-0011
	独立行政法人国立病院機構東徳島医療センター	板野郡板野町大寺字大向北1-1	088-672-1171
東部Ⅲ	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120	0883-26-2222

※圏域：救急医療圏

#### 3 救急告示医療機関

##### (1) 二次救急医療機関

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	徳島市民病院	徳島市北常三島町2丁目34	088-622-5121
	田岡病院	徳島市万代町4丁目2-2	088-622-7788
	水の都記念病院	徳島市北島田町1丁目46-11	088-632-9299
	手束病院	名西郡石井町石井字石井434	088-674-0024
	松永病院	徳島市庄町4丁目63-1	088-632-3328
	協立病院	徳島市八万町橋本92-1	088-668-1070

東部 I	博愛記念病院	徳島市勝占町惣田9	088-669-2166
	中洲八木病院	徳島市中洲町1丁目31	088-625-3535
	川島病院	徳島市北佐古1番町1-39	088-631-0110
	徳島健生病院	徳島市下助任町4丁目9	088-622-7771
	天満病院	徳島市蔵本町1丁目5-1	088-632-1520
	沖の洲病院	徳島市城東町1丁目8-8	088-622-7111
	たまき青空病院	徳島市国府町早淵字北カシヤ56-1	088-642-5050

(2) 三次救急医療機関（救命救急センター等）

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
全県	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1丁目10-3	088-631-7151
	徳島大学病院	徳島市蔵本町2丁目50-1	088-631-3111(代)
	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103	0885-32-2555
	徳島県立三好病院	三好市池田町字シマ815-2	0883-72-1131

※圏域：救急医療圏

3 病院群輪番制参加病院

圏域	施設名	所在地	電話番号
東部 I	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1丁目10-3	088-631-7151
	徳島市民病院	徳島市北常三島町2丁目34	088-622-5121
	田岡病院	徳島市東山手町1丁目41-6	088-622-7788
	水の都記念病院	徳島市北島田町1丁目46-11	088-632-9299
	手束病院	名西郡石井町石井字石井434	088-674-0024

4 節 神山町救急車・患者輸送車保有状況

種別	台数	定置場所	所有者	備考
救急車	1	名西消防組合神山消防署	名西消防組合	(088)676-1199
救急車	1	名西消防組合石井消防署	名西消防組合	(088)674-6788

## 5 節 災害用薬品・資材の確保先

品名	連絡先
クレゾール石けん液	よ, 幸, 徳, ア, 四
逆性石けん液	よ, ア, 四, 徳, 幸
代用消毒液	よ, ア, 幸, 徳
アルコール(プロアル含む)	よ, 幸, 徳, ア, 四
オキシドール	よ, 幸, ア, 四
マーキュロ液	よ, 幸, ア, 四
アクリノール液	よ, 幸, ア, 四
稀ヨードチンキ	よ, ア, 四, 幸
次亜塩素酸ソーダ液	ア, 四
チンク油	ア, 幸, よ, 四
脱脂綿(局方)	よ, 幸, ア, 四
肝油	ア, 幸, 四, よ
ホータイ	ア, よ, 幸, 四
ガーゼ	よ, 幸, ア, 四
ばんそうこう(紙バン)	よ, 幸
〃(布バン)	よ, ア, 幸
消石灰	檜, 吉
殺虫剤粉末	幸, 徳
〃液剤(油)	徳, 四, ア, 幸
〃液剤(乳)	幸, よ, 徳, 四, ア

注) ア…株式会社アスティス徳島営業部(662-0101)  
 よ…株式会社よんやく徳島(655-6727)  
 四…四国アルフレッサ株式会社徳島営業部(665-3111)  
 幸…株式会社幸耀徳島営業部(665-3131)  
 徳…徳島薬品株式会社(652-3269)  
 檜…檜野石灰工業株式会社(653-3261)  
 吉…吉見石灰工業株式会社(0884-27-0079)

## 6節 防疫用器材保有数

区分 町名	動力噴霧機				電動噴霧器	電動煙霧機	車載煙霧機	背負式噴霧機	肩掛式噴霧機	手動噴霧機	患者輸送用 自動車	隔離病舎設置 患者輸送用自動車
	一兼機	二兼機	三兼機	四兼機								
神山町		1							1			

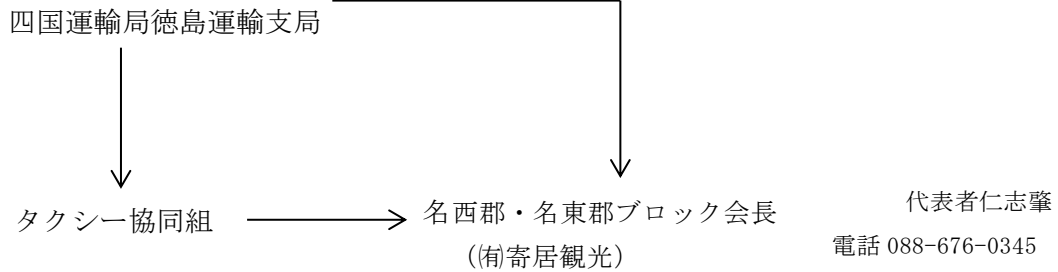
# 10章 交通に関する資料

## 1節 輸送の確保に関する責任者及び連絡方法

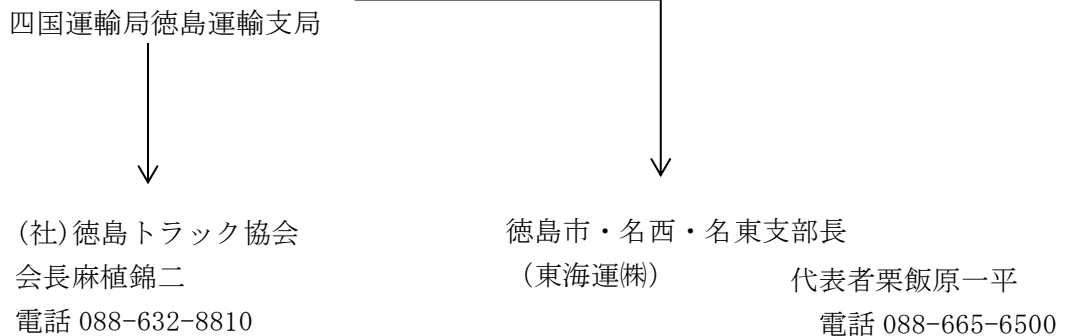
◎バス班(緊急の場合)



◎乗用車班(緊急の場合)



◎貨物自動車班(緊急の場合)





## 2節 主要交通途絶予想箇所一覧表

平成19年1月1日現在

路線名	予想される事態	同左区域	延長km	迂回路	備考
一般国道193号	山腹崩壊	神山町上分大中尾～ 吉野川市・神山町界	12.2		
一般国道438号	山腹崩壊	神山町上分入手橋～ 神山町・美馬市界	8.7		
一般国道193号	落石	神山町上分金泉	0.1		
一般国道438号	落石	〃 〃 府殿	0.1		
石井神山線	落石	〃 阿野字駒坂	0.1		
山川海南線	山腹崩壊	〃 上分大中尾～ 神山町・那賀郡界	7.9		
〃	山腹崩壊 道路欠壊	那賀郡・神山町界～ 那賀郡那賀町沢谷	3.1		

## 3節 荷重制限橋梁の状況（橋長15m以上）

令和2年1月1日現在

橋梁名	路線名	箇所	橋長 m	有効幅員 m	荷重制限 t
寄井喜多橋	主要地方道神山川島線	神山町神領字北	55	3.1	12

## 4節 町有自動車数

普通車		小型車		特種	軽四	乗合	特殊	ポンプ 積載車	合計
乗用	貨物	乗用	貨物						
1	3	8	11	4	11	9	2	9	58

## 11章 自衛隊に関する資料

### 1節 災害対策用ヘリコプター降着適地一覧表

名称	所在地	管理者	連絡先
神山町民総合運動場	名西郡神山町神領字大埜地	神山町教育委員会	神山町役場 088-676-1111
徳島県立神山森林公園	名西郡神山町阿野字大地	徳島県	森林公園 088-678-0114

## 12章 神山町災害対策本部に関する資料

昭和 37 年 10 月 8 日  
条 例 第 20 号

### (目 的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 6 項の規定に基づき、神山町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (組 織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命をうけ、災害対策本部の事務に従事する。

### ( 部 )

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

### (現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

### (雑 則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

附 則（平成8年度条例第6号）

この条例は公布の日から施行する。

# 13章 神山町防災会議及び防災関係機関に関する資料

## 1 節 神山町防災会議条例

〔 昭和 37 年 10 月 8 日  
条 例 第 19 号 〕

改正昭和 59 年 9 月 29 日条例第 23 号平成 12 年 3 月 23 日条例第 8 号

(目 的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、神山町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 神山町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 25 条の水防計画を調査審議すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は町長をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときはあらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げるものをもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (2) 徳島県知事の部内の職員のうちから、町長が任命する者
  - (3) 徳島県警察の警察官のうちから町長が任命する者
  - (4) 名西消防組合の職員のうちから町長が任命する者
  - (5) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (6) 教育長
  - (7) 消防団長
  - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- 6 前項第 1 号及至第 7 号の委員の定数は 20 人以内とする。
- 7 第 5 項第 7 号の委員の任期は、2 年とする。ただし補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(議事等)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 59 年条例第 23 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年条例第 8 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

（神山町水防協議会の設置に関する条例の廃止）

2 神山町水防協議会の設置に関する条例（昭和 62 年条例第 16 号）は、廃止する。

## 2 節 神山町防災会議委員名簿

機関名	役職	住所	連絡先	備考
神山町役場	町長	神山町神領字本野間100	676-1111	会長
徳島県東部県土整備局	局長	徳島市南末広町6-36	653-8811	
徳島県東部保健福祉局	局長	徳島市新蔵町1丁目67	626-8712	
徳島県東部農林水産局	局長	〃	626-8511	
徳島県徳島保健所	所長	〃 3丁目80	652-5151	
徳島名西警察署	署長	石井町石井1339-1	674-0110	
神山消防署	署長	神山町神領字本野間97	676-1199	
神山町消防団	団長	〃 本野間100	676-1111	
四国電力送配電株式会社 徳島支店	総務部長	徳島市寺島本町東2-29	656-4552	
N T T 西日本徳島支店	支店長	徳島市西大工町2丁目5-1	602-1141	
神山町役場	副町長	神山町神領字本野間100	676-1111	
神山町教育委員会	教育長	神山町神領字本野間100	676-1111	

### 3 節 防災関係機関連絡一覧表

関係機関名		電話番号	内線番号	F A X 番号	防災無線(県)
自衛隊	陸上自衛隊第14旅団	0877-62-2311	240		
	海上自衛隊徳島教育航空隊	088-699-5111	213		355
	海上自衛隊第24航空隊	08853-7-2111 ~2114	212~214		397**1
	自衛隊徳島地方協力本部	088-623-2220			737
警察	徳島県警察本部	088-622-3101		088-622-3101 (内線)3157	*-9560
	石井警察署	088-674-0110			
消防	名西消防組合神山消防署	088-676-1199			
	県庁	088-621-2500			
	とくしまゼロ作戦課	088-621-2281		088-621-2987	*-9500
	河川整備課	088-621-2571		088-621-2870	*-9570
	生産基盤課	088-621-2438		088-621-2860	*-2438
	道路整備課	088-621-2547		088-621-2867	*-2547
	安全衛生課	088-621-2264		088-624-2848	*-2264
	東部保健福祉局〈徳島〉	088-626-8712		088-626-8732	*-088-626-8712
	東部県土整備局〈徳島〉	088-653-8811			*-088-653-9520
	東部保健福祉局〈徳島保健所〉	088-652-5151		088-652-9334	389
	東部農林水産局〈徳島〉	088-626-8511			*-088-626-8561
	東部県税局〈徳島〉	088-626-8812			*-088-626-8812
气象台	徳島地方气象台	088-622-3857			221**2
放送機関	NHK	088-626-5970			372
	四国放送	088-623-2121			373
	F M徳島	088-656-2111		088-624-3515	375

関係機関名		電話番号	内線番号	F A X 番号	防災無線(県)
通信機関	日 本 電 信 電 話	088-621-4165			
運 輸 省	四 国 運 輸 局	088-631-4883			
J R	徳 島 保 線 区	088-652-6864			
町 内	上 分 中 学 校				
	神 山 中 学 校	088-676-0506			
	神 山 東 中 学 校	088-678-0352			
	上 分 小 学 校				
	下 分 小 学 校				
	左 右 内 小 学 校	088-677-0605			
	神 領 小 学 校	088-676-0015			
	鬼 籠 野 小 学 校				
	阿 川 小 学 校				
	広 野 小 学 校	088-678-0806			
	神山町養護老人ホーム	088-676-0255			
	農村環境改善センター	088-676-1177			
	町 民 体 育 館				



## 14章 南海トラフ地震臨時情報に関する資料

### 1 節 南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件

「南海トラフ地震に関連する情報」は、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについてお知らせするもので、この情報の種類と発表条件は次のとおりです。

#### 「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件

「南海トラフ地震に関連する情報」は、以下の2種類の情報名で発表します。

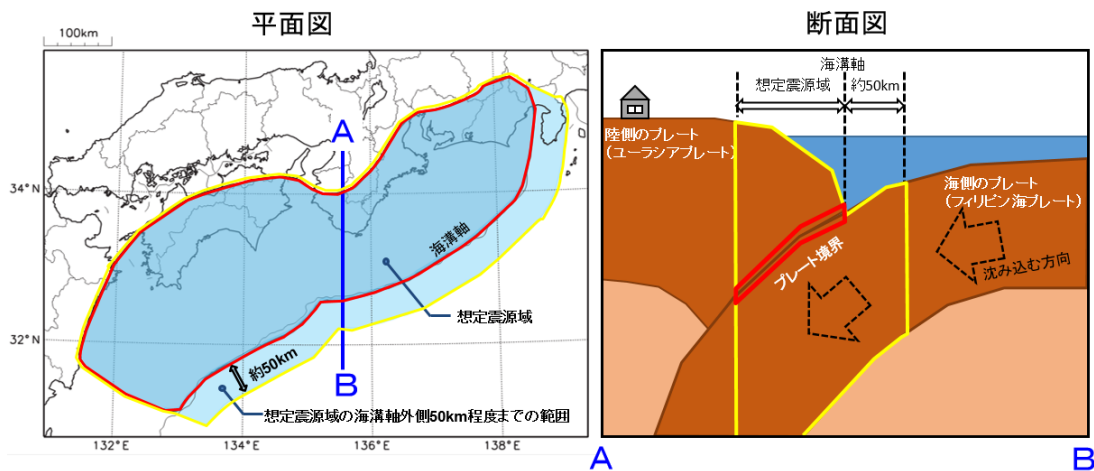
情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）  ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります

#### 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表します。

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	次のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 監視領域内（下図黄枠部）でマグニチュード 6.8 以上 <sup>*1</sup> の地震 <sup>*2</sup> が発生 1カ所以上のひずみ計 <sup>*3</sup> での有意な変化 <sup>*4</sup> と共に、他の複数の観測点

	<p>でもそれに関係すると思われる変化<sup>※4</sup>が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべり<sup>※5</sup>が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</p> <p>その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</p>
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード <sup>※6</sup> 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0以上の地震 <sup>※2</sup> が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合



想定震源域内（科学的に想定される最大規模の南海トラフ地震の想定震源域（中央防災会議、2013））のプレート境界部（図中赤枠部）と監視領域（想定震源域内および想定震源域の海溝軸外側 50km 程度：図中黄枠部）

※1：モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始します。

※2：太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除きます。

※3：当面、東海地域に設置されたひずみ計を使用します。

※4：気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさを異常レベルを1～3として、異常監視を行っています。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されています。

具体的には、

レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定。

レベル2：レベル1の1.5～1.8倍に設定。

レベル3：レベル1の2倍に設定。

「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、

「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味します。

※5：ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりと異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味します。

南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されています。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始します。

なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としません。

※6：断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュードです。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っています。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いています。

○南海トラフ沿いで異常な現象が観測されず、本情報の発表がないまま、突発的に南海トラフ地震が発生することもあります。

○地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合でも南海トラフ地震が発生しないこともあります。

○南海トラフ地震の切迫性は高い状態にあり、いつ地震が発生してもおかしくないことに留意が必要です。

○本情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行っていません。

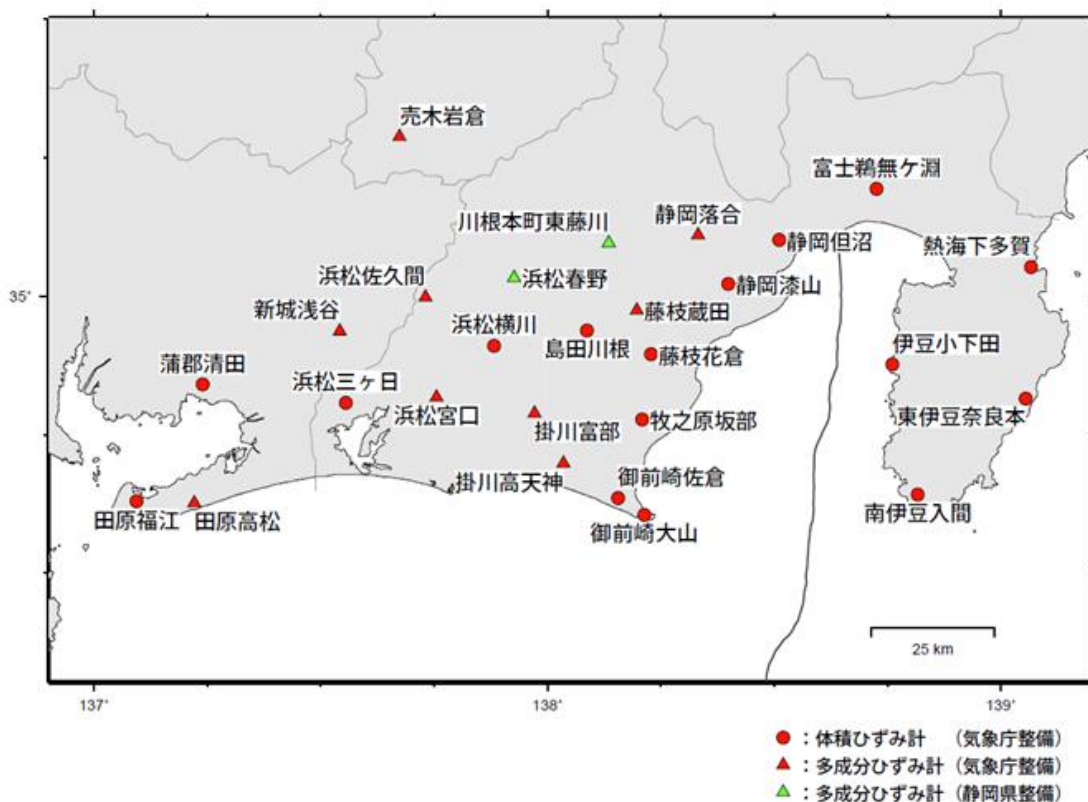
## 2節 ひずみ計観測地点の一覧

南海トラフ地震に関連する情報の発表にあたり、気象庁が調査を開始する対象となる現象を判断する際に用いているひずみ計観測点は、現在、東海地域に設置されている以下の27点です。

観測点名は、「市町村名」（市町村の名称）に、「町・字名等」（町名、字名、あるいは施設名称等、その場所や地域を示す広く知られた名称）を加えた名称になっています。例えば、愛知県田原市福江町にある観測点の名称は、「田原福江（たはらふくえ）」となります。

情報の発表に用いるひずみ計観測点		
所在県	観測点	読み方
愛知県	田原福江	たはらふくえ
	田原高松	たはらたかまつ
	新城浅谷	しんしろあさや
	蒲郡清田	がまごおりせいだ
長野県	売木岩倉	うるぎいわくら
静岡県	浜松三ヶ日	はままつみっかぴ
	浜松横川	はままつよこかわ
	浜松佐久間	はままつさくま
	浜松宮口	はままつみやぐち
	掛川富部	かけがわとんべ
	掛川高天神	かけがわたかてんじん
	御前崎大山	おまえざきおおやま
	御前崎佐倉	おまえざきさくら
	牧之原坂部	まきのはらさかべ
	島田川根	しまだかわね
	静岡漆山	しずおかうるしやま
	静岡落合	しずおかおちあい
	静岡但沼	しずおかただぬま
	藤枝花倉	ふじえだはなぐら
	藤枝蔵田	ふじえだくらた
	浜松春野	はままつはるの
	川根本町東藤川	かわねほんちょうひがしふじかわ
	南伊豆入間	みなみいずいるま
	熱海下多賀	あたましもたが
	富士鶴無ヶ淵	ふじうないがふち
	伊豆小下田	いずこしもだ
	東伊豆奈良本	ひがしいずならもと

浜松春野および川根本町東藤川のひずみ計は静岡県が設置したものです。



### 3節 ひずみ計とは

ひずみ計とは、地下の岩盤の伸び・縮みを非常に高感度で観測できる地殻変動の観測装置のことです。ボアホールと呼ばれる直径 15 センチメートル程度の縦穴を数百メートル掘削し、その底に円筒形の検出部が埋設されています。

地下の岩盤は、周囲からの力を受けて、ごくわずかですが伸び縮みします。ひずみ計は、その検出部が岩盤と同じように変形することで、岩盤の伸び縮みを検出します。その精度はきわめて高く、岩盤の伸び縮みを 10 億分の 1 の相対変化まで測定します。この相対精度は、小中学校にあるプール（長さ 25 メートル、幅 10 メートル、深さ 1.5 メートル程度）に水を満たし、直径 1 センチメートルのビー玉を入れた時に生ずる、ごくわずかな体積の変化でも検出できる精度です。

プレート境界のゆっくりすべり等に伴うごくわずかな岩盤の伸び縮みを捉えるため、気象庁は東海地域にひずみ計による地殻変動の観測網を展開しています（静岡県が設置した観測点も含まれます）。各観測点の観測データは、常時、専用回線で気象庁に集約されます。このデータは、南海トラフ地震に関連する情報の発表のために使われています。

## 15章 その他の資料

### 1 節 神山町建設業者一覧表

店舗名	代表者氏名	住所	電話番号
(株) 名 正 建 設	笠 原 慎 吾	上分字川又128	677-0040
(有) 川 南 建 設	森 本 義 則	上分字川又南170-1	677-0121
(有) 田 村 建 設	田 村 範 訓	上分字中津702	677-0201
(有) 西 森 組	西 森 規 夫	上分字川又西4-2	677-0207
(株) 拓 洋 建 設	板 東 伸	上分字江島3-1	677-0080
(有) 金 泉 土 建	蔭 山 昭 夫	上分字金泉51	677-1038
(株) 南 本 組	南 本 敏 宏	下分字北字井26	677-0365
(有) 横 川 組	横 川 健 司	下分字中喜来287-2	677-1024
(有) 大 南 組	大 南 信 也	神領字中津106	676-0069
(株) 昇 旭 建 設	藤 本 昇	神領字西野間30-1	676-0056
岩 丸 建 設 (有)	岩 丸 治 男	神領字西小野64	676-0624
(有) や ま か 建 設	河 野 栄 介	鬼籠野字東分93-1	676-0376
(有) 佐 々 木 建 設	佐 々 木 徳 太 郎	鬼籠野字一ノ坂505-15	678-0552
(有) 司 建 工	森 下 隆 司	鬼籠野字阿保坂284	676-1299
(有) 永 正 組	竹 添 正 信	阿野字齒ノ辻368-3	678-0616
(株) 相 原 工 業	相 原 匠 男	阿野字五反地394-3	678-0756
(有) 花 井 建 設	花 井 一 郎	阿野字橘谷91	678-0150
(有) 坂 東 工 業	坂 東 精 治	阿野字長瀬118-1	678-0220
(株) 松 浦 工 業	松 浦 一 文	阿野字井ノ谷53-4	678-0336
(有) 相 原 土 建	相 原 専 一	阿野字屋那瀬106	678-1423
(株) 昭 和 土 建	小 山 益 佳	阿野字松尾118	678-0055
(株) 朝 日 本 土 建	朝 日 春 樹	下分字東稻原214-1	677-1577

## 2 節 神山町水道工事店一覧表

店舗名	代表者氏名	住所	電話番号
森 管 工 事 店	森 洋 三 郎	神山町神領字中津	676-0165
佐 藤 金 物 店	佐 藤 英 雄	神山町神領字北	676-0071
清 水 工 業	清 水 忠	神山町下分字松ノ本	677-0069
司 建 工	森 下 隆 司	神山町鬼籠野字阿保坂	676-1299
阿 川 設 備	相 原 影 一	神山町阿野字松尾	678-1678

### 3節 一部事務組合（消防）一覧表

組 合 の 名 称	事 務 所 の 所 在 地 ( 電 話 )	構 成 団 体 名
名 西 消 防 組 合	〒779-3223 石井町高川原字高川原66-8 088-674-6788 FAX 088-674-6706	石井町, 神山町
板 野 東 部 消 防 組 合	〒771-0201 北島町北村字大開11-1 088-698-0119 FAX 088-698-3012	松茂町, 北島町, 藍住町
板 野 西 部 消 防 組 合	〒779-0114 板野町羅漢字前田35 088-672-0198 FAX 088-672-2977	板野町, 上板町
徳 島 中 央 広 域 連 合	〒776-0010 鴨島町鴨島115-1 0883-22-2255 FAX 0883-22-2055	吉野川市, 阿波市
美 馬 西 部 消 防 組 合	〒771-2106 美馬町字天神119 美馬西部消防本部内 0883-63-2214 FAX 0883-63-5601	美馬市, つるぎ町
み よ し 広 域 連 合	〒771-2502 東みよし町足代345-1 0883-76-5119 FAX 0883-76-5120	三好市, 東みよし町
海 部 消 防 組 合	〒775-0004 牟岐町大字川長字新光寺98-1 0884-72-0600 FAX 0884-72-2999	那賀町, 美波町, 牟岐町, 海陽町



4節 避難施設一覧表

地域名	避難場所		施設の概要		避難場所対象となる災害								設備の有無			備蓄資材(町備蓄数)																電話番号	IP電話	建築年度	耐震	
	施設名	所在地	施設の状況	収容可能人員	地震	土砂	洪水	台風	火災	福祉	トイレ	空調	炊出し設備	有無	毛布(難燃)	乾パン・ビスケット	レトルト食品	食器	発電機	コードリール	ガソリン携行缶	三脚付投光器	救急箱(20人用)	担架	携帯ラジオ	懐中電灯	浄水器	衛星携帯電話(通信機器)	診断	改修						
上分	旧上分小学校西側校舎	川又西	鉄筋コンクリート3階建	100	○	○					○																			-	-	S59	○	-	-	
	上分公民館	川又西	鉄筋コンクリート2階建	70	○	○	○	○	○		○	○	○	○	50	100	100		1	1	1	1	1	1	1	1	1	20		1	088-677-0010	2021	H26	○	-	-
下分	下分公民館	今井	鉄筋コンクリート2階建	80	○	○	○	○	○		○	○	○	○	50	100	100		1	1	1	1	1	1	1	1	30		1	088-677-0004	2023	S57	○	-	-	
	下分保育所	西寺	木造平屋建	60	○	○					○	○																	088-677-0222	2026	H03	○	-	-		
	旧下分小学校運動場	西寺	グラウンド	300	○	○					○																		-	-	-	-	-	-		
神領	神山町役場	本野間	鉄筋コンクリート2階建	80	○	○	○	○	○		○	○	○	○	180	1000	750	300	2	2	2	1	1	1	1	10	20	1	1	088-676-1111	2000	S42	○	済	済	
	城西高校神山校	北	鉄筋コンクリート3階建	200	○	○					○	○																	088-676-0029	-	S51	○	済	済		
	城西高校神山校体育館	北	鉄骨平屋建	180	○	○					○																		-	-	S54	○	済	済		
	城西高校神山校武道場	北	鉄骨平屋建	130							○																		-	-	S57	○	-	-		
	神領小学校	大埜地	鉄筋コンクリート3階建	85							○	○																	088-676-0015	2050	S56	○	済	済		
	神領小学校体育館	大埜地	鉄骨平屋建	150	○	○					○																		-	-	S58	○	済	済		
	神領幼稚園	大埜地	鉄骨平屋建	40	○	○					○	○																	-	-	S60	○	済	済		
	町民総合運動場	大埜地	グラウンド	800	○	○					○																		-	-	-	-	-	-		
	神山中学校	大埜地	鉄筋コンクリート3階建	200							○	○																	088-676-0506	2052	R4	○	-	-		
	旧神山中学校	西上角	鉄筋コンクリート4階建	280							○	○																	088-676-1111	2000	S47	○	済	済		
	神山中学校体育館	西上角	鉄骨平屋建	190	○	○					○																		-	-	S49	○	済	済		
	養護老人ホーム	西上角	鉄筋コンクリート平屋建	10						○	○	○																	088-676-0255	2030	H10	○	済	済		
	社会福祉協議会	本上角	鉄筋コンクリート2階建	50	○	○	○	○	○		○	○	○	○	50														088-676-1166	4430	S56	○	済	済		
鬼籠野	旧鬼籠野小学校体育館	川東	鉄骨平屋建	160	○	○				○																			-	-	S51	○	済	済		
	旧鬼籠野小学校運動場	川東	グラウンド	400	○	○					○																		-	-	-	-	-	-		
	旧鬼籠野幼稚園	川東	鉄骨平屋建	30	○	○					○	○																	-	4988	S59	○	-	-		
	鬼籠野公民館	川東	鉄筋2階建	40	○	○	○	○	○		○	○	○	○	50	100	100		1	1	1	1	1	1	1	1	20		1	088-676-0111	2024	S57	○	-	-	
	鬼籠野生活改善センター	川東	鉄骨2階建	10	○	○	○	○	○		○	○																	-	-	S52	○	済	済		
	旧鬼籠野小学校一ノ坂分校	一ノ坂	鉄筋コンクリート2階建	50	○	○					○																		-	-	S53	○	済	済		
阿川	旧阿川小学校	地ノ平	鉄筋コンクリート3階建	170	○	○				○																			-	-	S58	○	-	-		
	旧阿川幼稚園	地ノ平	鉄骨平屋建	30	○	○				○																			-	-	S59	○	-	-		
	阿川公民館	地ノ平	鉄骨2階建	60	○	○	○	○	○		○	○	○	○	50	100	100		1	1	1	1	1	1	1	20		1	088-678-0332	2025	S61	○	-	-		
広野	広野小学校	広野	鉄筋コンクリート3階建	180	○	○				○	○				150	150													088-678-0806	2051	S53	○	済	済		
	広野小学校体育館	広野	鉄骨平屋建	200	○	○					○																		-	-	H07	○	-	-		
	広野小学校運動場	広野	グラウンド	450	○						○																		-	-	-	-	-	-		
	旧広野小学校	広野	鉄筋コンクリート3階建	180	○	○					○																		-	-	S46	○	済	済		
	旧広野小学校体育館	広野	鉄骨平屋建	100	○	○					○																		-	-	H04	○	-	-		
	広野支所	五反地	鉄筋コンクリート3階建	90	○	○	○	○	○		○	○	○	○	50					1	1	1	1	1	1	1	40		1	088-678-1111	2020	S56	○	済	済	
	特養神山すだち園	長谷	鉄筋コンクリート平屋建	20						○	○																		088-678-0708	2030	H05	○	-	-		

## 5 節 消防水利一覽表

地区名 分団名	防火水槽		消 火 栓		消 防 道	備 考
	40 m <sup>3</sup> 以上	40 m <sup>3</sup> 未満	口径65mm以上	口径65mm未満		
上 分	25	8	6	2	12	
下 分	16	18	21	3	11	
左 右 内	8	14	4	1	3	
神 領	20	14	65	6	13	
鬼 籠 野	23	8	47	0	6	
阿 川	19	17	19	0	4	
広 野	24	7	68	15	13	
計	135	86	230	27	62	

## 6 節 避難路一覽表

避難路一覧表 (1/5)

路線番号	路線名	道路種別	路線番号	路線名	道路種別
0001	焼山寺線	1級町道	0079	宇井江田線	2級道路
0002	黒河中山線	1級町道	0080	入手坂丸線	2級道路
0003	上浦長谷線	1級町道	0100	金泉線	その他町道
0004	二ノ宮焼山寺線	1級町道	0101	本名船底線	その他町道
0005	地野々線	1級町道	0102	大久保線	その他町道
0006	青井夫谷線	1級町道	0103	松坂線	その他町道
0007	野間殿川内線	1級町道	0104	大地線	その他町道
0008	喜来谷線	1級町道	0105	本根川府殿線	その他町道
0009	大地谷線	1級町道	0106	屋那瀬二ノ宮線	その他町道
0010	奥鍋長野線	1級町道	0107	宮前水舟線	その他町道
0011	川又線	1級町道	0108	大中尾線	その他町道
0012	河口線	1級町道	0109	長田北山線	その他町道
0050	塩水線	2級道路	0110	高浜上線	その他町道
0051	中津本名線	2級道路	0111	川又南西影線	その他町道
0052	西久地殿宮線	2級道路	0112	江田川西線	その他町道
0053	露田喜来線	2級道路	0113	中津大中尾線	その他町道
0054	五反地持部線	2級道路	0114	中津沢谷線	その他町道
0055	東左右山線	2級道路	0115	大中尾府殿線	その他町道
0056	馬喰草行者野線	2級道路	0116	下宮中津線	その他町道
0057	日浦福原線	2級道路	0117	府殿川井線	その他町道
0058	元山線	2級道路	0118	倉木線	その他町道
0059	北上角線	2級道路	0119	殿宮今丸線	その他町道
0060	大中尾本根川線	2級道路	0120	殿宮線	その他町道
0061	新田江田線	2級道路	0121	坂丸線	その他町道
0062	江田線	2級道路	0122	入手石本線	その他町道
0063	谷線	2級道路	0123	立岩名線	その他町道
0064	青井夫元山線	2級道路	0124	中峯線	その他町道
0065	折木線	2級道路	0125	狩倉線	その他町道
0066	名ヶ平大久保線	2級道路	0126	名ヶ平長野線	その他町道
0067	中内線	2級道路	0127	川又中喜来線	その他町道
0068	拝府線	2級道路	0128	川又落跡線	その他町道
0069	横倉線	2級道路	0129	中津金泉線	その他町道
0070	入手柿道線	2級道路	0130	神道線	その他町道
0071	日浦馬地線	2級道路	0131	下喜来線	その他町道
0072	左右山三ツ木線	2級道路	0132	今井線	その他町道
0073	江畠柿道線	2級道路	0133	中内三ツ木線	その他町道
0074	入手江畠線	2級道路	0134	谷口寺久保線	その他町道
0075	江田川東線	2級道路	0135	中喜来地中線	その他町道
0076	金泉江田線	2級道路	0136	寺久保線	その他町道
0077	中谷線	2級道路	0137	栗生野横倉線	その他町道
0078	川又中内線	2級道路	0138	西稻原南山線	その他町道

避難路一覧表 (2/5)

路線番号	路線名	道路種別	路線番号	路線名	道路種別
0139	南山線	その他町道	0180	阿保坂元山線	その他町道
0140	東稻原線	その他町道	0181	東分星越線	その他町道
0141	大黒線	その他町道	0182	籠ヶ谷線	その他町道
0142	地中左右内線	その他町道	0183	小原元山中央線	その他町道
0143	奥鍋地中線	その他町道	0184	中内岩田線	その他町道
0144	南峯地野線	その他町道	0185	土釜線	その他町道
0145	南峯下線	その他町道	0186	谷川谷線	その他町道
0146	矢ノ内線	その他町道	0187	中分中内線	その他町道
0147	松ノ本線	その他町道	0188	若林線	その他町道
0148	松ノ本石堂線	その他町道	0189	大平線	その他町道
0149	京地古庫線	その他町道	0190	猪ノ頭連絡線	その他町道
0150	長倉高根線	その他町道	0191	中分露田線	その他町道
0151	長倉石堂線	その他町道	0192	黒河一ノ坂線	その他町道
0152	蛭子滝線	その他町道	0193	流田線	その他町道
0153	横小路線	その他町道	0194	黒河流田線	その他町道
0154	影線	その他町道	0195	猪ノ頭線	その他町道
0155	日浦山線	その他町道	0196	おつげ線	その他町道
0156	北線	その他町道	0197	一ノ坂中央線	その他町道
0157	本野間線	その他町道	0198	梅ノ木線	その他町道
0158	長命線	その他町道	0199	消燈線	その他町道
0159	筏津線	その他町道	0200	喜来前田線	その他町道
0160	下野間線	その他町道	0201	溝田線	その他町道
0161	滝の上線	その他町道	0202	日浦養瀬線	その他町道
0162	大埜地線	その他町道	0203	養瀬須賀線	その他町道
0163	腰の宮線	その他町道	0204	櫛野橋谷線	その他町道
0164	神領中津線	その他町道	0205	大地櫛野線	その他町道
0165	上角大久保線	その他町道	0206	笠木線	その他町道
0166	西野間線	その他町道	0207	名田河白嶽線	その他町道
0167	西上角線	その他町道	0208	二本木方子線	その他町道
0168	岩丸線	その他町道	0209	広野線	その他町道
0169	大埜地瀧津線	その他町道	0210	齒ノ辻下地線	その他町道
0170	高浜線	その他町道	0211	下高瀬線	その他町道
0171	北山線	その他町道	0212	高瀬線	その他町道
0172	長又下線	その他町道	0213	行者野方子線	その他町道
0173	杜氏峠線	その他町道	0214	広野橋線	その他町道
0174	赤木谷西那河内線	その他町道	0215	倉目線	その他町道
0175	奥谷元山線	その他町道	0216	藤守南倉目線	その他町道
0176	青井夫高津線	その他町道	0217	持部線	その他町道
0177	大蔵線	その他町道	0218	折木田ノ窪線	その他町道
0178	笹のゆ線	その他町道	0219	五反地中峯線	その他町道
0179	中内金岩線	その他町道	0220	杉次郎線	その他町道

避難路一覧表 (3/5)

路線番号	路線名	道路種別	路線番号	路線名	道路種別
0221	大門線	その他町道	0262	倉目中谷線	その他町道
0222	長瀬線	その他町道	0263	立岩一宇夫線	その他町道
0223	地の平持部線	その他町道	0264	川又中谷線	その他町道
0224	地の平線	その他町道	0265	宮分線	その他町道
0225	西谷線	その他町道	0266	門屋線	その他町道
0226	石堂線	その他町道	0267	有懸線	その他町道
0227	北松尾線	その他町道	0268	西大久保線	その他町道
0228	松尾線	その他町道	0269	落合線	その他町道
0229	本名二ノ宮線	その他町道	0270	北馬喰草長谷線	その他町道
0230	神木代次線	その他町道	0271	井ノ谷船底線	その他町道
0231	庄部府中線	その他町道	0272	福原須賀線	その他町道
0232	岩丸御堂谷線	その他町道	0273	北傍地西地線	その他町道
0233	府中上河内線	その他町道	0274	代次下線	その他町道
0234	神木船底線	その他町道	0275	安吉大久保線	その他町道
0235	日浦線	その他町道	0276	暮石線	その他町道
0236	日浦宇度木線	その他町道	0277	筏津下線	その他町道
0237	左右内東山線	その他町道	0278	西の向線	その他町道
0238	刈初線	その他町道	0279	東稻原上線	その他町道
0239	長又小松原線	その他町道	0280	中尾井線	その他町道
0240	五反地線	その他町道	0281	北寄井線	その他町道
0241	大地下線	その他町道	0282	寄井川北線	その他町道
0242	南倉目線	その他町道	0283	行者野線	その他町道
0243	長瀬西線	その他町道	0284	寄井影線	その他町道
0244	名田河線	その他町道	0285	上角元山線	その他町道
0245	福原線	その他町道	0286	中内拝府線	その他町道
0246	小野谷線	その他町道	0287	宮分上線	その他町道
0247	小野線	その他町道	0288	野間大久保線	その他町道
0248	五味線	その他町道	0289	大埜地上線	その他町道
0249	奥屋敷線	その他町道	0290	東谷線	その他町道
0250	野保呂線	その他町道	0291	鍋岩連絡線	その他町道
0251	川又一宇夫線	その他町道	0292	地野下線	その他町道
0252	西久地線	その他町道	0293	中尾井連絡線	その他町道
0253	金泉大中尾線	その他町道	0294	栗生野連絡線	その他町道
0254	名ヶ平線	その他町道	0295	中稻原連絡線	その他町道
0255	名ヶ平中枝線	その他町道	0296	西稻原寺久保線	その他町道
0256	立岩石本線	その他町道	0297	三ツ木線	その他町道
0257	空地線	その他町道	0298	左右山住宅線	その他町道
0258	山中線	その他町道	0299	今井下線	その他町道
0259	宇井中内線	その他町道	0300	今井谷口線	その他町道
0260	持部広石線	その他町道	0301	神領南谷線	その他町道
0261	広石石堂線	その他町道	0302	長代下線	その他町道

避難路一覧表 (4/5)

路線番号	路線名	道路種別	路線番号	路線名	道路種別
0303	栗生野槍滝線	その他町道	0344	矢萩蔭線	その他町道
0304	宇度木中央線	その他町道	0345	地野々馬地線	その他町道
0305	栗生野西線	その他町道	0346	松尾柳水線	その他町道
0306	行部線	その他町道	0347	行者野連絡線	その他町道
0307	中上線	その他町道	0348	持部目白線	その他町道
0308	樫谷中線	その他町道	0349	入手名ヶ平線	その他町道
0309	中谷蔭線	その他町道	0350	塩水青井夫線	その他町道
0310	下喜来連絡線	その他町道	0351	白桃線	その他町道
0311	第二石堂線	その他町道	0352	長野線	その他町道
0312	川東線	その他町道	0353	西久地上線	その他町道
0313	小出線	その他町道	0354	上分中津線	その他町道
0314	流田中央線	その他町道	0355	本根川線	その他町道
0315	広野連絡線	その他町道	0356	南明線	その他町道
0316	倉目長谷線	その他町道	0357	谷中井線	その他町道
0317	弓折線	その他町道	0358	堀の谷線	その他町道
0318	笠置猪ノ頭線	その他町道	0359	河口上線	その他町道
0319	田ノ宮線	その他町道	0360	大地前線	その他町道
0320	広石線	その他町道	0361	南養瀬線	その他町道
0321	初臼長又線	その他町道	0362	鍋岩釘貫線	その他町道
0322	籠ヶ谷小原線	その他町道	0363	焼山名ヶ平線	その他町道
0323	長野西ノ名線	その他町道	0364	下分北岸線	その他町道
0324	焼山寺横倉線	その他町道	0365	金泉北線	その他町道
0325	城山谷線	その他町道	0366	落ノ跡線	その他町道
0326	大埜地下線	その他町道	0367	宮前今井線	その他町道
0327	上角青井夫線	その他町道	0368	猪の頭中線	その他町道
0328	青井夫杜氏線	その他町道	0369	松尾宇度木線	その他町道
0329	宮分下線	その他町道	0370	剣山線	その他町道
0330	高瀬中央線	その他町道	0371	栗生野中線	その他町道
0331	齒ノ辻線	その他町道	0372	一宇夫線	その他町道
0332	二本木線	その他町道	0373	中谷連絡線	その他町道
0333	長谷八幡線	その他町道	0374	折木日の地線	その他町道
0334	阿保坂東線	その他町道	0375	宮前新橋線	その他町道
0335	殿宮大中尾線	その他町道	0376	谷西野間線	その他町道
0336	一本杉線	その他町道	0377	府中線	その他町道
0337	小原中津川線	その他町道	0378	有懸連絡線	その他町道
0338	中内連絡線	その他町道	0379	折木上線	その他町道
0339	東分住宅線	その他町道	0380	長代神木線	その他町道
0340	名本一宇夫線	その他町道	0381	大中尾引地線	その他町道
0341	長代屋那瀬線	その他町道	0382	南馬喰草線	その他町道
0342	北馬喰草線	その他町道	0383	日浦上線	その他町道
0343	入手連絡線	その他町道	0384	左右内上線	その他町道

避難路一覧表 (5/5)

路線番号	路線名	道路種別
0385	馬地地中線	その他町道
0386	寄井府中線	その他町道
0387	蔭長野線	その他町道
0388	庄部線	その他町道
0389	阿波線	その他町道
0390	阿波猪の頭線	その他町道
0391	暮石拝府線	その他町道
0392	中喜来焼山線	その他町道
0393	長谷下線	その他町道
0394	上浦倉目線	その他町道
0395	広石下線	その他町道
0396	上角中津線	その他町道
0397	小原府能線	その他町道
0398	寄井本線	その他町道
0399	東分線	その他町道
0400	南峯横倉線	その他町道
0401	妙見線	その他町道
0402	代次上河内線	その他町道
0403	本上角線	その他町道
0404	猪ノ頭東線	その他町道
0405	笠木一ノ坂線	その他町道
0406	金泉上線	その他町道
0407	齒ノ辻童学寺線	その他町道
0408	下地線	その他町道
0409	川東府能線	その他町道
0410	馬地横倉線	その他町道
0411	喜来養瀬線	その他町道
0412	一ノ坂西	その他町道
0413	上角本線	その他町道
0414	長瀬東線	その他町道
0415	長瀬中央線	その他町道
0416	代次中央線	その他町道
0417	元山東連絡線	その他町道
林-	元山槻地線	林道
林-	本根川線	林道
林-	神通線	林道
林-	大中尾線	林道
林-	南上角線	林道
林-	焼山寺名ヶ平線	林道
林-	大地の森線	林道
林-	羽谷線	林道

路線番号	路線名	道路種別
林-	地中連絡線	林道
林-	大川原旭丸線	林道
林-	加仁輪線	林道
林-	上角元山線	林道
林-	倉羅川井峠線	林道
林-	五味線	林道
林-	中峯殿宮線	林道
林-	今丸線	林道
林-	殿宮線	林道
林-	矢冶谷線	林道
林-	奥屋敷線	林道

## 消防水利詳細

区分 部落名	消火栓	防火水そう		用水路	自然水利 (水利名)	整備計画			
		40m <sup>3</sup> 以上	40m <sup>3</sup> 未満			消火栓	防火水そう		自然 水利 消防道
							40m <sup>3</sup> 以上	40m <sup>3</sup> 以上	
江 田		3			江 田 谷	1			
金 泉		3	1	1	神 通 谷	1			
中 津		2	1	1	〃	1			
大 中 尾		3	1		〃	1			
奥 屋 敷					鮎 喰 川 本 流				
本 根 川					〃	1			
府 殿					〃				
檜 平					〃				
殿 宮		2			〃				
大 影					〃				
坂 丸		1			〃				
柿 道					〃				
江 畠		2			〃	1			
入 手					〃	1			
入 手 口					〃				
石 本		1			北 谷 川	1			
名		2			〃				
中 峯		1							
西 久 地		1	1		北 谷 川				
名 ヶ 平		2							
一 宇 夫		1	1		北 谷 川				
立 岩					北 谷 川				
川 又 西	2		1		鮎 喰 川 本 流				



区分 部落名	消火栓	防火水そう		用水路	自然水利 (水利名)	整備計画			
		40m <sup>3</sup> 以上	40m <sup>3</sup> 未満			消火栓	防火水そう		自然 水利 消防道
							40m <sup>3</sup> 以上	40m <sup>3</sup> 以上	
川 又	4				鮎 喰 川 本 流				
川 又 南		1			神 通 谷				
有 懸					”		1		
門 屋	2		2		鮎 喰 川 本 流		1		
西 ノ 名					”		1		
地 野	1	1			”				
南 地 野				1	”				
京 地	1			1	”				
松 ノ 本	1	2		1	”				
栗 生 野		1			”		1		
東 稲 原	1	2	1		”				
中 稲 原	3		1		”		1		
北 中 稲 原				1	”				
北 西 稲 原					”				
西 稲 原	2				”				
南 山									
矢 ノ 内		1			鮎 喰 川 本 流				
大 石 ノ 本				1	”				
箱 石				1	”				
花 ノ 木					鮎 喰 川 本 流				
左 右 山	2	1	1	1	”		2		
東 寺					”				
西 寺	2		2		”				
田 ノ 上									

区分 部落名	消火栓	防火水そう		用水路	自然水利 (水利名)	整備計画			
		40m <sup>3</sup> 以上	40m <sup>3</sup> 未満			消火栓	防火水そう		自然 水利 消防道
							40m <sup>3</sup> 以上	40m <sup>3</sup> 以上	
水 舟									
西 大 戸									
今 井	8		3		鮎 喰 川 本 流		1	1	
谷 口	1				”				
大 久 保		1							
安 吉	2		1		鮎 喰 川 本 流		1		
三 ツ 木					三 ツ 木 谷				
上 中 内		1			中 内 谷		1		
下 中 内			1		”		1		
竹 平		1			竹 平 谷				
暮 石		1	1						
拝 府			1						
檜 谷		2	1						
北 宇 井					鮎 喰 川 本 流				
宇 井					”				
中 谷		1							
名 本									
蔭									
落 ノ 跡									
下 喜 来		1			喜 来 谷 川		1		
中 喜 来			3		”		1		
長 野			2		”		1		
焼 山							1		
黒 口			1		左 右 内 谷				

区分 部落名	消火栓	防火水そう		用水路	自然水利 (水利名)	整備計画			
		40m <sup>3</sup> 以上	40m <sup>3</sup> 未満			消火栓	防火水そう		自然 水利 消防道
							40m <sup>3</sup> 以上	40m <sup>3</sup> 以上	
鍋 岩	3	1	1		左 右 内 谷				
庄 部			1						
渡 内									
松 阪		1	2						
城 川 内		1	1						
左 右 内			3		左 右 内 谷				
釘 貫					〃				
地 中	2	1	3						
馬 地		1							
横 倉		1	2						
南 峯		2							
高 根									
石 堂		1			谷 川				
谷	6	1	1		谷 川				
北	14	1	1		谷川・野間谷鮎喰川本 流	1			
川 北	1				鮎 喰 川 本 流				
南 野 間					野 間 谷				
西 野 間	5		2	1	〃				
本 野 間	2	2		1					
東 野 間	2		1	1					
大 埜 地	5	2		1	鮎 喰 川 本 流				
中 津	3	1	1		〃				
西 大 久 保		1			上 角 谷				
東 大 久 保		1			〃				

区分 部落名	消火栓	防火水そう		用水路	自然水利 (水利名)	整備計画			
		40m <sup>3</sup> 以上	40m <sup>3</sup> 未満			消火栓	防火水そう		自然 水利 消防道
							40m <sup>3</sup> 以上	40m <sup>3</sup> 以上	
南 上 角		2			上 角 谷				
西 上 角	13		3		〃		1		
本 上 角	7	1	1		〃		1		
北 上 角	3	2			〃				
東 青 井 夫	2	2			青 井 夫 谷	1			
西 青 井 夫	4	2	1		〃		1		
本 小 野	3	1	2		鮎 喰 川 本 流				
西 小 野	1		1		〃				
猪 ノ 頭		2	2				1		
一 ノ 坂	5	2							
坂 瀬 川	7	2							
日 浦		3	3		鬼 籠 野 谷 川				
黒 河	4	2			黒 河 谷		1		
喜 来	6				黒 河 谷		1		
川 東	5	1		1	鬼 籠 野 川	4	1	1	
東 分	8				〃	7	1		
中 分	2				〃	2			
西 分	5	2	1		〃	4	1		
阿 保 坂	5	3	1			4	1		
小 原		1							
中 津 川		1			鬼 籠 野 川		1		
中 内		1			〃			1	
元 山		3	1		〃				
井 の 谷	4		2		阿 鮎 喰 川 本 谷 流				

区分 部落名	消火栓	防火水そう		用水路	自然水利 (水利名)	整備計画			
		40m <sup>3</sup> 以上	40m <sup>3</sup> 未満			消火栓	防火水そう		自然 水利 消防道
							40m <sup>3</sup> 以上	40m <sup>3</sup> 以上	
本 名	6	1			鮎 喰 川 本 流				
福 原	4				〃			1	
黒 木									
船 底		1				1			
神 木		1	1		阿 川 谷				
東 代 次		1							
代 次		2	2						
地 ノ 平	2				阿 川 谷	1			
二 ノ 宮	3	1			〃				
石 堂									
広 石		1			広 石 谷	1			
北 松 尾									
松 尾		1	4			1		1	
日 浦		1	1						
上 河 内		2	1						
宇 度 木		2	1			1			
浅 川									
川 平		1	1						
長 代			1			1			
府 中		2							
宮 分		2	4						
屋 那 瀬					鮎 喰 川 本 流			1	
北 養 瀬		2				1			
南 養 瀬	1	1							

区分 部落名	消火栓	防火水そう		用水路	自然水利 (水利名)	整備計画			
		40m <sup>3</sup> 以上	40m <sup>3</sup> 未満			消火栓	防火水そう		自然 水利 消防道
							40m <sup>3</sup> 以上	40m <sup>3</sup> 以上	
馬地	6				鬼籠野川		1		
地野々	2				鮎喰川本流				
橘谷	1				鬼籠野川			1	
櫛野		1							
大地	3	6	4		大地谷				
名田河	2	1			〃				
雨返	1				〃				
河口	2				鮎喰川本流				
広野	5				鮎喰川本流		1	1	
南馬喰草	2								
白嶽	2	1					1		
方子	2	2							
南行者野	5				鮎喰川本流				
齒ノ辻	6				〃				
下地	7						1		
長谷	8	1	1		長谷川				
北馬喰草	4				鮎喰川本流				
杉次郎									
中峯									
南倉目	3	1					1		
北倉目	4	2							
折木		1	1				1		
田ノ窪		1							
峯長瀬		1							

区分 部落名	消火栓	防火水そう		用水路	自然水利 (水利名)	整備計画			
		40m <sup>3</sup> 以上	40m <sup>3</sup> 未満			消火栓	防火水そう		自然 水利 消防道
							40m <sup>3</sup> 以上	40m <sup>3</sup> 以上	
五反地	8	1			鮎喰川本流		3		1
長瀬	6		1		〃				
須賀		1							
持部		1							
駒坂	3				鮎喰川本流				

## 7 節 協定書

### 徳島県及び市町村の災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第67条第1項及び第68条第1項に基づき、県内で災害が発生し、被災した市町村のみでは十分な対策を講じることが出来ない場合に、徳島県（以下「県」という。）及び県内市町村が応援を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 応急対策等に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供
- (3) 避難及び収容のための施設の提供
- (4) 救護、医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (5) 救助及び救援活動に必要な車両等の提供及びその他資機材の提供
- (6) 被災児童、被災生徒等の一時受入れ
- (7) ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- (8) 遺体の火葬のための施設の提供
- (9) その他被災市町村から特に要請があった事項

(応援要請の手続等)

第3条 応援を受けようとする被災市町村（以下「受援市町村」という。）は、原則として、次の事項を明らかにして、他の市町村に電話等による要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する内容（人員の派遣については職種・人数、物資・資機材等の搬入については物資等の品目・数量）
- (3) 応援場所及び応援場所への経路
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 受援市町村において、前項の規定による個別の要請をするいとまがないときは、前項各号に掲げる事項を明確にして、県に対して応援を要請することができるものとする。この場合、県は速やかに他の市町村と調整を行うものとする。



(応援の実施)

第4条 応援を要請された市町村は、応援の内容を要請した受援市町村及び県に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに連絡する。

2 応援を行う市町村（以下「応援市町村」という。）は、応援状況等について、適宜、県に対して情報を提供するものとする。

(自主応援の実施)

第5条 県及び市町村は、通信の断絶等により被災市町村と連絡が不可能であり、かつ災害の実態に照らし特に緊急を要し被災市町村が応援の要請を行ういとまがないと認められるときは、被災市町村からの応援要請を待たず、必要な応援を行うことができるものとする。

この場合、第3条第1項の応援の要請があったものとみなす。

2 前項の規定により市町村が応援を行う場合は、県にその旨通知するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として、受援市町村の負担とする。

2 受援市町村において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は応援市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定の確実かつ円滑な実施を図るため、県及び各市町村の防災担当課長等をあらかじめ連絡責任者として定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

(連絡協議会の設置)

第8条 県及び市町村は、この協定に基づいて応援が円滑に行われるよう、徳島県災害時相互応援連絡協議会を設置し、定期的に研究・協議するものとする。

(県の役割)

第9条 県は、この協定が円滑に実施できるよう、市町村を応援し、又は必要な調整を行うものとする。

2 県は、災害の規模が激甚などの理由により、被災市町村が十分な災害応急対策活動を行うことができないと判断した場合、県職員を派遣し、市町村災害対策本部の運営等の支援を行うものとする。

3 県は、災害の規模、場所又は受援市町村からの応援要請内容に照らし、必要と認められた場合、速やかに法第74条の2第1項の規定に基づき国に応援を求めるものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、県又は市町村で既に締結されている協定及び個別に締結する災害時の応援協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、県及び各市町村が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書25通を作成し、各自1通を保有する。

平成25年4月5日

署名 略

## 徳島東部地域における災害時相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模な災害時における応急対策の一層の充実及び強化を図ることを目的として、徳島市、小松島市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町及び上板町（以下「協定市町村」という。）が相互に協力して被災した協定市町村（以下「被災協定市町村」という。）に対し、物資、労力等の応援を行うことについて定める。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 被災者の救出
- (4) 救護活動に必要な車両等の提供
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 被災児童、被災生徒等の一時受入れ
- (7) 救援、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (8) 前各号に定めるもののほか特に要請があった事項

(応援要請の手続等)

第3条 応援を受けようとする被災協定市町村は、原則として、次の事項を明らかにして、電話等による要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第4号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資の品名、物資の数量等
- (3) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、収容を要する被災者の状況及び人数
- (4) 前条第6号に掲げる応援を要請する場合にあっては、被災児童、被災生徒等の学年等
- (5) 前条第7号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣職員の職種別人員
- (6) 応援場所及び応援場所への経路
- (7) 応援を必要とする期間
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(実施)

第4条 応援を要請された協定市町村は、当該協定市町村が管轄する区域に係る災害対

策業務に重大な支障がある場合等を除き、極力その要請に応じるものとする。

- 2 前条の規定にかかわらず、被災協定市町村以外の協定市町村は、災害の実態に照らし、特に緊急を要し被災協定市町村が応援の要請を行ういとまがないと認められるときは、被災協定市町村からの応援要請を待たず、必要な応援を行うことができるものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として、被災協定市町村の負担とする。

- 2 被災協定市町村が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災協定市町村から要請があった場合は、応援する協定市町村が支弁し、応援終了後、被災協定市町村に請求するものとする。

(連絡責任者)

第6条 この協定の確実かつ円滑な実施を図るため、各協定市町村の防災担当課長等をあらかじめ連絡責任者として定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

(その他)

第7条 この協定に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、各協定市町村が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書12通を作成し、各協定市町村は記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年8月10日

署名 略

## 徳島県市町村消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、徳島県内において災害が発生した場合に、徳島県内の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）がそれぞれの消防力を活用して、消防の相互応援を行うことにより、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(協定の区域)

第2条 この協定の実施区域は、徳島県全域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する水火災又は地震等の災害（以下「災害」という。）で、他の市町村等の応援を必要とするものとする。

(他の応援協定との関係)

第4条 この協定は、市町村等の長が別に消防組織法第21条により締結している消防の相互応援に関する他の協定を排除するものではない。

(応援要請)

第5条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次の各号のいずれかに該当する場合に、他の市町村等の長に対して行うものとする。

- (1) 災害が他の市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれがあると認める場合
  - (2) 要請市町村等の消防力のみによっては、災害防御が著しく困難であると認める場合
- 2 前項に規定する応援要請は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。
- (1) 災害の種別及び被害の状況
  - (2) 災害の発生日時及び場所
  - (3) 必要とする車両、資機材等の種別及び数量並びに人員
  - (4) 応援隊の到着希望日時及び集結場所
  - (5) その他必要な事項
- 3 要請市町村等の長は、事後、速やかに前項各号の事項を明記した文書を、応援要請をした市町村等の長に提出するものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長は、特別の理由がない限り、その管轄する地域の消防の任務に重大な支障を及ぼさない範囲において、応援を行うものとする。

- 2 応援市町村等の長は、応援隊を派遣するときは、出発日時等必要事項を遅滞なく要

請市町村等の長に通報するものとする。

- 3 応援市町村等の長は、応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

(応援の特例)

第7条 応援要請がない場合であっても、次のいずれかに該当するときは、市町村等の長は応援隊を派遣して応援することができる。

- (1) 市町村等が、当該市町村等の区域外において、当該市町村等に接する地域及び当該地域周辺部において発生した災害で、その状況から判断して緊急に応援の必要があると認めた場合
- (2) 通信網の途絶等によって、災害が発生した市町村等との連絡が取れない場合で、応援の必要があると認めた場合

- 2 前項に規定する応援は、第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

また、応援市町村等の長は、できる限り速やかに災害が発生した市町村等の長に連絡するものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、要請市町村等の長が応援隊の長を通じて行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第2号の場合において連絡が復旧するまでの間は、応援隊の長は、災害が発生した市町村等の長の指示を待たず応援隊を指揮し、活動することができる。

(報告)

第9条 応援市町村等の長は、応援活動の結果を速やかに要請市町村等の長に報告するものとする。

- 2 要請市町村等の長は、災害活動終了後速やかに災害の概要を応援市町村等の長に報告するものとする。

(連絡会議)

第10条 この協定に係る事務の円滑な推進を図るため、必要の都度、市町村等間における連絡会議を開催するものとする。

(経費負担)

第11条 応援に要した経費については、次により負担するものとする。

- (1) 人件費、消費燃料等の経常的経費、公務災害補償は、原則として応援市町村等の負担とする。
- (2) 前号以外の消火薬剤、食料費等の経費は、原則として要請市町村等の負担とする。

(3) その他多額の経費を要する場合は、その都度関係市町村等の長が協議の上、定める。

(疑義の協議)

第12条 この協定について疑義を生じたときは、市町村等の長が協議の上、定めるものとする。

(実施細目)

第13条 この協定の実施について必要な事項は、市町村等の長が協議の上、別に定めることができるものとする。

(改廃)

第14条 この協定の改廃は、市町村等の長が協議の上、行うものとする。

(適用)

第15条 この協定は、平成10年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書53通を作成し、市町村等の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成10年4月1日

署名 略

## 徳島県消防防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、徳島県内の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、徳島県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定の実施区域は、徳島県全域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する水火災又は地震等の災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次の各号のいずれかに該当する活動のため、航空機の応援を必要と判断した場合に、徳島県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が他の市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれがあると認める場合
- (2) 要請市町村等の消防力のみによっては、災害防御が著しく困難であると認める場合
- (3) その他救急救助活動等において、緊急性があり、かつ、航空機による活動が最も有効な場合

2 応援要請は、徳島県消防防災航空隊事務所に、電話等により次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別及び被害の状況
- (2) 災害の発生日時及び場所
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (5) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量等
- (7) その他必要な事項

(消防防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害現場の気象状況等を確認の上、消防防災航空隊を派遣するものとする。

2 前条の規定による要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。



(消防防災航空隊の隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により、第4条第1項各号に定める活動（以下「消防活動」という。）を応援する場合において、災害現場における消防防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、要請市町村等の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。

この場合において、航空機に搭乗している指揮者が航空機の運航に重大な支障があると認めるときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、要請市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対し、徳島縣市町村消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第5条に規定する応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、徳島県（以下「県」という。）が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第11条の規定にかかわらず、県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この規定に定めのない事項は、県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成10年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書60通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成10年4月1日

署名 略

## 消防相互応援協定書（神山町・石井町）

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、消防に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、消防業務を円滑に推進するため町相互の協力体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。

（地区及び対象）

第2条 この協定の区域は、隣接する町（以下「関係町」という。）とする。

（災害の範囲）

第3条 この協定において、災害とは大規模または特殊火災、救急事故その他突発的災害で、応援活動を必要とするものをいう。

（応援出動の範囲）

第4条 この協定による応援は、次に掲げるとおりとする。

- 1 関係町の区域内に災害が発生した場合に発生地の町長（以下「受援側の長」という。）から要請を受けた場合。
- 2 関係町相互間の境界地域及び当該地域周辺で災害が発生し、消防業務の応援の必要があると判断した場合。

（応援要請の方法）

第5条 応援の要請は、受援側の長から電話その他の方法により次の事項を明確にして応援町長（以下「応援側の長」という。）に対して行うものとする。

- 1 災害の種別
- 2 災害の発生場所
- 3 所要人員及び機械器具、消火薬剤等の種別員数
- 4 応援隊受領（誘導員配置）場所
- 5 その他必要事項

（応援隊の派遣）

第6条 前条の規定により、応援要請を受けた応援側の長は、当該区域内の消防業務に支障を生じない範囲において要請事項に基づき、応援隊を派遣するものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊は受援側の指揮下に入るものとする。

(費用負担)

第8条 応援出動に要した費用は、原則として応援側の負担とする。ただし多額の負担を必要とする等によりこれによりがたい場合は、当事者間において協議のうえ決定する。

(改廃)

第9条 この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

(疑義等の決定)

第10条 この協定で定めた事項について疑義があるとき、又はこの協定で定めない事項で特に必要のあるときは、関係町協議のうえ決定する。

附 則

- 1 この協定は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し協定町長が記名捺印のうえ各1通を保有する。

平成8年4月1日

署名 略

## 消防相互応援協定書（神山町・佐那河内村）

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、消防に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、消防業務を円滑に推進するため町村相互の協力体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。

（地区及び対象）

第2条 この協定の区域は、隣接する町村（以下「関係町村」という。）とする。

（災害の範囲）

第3条 この協定において、災害とは大規模または特殊火災、救急事故その他突発的災害で、応援活動を必要とするものをいう。

（応援出動の範囲）

第4条 この協定による応援は、次に掲げるとおりとする。

- 1 関係町村の区域内に災害が発生した場合に発生地町村長（以下「受援側の長」という。）から要請を受けた場合。
- 2 関係町村相互間の境界地域及び当該地域周辺で災害が発生し、消防業務の応援の必要があると判断した場合。

（応援要請の方法）

第5条 応援の要請は、受援側の長から電話その他の方法により次の事項を明確にして応援町村長（以下「応援側の長」という。）に対して行うものとする。

- 1 災害の種別
- 2 災害の発生場所
- 3 所要人員及び機械器具、消火薬剤等の種別員数
- 4 応援隊受領（誘導員配置）場所
- 5 その他必要事項

（応援隊の派遣）

第6条 前条の規定により、応援要請を受けた応援側の長は、当該区域内の消防業務に支障を生じない範囲において要請事項に基づき、応援隊を派遣するものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊は受援側の指揮下に入るものとする。

(費用負担)

第8条 応援出動に要した費用は、原則として応援側の負担とする。ただし多額の負担を必要とする等によりこれによりがたい場合は、当事者間において協議のうえ決定する。

(改廃)

第9条 この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

(疑義等の決定)

第10条 この協定で定めた事項について疑義があるとき、又はこの協定で定めない事項で特に必要のあるときは、関係町村と協議のうえ決定する。

附 則

- 1 この協定は、平成9年2月3日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し協定町村長が記名捺印のうえ各1通を保有する。

平成9年2月3日

署名 略

## 災害・事故等時の医療救護に関する協定書

神山町（以下「甲」という。）と社団法人西郡医師会（以下「乙」という。）とは、災害・事故等（以下「災害等」という。）時における医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、神山町地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定める。

（計画）

第2条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時医療救護計画を作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は、前項の規定により災害時医療救護計画を作成し、又は修正したときは、これを甲に提出するものとする。

3 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。

- (1) 医師 1名
- (2) 看護師 2名
- (3) 連絡要員 1名

（医療救護活動）

第3条 甲は、神山町地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要があると認めた場合は、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、前項の規定によるほか、大規模災害時等において情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により医療救護班を派遣することができる。

4 乙は、前項の規定により医療救護班を派遣した場合は、速やかに甲にその旨を報告するものとする。

（医療救護班の活動場所）

第4条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

（業務）

第5条 医療救護班の業務は次のとおりとする。

- (1) 傷病者の傷病の程度判定（傷病者の振り分け業務）
- (2) 後方医療救護機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 重症者の応急処置及び中等症者に対する処置
- (4) 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
- (5) 助産
- (6) 死亡の確認及び遺体の検案への協力
- (7) その他医療救護に関すること

（指揮命令）

第6条 医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医薬品の補給等）

第7条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、医療救護班の輸送、通信の確保等、医療救護活動が円滑にできる必要な措置を講ずるものとする。

（医療費）

第8条 医療救護所等、第4条に規定する活動場所における患者（被災者）の医療・助産費は無料とする。

2 後方支援施設における医療・助産費は、原則として患者（被災者）負担とする。

（費用弁償等）

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護等を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の編成及び派遣に要する経費
  - (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合は、その実費
  - (3) 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
- 2 前項に規定する費用弁償等の額については、災害救助法に基づく政令・規則の例による。

（調整）

第10条 乙は、神山町地域防災計画に基づき甲が行う医療助産対策が円滑に実施されるよう、名西郡医師会に対し必要な調整を行うものとする。

2 乙は、会員が自主的に各地域における防災訓練等に参加するよう、指導するものとする。

（求償権）

第11条 第8条及び第9条の規定は、災害等の発生に係る責任者（債務者）に対する求

償権を放棄するものではない。

(細則)

第12条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第13条 前各条に定めない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(期間)

第14条 この協定の有効期間は、平成17年8月1日から平成22年7月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、いずれも相手方に対し当協定の破棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう5年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

(旧協定書)

第15条 平成8年12月25日付けで締結した災害・事故等時の医療救護に関する協定書については、この協定の締結をもって廃止するものとする。

平成17年8月1日

署名 略



## 災害・事故等時の医療救護に関する協定書 実施細則

平成17年8月1日付けで締結した災害・事故等時の医療救護に関する協定書(以下「協定書」という。)第12条に基づく細則は、次のとおりとする。

(救護活動の報告)

第1条 乙は、救護班ごとに救護班診療記録(様式1)及び医薬品衛生材料使用簿(様式2)を整備するとともに、救護活動の終了後速やかに、救護班日報(様式3)を取りまとめ甲に報告するものとする。

(事故の報告)

第2条 乙は、救護班の医師及び看護婦が救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、事故報告書(様式4)により速やかに甲に報告するものとする。

(費用弁償等の請求)

第3条 協定書第9条第1項第1号及び第2号に規定する費用弁償等は、乙が一括して費用弁償等請求書(様式5)により、甲に請求するものとする。

(扶助金の請求)

第4条 協定書第9条第1項第3号に規定する扶助金は、支給を受けようとする者が扶助金支給申請書(様式6)により、甲に請求するものとする。

(支払)

第5条 甲は、第3条及び第4条により請求を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに支払うものとする。

平成17年8月1日

署名 略

## 鳥取県町村会と徳島県町村会との危機事象発生時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、鳥取県及び徳島県（以下「両県」という。）のいずれかの県域の町村において、自然災害はもとより、生命、身体及び財産に重大な被害をもたらす危機事象又はそのおそれのある危機事象が発生した場合に応援を実施する町村による効果的な応援が行われるよう、必要な事項について定める。

(カウンターパート方式)

第2条 両県の町村は、被災町村に対する支援を行うブロックをあらかじめ定めたカウンターパート方式により、円滑かつ迅速な応援を行う。

(ブロックの設置)

第3条 両県の町村を次の表のとおりそれぞれ3つのブロックに分け、原則としてブロックを単位として被災町村からの応援要請に応じるものとする。

ブロック	鳥 取 県	徳 島 県
A	日吉津村 大山町 南部町 伯耆町 日南町 日野町 江府町	松茂町 北島町 藍住町 板野町 上板町
B	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	勝浦町 上勝町 佐那河内村 石井町 神山町 つるぎ町 東みよし町
C	岩美町 若桜町 智頭町 八頭町	那賀町 牟岐町 美波町 海陽町

2 前項のブロックごとに両県それぞれ幹事町村を置き、町村会とともに連絡調整にあたるものとする。

3 幹事町村及び町村会が行う連絡調整は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被災町村との連絡及び情報収集
- (2) 他のブロックへの応援要請
- (3) 前2号に掲げるもののほか、被災町村の応援に関し必要な事項

(応援内容)

第4条 応援の基本的内容については、次のとおりとする。

- (1) 応急対策等に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 避難及び収容のための施設の提供
- (4) 救護、医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供

- (5) 被災児童、被災生徒など避難者の一時受け入れ
- (6) その他被災町村から特に要請のあった事項

(応援要請の手続等)

第5条 応援を受けようとする被災町村は、原則として、次の事項を明らかにして、幹事町村を通じて電話等による要請を行い、後日速やかに応援を実施した町村に対し文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する内容（人員の派遣については職種・人数、物資・資機材等の搬入については物資等の品目・数量）
- (3) 応援場所及び応援場所への経路
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(平常時の協力体制)

第6条 この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平常時から、研究、協議及び両県間での情報その他の交流を図るため、「危機事象時相互応援連絡協議会」を両県の町村会に置く。

(経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた危機事象発生町村の負担とする。ただし、応援を受けた町村と応援を行った町村の間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りでない。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、両県の町村が別に締結する危機事象発生時の相互応援に関する協定を妨げるものでない。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度、両県町村会で協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、この本書2通を作成し、それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

平成25年6月6日

署名 略

## 災害時における情報交換及び支援に関する協定書

国土交通省四国地方整備局長（以下「甲」という。）と神山町長（以下「乙」という。）は、神山町の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）の情報交換及び支援について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害発生時等において、甲及び乙が連携を図り、神山町民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

### （協力体制）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

### （支援内容）

第3条 災害初動時に甲が実施する支援内容は、次のとおりとする。

- (1) 被害状況の把握及び提供
- (2) 情報連絡網の構築
- (3) 災害応急措置
- (4) その他必要と認められる事項

### （現地情報連絡員の派遣）

第4条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めるときは、神山町災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

### （支援の要請）

第5条 神山町の区域における国土交通省所管施設等に災害が発生し、又は発生の恐れがある場合は、必要に応じて、乙は甲に支援要請を行うものとする。なお、乙は、現地情報連絡員を経由して甲に支援要請が行えるものとする。

### （支援の実施）

第6条 甲は乙からの支援要請に対し、災害対策用資機材及び人員の配備状況等を勘案し調整した上で、乙にその内容を伝え、可能な支援を行うものとする。なお、甲は、現地情報連絡員を通じて調整内容を乙に伝える場合がある。

(平常時の連携)

第7条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年10月26日

署名 略

## 災害時の協力に関する協定書

神山町（以下、「甲」という。）と四国電力株式会社（以下、「乙」という。）とは、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 甲、乙は、大規模地震および台風等の災害発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活の維持と安全を確保するために電力設備の迅速かつ円滑な復旧をはかるものとする。

### （災害情報の提供）

第2条 甲、乙は、相互に、迅速に大規模地震および台風等による災害情報を提供するものとする。

### （電力設備の復旧）

第3条 災害により大規模な停電が発生した場合、乙は、乙の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断したうえで、優先順位を見極めながら医療機関（災害拠点病院など）、災害復旧対策の中核となる官公署等への電力供給設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の電力設備復旧における電源車等の使用は、乙の判断によるものとする。

### （復旧作業に対する協力）

第4条 災害により甲が管理する道路が使用不能となり、乙の電力復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

2 甲は、乙が電力復旧のために、甲の管理する土地、道路等に、仮設電柱、配電線等の電力供給設備（以下「仮設電柱等」という。）を設置することを承諾する。この場合、復旧の進捗により仮設電柱等が不要となった時は、乙の負担により原状に復するものとする。

3 災害により緊急に電力復旧作業を要する場合において、甲の許認可が必要なとき、甲は、申請書類の提出に先立ち、乙が口頭などの簡易な方法により許認可申請を行うことを認める。この場合、乙は事後、可能な限り速やかに申請書類を提出するものとする。

### （復旧拠点・資材置場等の確保に対する協力）

第5条 災害時において、乙の電力復旧作業に必要な復旧拠点、資材置場、駐車場およびヘリポート等の確保にあたっては、甲は乙の要請に協力するよう努める。

### （協議）

第6条 本協定に定めのない事項および本協定の定めについて疑義が生じた場合、甲、乙は誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

本協定締結の証として、本書を2通作成し、甲・乙記名捺印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年3月21日

署名 略

## 覚書

神山町（以下「甲」という。）ならびに四国電力株式会社 徳島支店（以下「乙」という。）は、甲と乙が平成25年3月21日に締結した「災害時の協力に関する協定書」（以下「協定書」という。）に関し、次のとおり覚書を締結する。

（乙の権利義務の承継）

第1条 乙は令和2年4月1日を効力発生日として、その事業に関して有する権利義務の一部を四国電力送配電株式会社（以下「乙1」という。）に継承させる吸収分割契約（以下単に「吸収分割契約」という。）を締結している。甲は、吸収分割契約の効力が発生した場合には、協定書に定める乙の権利義務の一部が乙1に承継され、協定書は甲ならびに乙および乙1の間の協定書となることを承諾する。この場合、協定書において「乙」とあるのは、すべて「乙および乙1」と読み替えることとする。

2 乙の送配電カンパニー徳島支社長（以下「乙2」という。）は、吸収分割契約の効力発生後、乙1において協定書締結に係る権限を有することを予定されている。乙2は、協定書の内容および協定書において乙1が継承することとなる権利義務について了知した。

（協議事項）

第2条 本覚書に定めのない事項、又は本覚書に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

（有効期間）

第3条 本覚書は、協定書の有効期間中は有効に存続し、協定書の終了と同時に効力を失うものとする。

以上、本覚書締結の証として本書3通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年12月12日

署名 略



## 大規模災害時における支援活動に関する協定書

神山町（以下「甲」という。）と全徳島建設労働組合神山支部（以下「乙」という。）は、神山町で発生した大規模災害への支援活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な被害が発生した場合において、乙に所属する組合員の労力、知識及び建設資材（以下「労働力」という。）を結集して、迅速な災害対応を円滑かつ的確に行うことを目的とする。

（大規模な災害の定義）

第2条 甲が認定した災害をいう。

（支援の要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、乙に所属する組合員が有している労働力の支援が必要と認める場合は、乙に対して、支援要請をするものとする。

2 前項の支援要請は、原則として文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請し、事後に文書を提出するものとする。

（支援活動の内容）

第4条 甲の災害対応を支援するため、乙は、甲からの支援要請に基づき、次の支援を実施する。

- (1) 避難所等の設営に係る工作物の設置や軽微な補修、復旧など、町の災害対策本部から指示された応急・復旧作業
- (2) 乙が覚知した被害情報の提供
- (3) その他甲が必要と認める応急・復旧作業

（支援活動の報告）

第5条 乙は、支援活動が完了した場合は、速やかに文書により甲に報告するものとする。

（活動に伴う費用）

第6条 この協定に基づく支援内容のうち、人件費、交通費及び燃料費等の支援活動に伴う諸経費については無償を基本とする。

2 建設資材に要する費用については有償とし、別途精算する。

(出勤する組合員の身分)

第7条 派遣される組合員は、従事組合からの依頼により支援業務に従事するものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期限は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は更新されたものとし、以降もこれと同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(施行)

第10条 この協定は平成22年1月1日から施行する。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年12月16日

署名 略

## 災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書

神山町（以下「甲」という。）と神山電気工事組合（以下「乙」という。）は災害時の町有施設における電気設備の応急復旧に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、神山町内において地震、風水害およびその他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、町有施設における電気設備の応急復旧に関して、甲が乙に対して協力を求めるに当たって必要な手続等を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、神山町内に災害が発生し、次に掲げる業務を遂行するために協力を要請することができる。

- (1) 町有施設等の電気設備の応急復旧活動に関すること
- (2) 応急復旧活動中に二次災害等を発見した場合における関係機関への通報に関すること
- (3) その他甲が特に必要と認める業務に関すること

2 甲は、前項の要請を行うときは、応急復旧対策業務要請書（様式第1号）（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（要請に対する協力）

第3条 乙は、前条の要請があったときは、可能な限り当該要請に協力するものとする。

（応急復旧作業後の引渡し）

第4条 乙は、甲の要請による電気設備が応急復旧した場合には、速やかに甲に応急復旧対策業務完了報告書（様式第2号）（以下「報告書」という。）により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に引き渡すものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

（災害復旧実施マニュアルの提示）

第5条 乙は甲の要請に対応するために、あらかじめ災害復旧を実施するためのマニュアルを作成し、甲に提示するものとする。

（連絡責任者の指定）

第6条 この協定に定める協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は、事前に連絡

責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」）を定め文書により報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

（費用の負担）

第7条 この協定に基づき乙が実施した応急復旧活動に要した経費については、災害の発生直前における適正な価格を基準として、甲、乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

（協定の有効期間）

第8条 この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の締結の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

この協定締結の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者署名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年3月27日

署名 略

## 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

神山町（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

### （目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

### （用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生していること、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等（以下「利用者」という。）への通信の提供を可能とするものをいう。

### （電話機の管理）

第3条 甲は、本覚書に基づき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

### （屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 屋内配線や保安器、引込線等の乙が設置する設備が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとし、修復に係る費用は、原則、甲が負担するものとする。

### （設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を情報管理責任者（変更）通知書（様式第1号）により通知することとする。

### （移転、閉鎖等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の移転、閉鎖等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置

場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することとする。

(定期試験の実施)

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話を即座に利用できるよう、別紙1に定める定期試験を実施することとする。

(異常発見時の扱い)

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(利用の開始)

第9条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は電話機を即座に設置し、利用者の通信確保に努めるものとする。ただし、甲と乙が連絡を取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとする。

(利用者の誘導)

第10条 甲は、特設公衆電話の利用の開始をした場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(利用料)

第11条 利用者は、第9条により、特設公衆電話を利用した場合は利用料は発生しないものとする。

(利用の終了)

第12条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は電話機を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所等を閉鎖した場合には、甲は速やかに電話機を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第13条 乙は、災害の発生時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、甲と合意した場合、乙のホームページ上で公開するものとする。

(目的外利用の禁止)

第14条 特設公衆電話の利用については、第7条に規定する定期試験及び第9条に基づく利用の場合を除き、禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分

の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。なお、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(協議事項)

第15条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成25年7月31日

署名 略

## 災害時における応急生活物資の供給に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、徳島県内に地震・風水害その他による災害（武力攻撃災害及び緊急対策事態における災害を含む。）が発生した場合（以下「災害時」という。）に、被災者等に対して行う応急生活物資の供給に関して、神山町（以下「甲」という。）と一般社団法人徳島県エルピーガス協会名西地区会（以下「乙」という。）との協力事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定で定める災害時の協力事項は、原則として甲が対策本部（災害対策本部並びに国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部）を設置し、乙に対して協力要請を行ったときに発動する。

(応急生活物資供給の協力実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、応急生活物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(対象となる応急生活物資)

第4条 この協定の対象となる応急生活物資は、原則として別記1のとおりとする。

(要請手続及び連絡責任者)

第5条 この協定による協力要請手続は、原則として文書で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により協力要請手続を行うことができるものとし、事後に文書を提出するものとする。

2 この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務課長、乙においては地区長とする。

(費用等の負担)

第6条 第3条により乙が供給した応急生活物資の費用負担区分は、原則として別記2のとおりとする。

2 前項における甲が負担する費用は、災害時直前の適正なそれぞれの価格を基準にして、甲乙協議の上価格を決定し、算定をするものとする。

(設置場所の指定及び確認等)

第7条 甲は、乙が応急生活物資の供給及び運搬をしたときは、速やかにその設置場所を乙に指定し、設置後その確認を行い、乙からその引渡しを受けるものとする。



(支援体制の整備)

第8条 乙は、一般社団法人徳島県エルピーガス協会の本部及び他地区会との連携を強化し、甲の要請に応じるよう体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結後1年間とし、甲乙双方又は何れか一方からの何らかの意思表示がない場合は、更に1年間更新されたものとし、その後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年10月11日

署名 略

## 災害時における救援物資提供に関する協定書

神山町（以下「甲」という。）と四国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における救援物資提供に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関し、乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 神山町内に震度5弱以上の地震または、同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、甲に災害対策本部が設置され、その災害対策本部から物資の提供について要請があったときは、乙は以下の内容により協力するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫の製品を甲に無償提供するとともに、速やかにフォロー態勢を調えるなど万全を期するものとする。この場合において、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。

（申請の手続き）

第4条 甲は、この協定による要請を行うときは、救援物資提供要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1ヵ月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項その他この協定に定めない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成18年9月27日

署名 略

## 災害時における救援物資提供に関する協定書

神山町役場（以下「甲」という。）と徳島ペプシコーラ販売株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 神山町に震度5弱以上の地震または、同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲の対策本部が設置され、その対策本部からの物資の提供について要請があった時、乙は以下の内容により協力するものとする。

乙は、第1項の要請があった場合は、甲所有（申請）の施設又は敷地内に設置している災害対応型自動販売機（緊急時飲料提供ベンダー）の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。

（協力の要請）

第3条 甲は、この協定による要請を行う時は、救援物資提供要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。

前項の解消の申し出は、相手方に申し出るものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項若しくは疑義のあるとき又はこの協定を変更する必要が生じたときは、そのつど甲、乙協議のうえ処理するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年5月20日

署名 略

## 災害時における食料の供給に関する協定書

神山町（以下「甲」という。）と（株）フードハブ・プロジェクト（以下「乙」という。）は、地震、風水害等による大規模災害時（以下「災害時」という。）に必要な食料の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して、住民生活の安定を図るため、食料の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、食料を必要とする場合は、乙に対し食料物資の供給を要請することができる。

- （1）神山町内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- （2）前号に加えて、災害が広域的なものであり、神山町外の災害救助のため、県又は他市町村から食料の調達の斡旋を要請された場合

（要請手続き）

第3条 甲の乙に対する要請は、様式1「食料調達要請書」によって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、その後、速やかに書面を交付するものとする。

（協力）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、食料の優先的な供給、調理及び運搬について、可能な限り協力するものとする。

- 2 甲は、乙が行う食料の調理、運搬に必要な燃料について、可能な限り協力するものとする。

（食料の範囲）

第5条 甲が乙に供給を要請する食料は、要請時点で乙が調達・調理が可能な食料とする。第1条の要請を受けたときは、乙は要請事項を実施するための措置をとるとともに、様式2「食料保有数量報告書」により甲に提出するものとする。

（食料の運搬）

第6条 食料の引渡しは、原則として、甲が指定する場所とし、甲が派遣した職員が食料を確認の上、乙から食料物資の引渡しを受けるものとする。

- 2 食料の引渡し場所までの運搬は、乙又は乙の指定する者（以下「乙等」という。）が行うものとする。また、乙は甲に対して必要に応じて運搬の協力を求めることができる。

3 乙は、甲に対する食料の引渡しが完了したときは、様式3「食料供給実施状況報告書」により甲に報告するものとする。

(食料の価格)

第7条 食料物資の取引価格は、原則として、災害発生時直前における適正な価格とする。

(対価及び費用の負担)

第8条 第1条の規定により乙が供給した食料の対価及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

(対価及び費用の支払い)

第9条 前条の規定による対価及び費用は、乙からの請求書により甲が支払うものとし、甲は請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払いを行うものとする。

(協議事項)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施に関し必要な事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成31年3月6日から平成32年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年3月5日

署名 略

# 災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の 協力に関する協定書

災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書

神山町（以下「甲」という。）、徳島トヨタ自動車株式会社（以下「乙」という。）  
は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、神山町内において災害が発生した場合に、甲、乙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力について必要な事項を定める。

（外部給電可能な車両の種類）

第2条 甲が乙に対して要請する外部給電可能な車両は、次に掲げるものとする。

- （1）燃料電池自動車
- （2）電気自動車
- （3）プラグイン・ハイブリッド自動車
- （4）ハイブリッド自動車

（協力の要請と協力内容）

第3条 甲は、災害時における応急対策のため、乙が保有する外部給電可能な車両を必要とする場合は、乙に対し書面（様式第2号）で要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来さない可能な範囲で、保有する外部給電可能な車両を貸与するよう努めるものとする。

3 乙は、災害による停電の発生時、甲より要請がない場合でも、販売店店舗等において、近隣住民への給電協力を努めるものとする（携帯の充電等へのニーズへの対応）。

（外部給電可能な車両の引渡し）

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を貸与する場合は、乙が甲の指定する場所に運搬し、引渡しを行うものとする。乙が車両運搬不可能な場合、甲乙両方で協議し、引渡しの方法を調整する。

（貸与期間）

第5条 外部給電可能な車両の貸与期間は、災害の発生した日から5日間程度とする。

期間変更の必要がある場合は、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

(報告)

第6条 乙は、第3条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を引渡した場合は、甲に対し速やかに書面(様式第3号)を提出するものとする。

(外部給電可能な車両の返却)

第7条 乙が甲に貸与した外部給電可能な車両の返却時期及び場所については、甲及び乙が協議の上、決定する。

(費用負担)

第8条 甲の要請に基づき乙が行った外部給電可能な車両の貸与期間中の費用については、甲が負担するものとする。ただし、乙から費用負担の申し出があった場合には、この限りではない。

2 前項の費用は、発災直前における適正価格を基礎として、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

(費用の支払い)

第9条 甲は、乙から費用の支払い請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(補償)

第10条 外部給電可能な車両の貸与期間中に生じた損害の補償については、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 事故により、第三者に与えた物的あるいは人的損害については、その損害の帰責理由がある者が、補償責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲、乙が協議の上、その賠償にあたるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合の取扱いは、第11条の規定による。

(車両保険の扱い)

第11条 乙は、外部給電可能な車両の貸与にあたり乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項の保険の適用を受けるに際しかかる費用については、全て乙の負担とする。ただし、甲の故意または重過失によって保険の適用を受けるに至った場合、あるいは保険の適用が受けられなくなった場合は、免責分も含め甲の負担とする。

(使用上の留意事項)

第12条 甲は、貸与を受けた外部給電可能な車両を以下のとおり使用するものとする。

- (1) 使用条件を守り、極力、安全な場所で使用する。
- (2) 原則として、神山町内で使用する。
- (3) 外部給電可能な車両の故障又は何らかの原因により使用できなくなった場合は、第14条第3項の規定により、乙に速やかに報告する。

(連絡責任者)

第13条 甲、乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め書面（様式第1号）、により報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(外部給電可能な車両の情報提供)

第14条 乙は、甲から求められた場合、災害時に外部給電可能な車両の情報を甲に提供する。

- 2 甲は、乙から求められた場合、貸与された外部給電可能な車両の使用状況に関する情報を、適宜、乙に提供する。
- 3 甲は、貸与期間中、外部給電可能な車両に不調が生じた場合など、災害応急対策を進めるにあたり、問題が発生した場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙で対応を協議する。

(訓練等)

第15条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

- 2 前項に規定する訓練の協力を要する費用は、原則として乙の負担とする。

(普及・周知活動)

第16条 甲、乙は、町民の自助による減災を促進するため、外部給電可能な車両の普及や、災害時の車中泊の周知について、協力して取組む。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第18条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。

ただし、この協定の有効期間満了の日の2か月前までに、甲、乙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、以後も同様とする。



この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和2年9月23日

署名 略

## 災害時における段ボール製品の供給に関する協定

神山町（以下「甲」という。）、日本青果包装株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、神山町において自然災害や大規模事故等の他、町民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、避難所等への段ボール製品の供給を通じて、救助活動を円滑に行い、もって被災者の生活の早期安定に寄与することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において災害対策本部を設置した場合等、乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し協力を要請することができる。

（協力実施）

第3条 乙は前条の規定により、甲から協力要請を受けたときは、積極的に協力するものとする。

（物資の品目及び数量）

第4条 甲が乙に供給要請する物資の品目及び数量は、次に掲げる段ボール製品のうち甲が必要と認めるものとする。ただし、物流ラインの断絶等により物資の供給ができないことがあることを勘定して、乙において調達の可否、日時、個数を決定することを甲は了承する。

- (1) 災害緊急時用段ボールベッド
- (2) 段ボールシート
- (3) 段ボール製パーティション
- (4) 段ボールケース等の段ボール製品
- (5) その他乙が取扱う製品

（要請の手続き）

第5条 甲の乙に対する要請手続きは、書面（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに書面を送付するものとする。

（情報の提供）

第6条 甲が協力要請を行った場合は、乙に対して速やかに協力実施区域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。

2 乙は協力実施区域において把握した被災状況等について、甲にその情報を提供するものとする。

(物資の輸送)

第7条 物資の輸送は原則として乙が行うものとし、甲は乙が供給する物資の輸送が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。ただし、乙の輸送が困難な場合は甲乙又は甲が指定する者が輸送するものとする。

(物資の受領)

第8条 甲は、供給された物資の品目及び個数を確認の上、受け取るものとする。

(物資の供給報告)

第9条 乙は、物資の供給終了後速やかに供給内容を甲に報告するものとする。

(費用負担)

第10条 乙が供給した物資の対価については、甲が負担するものとし、甲の要請に基づいて乙が行った輸送等の費用についても、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(費用の請求)

第11条 乙は物資の供給終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後に、甲に費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。

(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め書面（様式第2号）、により報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を発生するものとし、以後甲乙いずれかから文書による申出がない限り、継続するものとする。

(協議)

第14条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和3年12月7日

署名 略